

# 令和7年度 船橋市包括外部監査結果報告書

下水道事業の財務に関する事務の執行について

令和8年2月2日

船橋市包括外部監査人

公認会計士 伊藤 孝明



# 目次

<b>I. 外部監査の概要</b> . . . . .	<b>5</b>
1. 外部監査の種類 . . . . .	5
2. 特定の事件（監査テーマ） . . . . .	5
3. 外部監査対象期間 . . . . .	5
4. 外部監査対象部局 . . . . .	5
5. 特定の事件の選定理由 . . . . .	5
6. 外部監査の方法 . . . . .	7
(1) 監査の要点 . . . . .	7
(2) 主な監査手続 . . . . .	8
7. 外部監査実施期間 . . . . .	10
8. 包括外部監査人及び補助者 . . . . .	10
9. 利害関係 . . . . .	11
<b>II. 外部監査対象の事業等の概要</b> . . . . .	<b>12</b>
1. 下水道事業の概要 . . . . .	12
(1) 下水道事業と消化ガス発電事業の概要 . . . . .	12
(2) 主要施設の概要 . . . . .	17
(3) 事業に関連する主な法令・条例・規則等 . . . . .	22
(4) 下水道部の組織図 . . . . .	24
(5) 下水道使用料及び受益者負担金の体系 . . . . .	25
(6) 老朽化、耐震化、浸水対策の概要 . . . . .	27
(7) 水洗便所化改造工事資金貸付制度の概要 . . . . .	34
(8) 徴収一元化の概要 . . . . .	35
(9) 下水道事業の今後の在り方について . . . . .	35
(10) 埼玉県八潮市の事故後に実施された調査結果について . . . . .	37
2. 下水道事業の分析結果 . . . . .	41
(1) 過去3年間の決算数値の概要 . . . . .	41
(2) 主要な経営指標の推移 . . . . .	48
(3) 不明水の分析 . . . . .	50
(4) 下水道事業の近隣他市比較 . . . . .	54
<b>III. 外部監査の結果（指摘及び意見）</b> . . . . .	<b>63</b>
1. 監査の結果に関する方針 . . . . .	63
(1) 本報告書に記載する監査の結果に関する注意事項 . . . . .	63
(2) 監査の結果の表記方法について . . . . .	63

2. 監査の結果一覧	64
(1) 下水道総務課	64
(2) 下水道河川計画課	65
(3) 下水道河川整備課	66
(4) 下水道施設課	66
(5) 下水道河川管理課	67
(6) 債権管理課	67
(7) 全課合計	68
3. 下水道総務課	69
(1) 概要	69
(2) 結果	73
4. 下水道河川計画課	165
(1) 概要	165
(2) 結果	167
5. 下水道河川整備課	173
(1) 概要	173
(2) 結果	176
6. 下水道施設課	183
(1) 概要	183
(2) 結果	186
7. 下水道河川管理課	204
(1) 概要	204
(2) 結果	207
8. 債権管理課	224
(1) 概要	224
(2) 結果	227

**付 記** . . . . . **231**

凡例

①本報告書における金額は、円による表示を除き、表示単位未満を切り捨てて表示している。従って、表中の金額を合計しても合計欄の金額に一致しない場合がある。

②比率（％）は、小数点以下第 2 位を四捨五入して第 1 位までを表示している。

## I. 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び船橋市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 12 年 3 月 31 日条例第 4 号）の規定に基づく外部監査

### 2. 特定の事件（監査テーマ）

下水道事業の財務に関する事務の執行について

### 3. 外部監査対象期間

令和 6 年度（ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。）

### 4. 外部監査対象部局

下水道部	下水道総務課
	下水道河川計画課
	下水道河川整備課
	下水道施設課
	下水道河川管理課
税務部	債権管理課

### 5. 特定の事件の選定理由

令和 7 年 1 月 28 日に、埼玉県八潮市において、下水道管の破損に起因した道路陥没事故が発生した。この事故では、陥没により突如としてできた穴に、トラック運転中の運転手が車ごと転落するという惨事が起きた。また、事故後、陥没した穴は徐々に拡大し、一時、周辺住民 120 万人に対する流域下水道の使用制限が要請される事態となっている。この事故によって、下水道管の破損が如何に甚大な被害を社会にもたらすかという事が認知されたと言えるのではないだろうか。事故の様子を映像で見る度に、日常生活で同様の惨事に自らが遭遇してしまうのではないかという不安を抱く市民もいるはずで

ある。この事故後、国土交通省は同様の事故の発生を未然に防ぐために、陥没箇所と同様の大規模な下水道管路を管理する 7 都府県 13 箇所の流域下水道管理者に対し、下水道管路施設に対する緊急点検と補完的な路面下空洞調査の実施を要請している。

下水道は、健康で快適な生活環境の確保、河川等の公共用水域の水質の保全を図るために不可欠な都市施設である。日本における下水道は、明治時代にその整備が開始され、昭和 33 年の新下水道法、昭和 38 年の下水道整備五箇年計画の制定以降、本格的な整備が進んだ。日本全体の下水道処理人口普及率（公共下水道及び特定環境保全公共下水道の処理区域内人口を総人口で除したもの）は令和 5 年度末時点で 81.4%となっているが、船橋市はこれを 10%以上も上回る 91.8%に達しており、下水道布設によって市民に健康で快適な生活環境が提供されている。

しかしその一方で、下水道事業は、経営的観点から見ると大変厳しい環境下での事業運営が求められている。例えば、主たる下水道施設である管渠は、上水道よりも深い位置に埋設する必要があることから、布設や維持管理に要する費用が高額となり、高コスト体質での経営が強いられるという特徴がある。また、上水道では処理水がほぼ課金対象となるのに対し、下水道は課金対象とならない雨水も処理しなければならず、独立採算制の原則が前提となっている地方公営企業でありながら、そもそも使用料等だけでは採算が取れない事業構造にある。そのため、雨水公費・汚水私費の原則が基本とされ、雨水処理費は一般会計からの公費による負担が必要となっている。

このような厳しい環境下での経営に加え、現在、下水道事業は、管渠や処理施設の老朽化対策、耐震化対策、浸水対策という重要な課題に直面している。将来、人口減少が見込まれる中で、これらの対策を効果的、効率的に行うためには、従来型の施設整備方針を転換せざるを得なくなる可能性もあり、下水道管理者にとってはその手腕と真価が問われる時代となっている。

船橋市の下水道事業は、平成 30 年 4 月 1 日に船橋市下水道事業財務規則が施行されたのを契機に、地方公営企業法施行規則に基づく会計基準が適用されている。この会計基準は企業会計と同様に複式簿記による管理と決算関係書類の作成が求められており、下水道施設等のストック情報が数値により正確に把握できる仕組みとなっている。令和 5 年度の下水道事業貸借対照表によると総資産は 287,051 百万円となっており、事業上管理する資産の額が如何に多額であるかという事が分かる。また同損益計算書では、当期純利益 457 百万円が計上されているものの、多額の他会計負担金、他会計補助金等を収益に計上することによって最終的な利益が計上されている状況にあり、大変厳しい損益構造であることが窺える。

このような市の下水道事業について、過去の包括外部監査結果を振り返ると、事業自体が特定の事件として初めて選定されたのは平成 16 年度であり、その後、平成 21 年度に施設管理や業務委託を中心とした監査が実施されて以来、現在に至るまで当該事業自体に的を絞った監査は久しく実施されていない状況にある。また過去の監査では地方公営企業法非適用下での下水道事業が対象となっており、同法適用後の下水道事業は未だ包括外部監査の特定の事件に選定されていないという事が言える。従って、同法適用後の財務に関する事務につき第三者による検証が期待される場所である。

前述のとおり、八潮市の事故によって下水道事業に関する社会的関心は高まっている。市においても、老朽化対策をはじめとする諸施策の状況をはじめ、事務の適切性、財務上の課題等に関心を抱いている市民も多いと推測している。そのような中で、地方公営企業法適用により実態が可視化された下水道事業を監査する事は大変意義があると考えます。

以上の理由より、本題を特定の事件として選定した。

## 6. 外部監査の方法

### (1) 監査の要点

#### ①財務に関する事務及び事業の合规性

- i) 下水道事業の財務に関する事務及び事業について、根拠となる規則、基準、実施計画等が、関係法令、条例に準拠した内容となっているか。
- ii) 下水道事業の財務に関する事務及び事業が、関係法令、条例、規則、基準、実施計画、契約等に準拠して適切に執行されているか。また、適切に執行するために必要となる内部統制が整備され、運用されているか。

なお、合规性には適法性と正当性の 2 つの視点があり、以下に示す違法行為については適法性の視点から、また不当行為については正当性の視点から合规性違反と判断している。

違法行為	不当行為
法令、条例、規則等の形式的な違反がある。	法令、条例、規則等の形式的な違反はない。
法令等の実質的な違反がある場合 ①裁量権の逸脱又は濫用 ②行為の程度が法令等の予定している程度を越えている場合で、客観的に見て社会通念上、著しく適切を欠いた場合に限って違法と	法令等の実質的な違反とは言えないが、 ①行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである。 ②法令等の運用の仕方が不十分である、又は不適切である。

違法行為	不当行為
される。	③社会通念上、適切でないもの
<事例> ①作為に基づく法令違反（不正） ②法令等の解釈・適用の誤りに基づくもの（誤謬）	<事例> ①通常の時価よりも著しく高い価格での物品購入 ②公益性はあるが必要以上に多額な支出

（出典：日本公認会計士協会「地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及びQ&A」Q27より）

## ②財務に関する事務及び事業の経済性・効率性・有効性・公平性・倫理性

下水道事業の財務に関する事務及び事業の執行について、次の視点から見て問題点や改善すべき事項がないか。

視 点	視点の意味
経済性	最少のコストで行われているか
効率性	投入したヒト・モノ・カネ等に見合う結果を出しているか
有効性	その目的を達成し十分な成果を挙げているか
公平性	市民等に対して公平に行われているか
倫理性	公益的、倫理的に行われているか

## （２）主な監査手続

### ①事務又は事業の概要把握

下水道事業に関する事務又は事業の概要を把握するために、対象所管課に対し、事務又は事業の概要、関係法令・条例・規則等一覧、分掌事務、組織図・人員配置・事務分担、歳入歳出額・収入未済額、情報システム概要、関連指標、主要事務の事務フロー図等の資料提出を依頼しヒアリングを実施した。

### ②事務又は事業の分析

下水道事業に関して、市の状況を理解するために、総事業費の推移、汚水処理原価と使用料単価の推移、処理水量、有収率、不明水割合の推移、主要な経営指標の推移を確認し、その特徴と数値の傾向を分析した。

また、近隣他市である千葉県千葉市、柏市、松戸市、市川市の令和6年度決算書類をもとに財務数値面での比較分析を行い、市の特徴等を把握した。

この他に料金・負担金等の体系や見直しに関する方針、排水設備等の検

査状況、アスベストや土壌汚染等への対応状況、事故、クレーム、訴訟等の有無及びその対応状況、老朽化対策、耐震化対策、浸水対策等の事業計画、今後の下水道事業の在り方に関する方針を確認し、市が抱える課題等を確認した。

更に埼玉県八潮市の道路陥没事故に起因した国による全国特別重点調査及び市独自の調査状況をヒアリングし、関連資料を分析した。

### ③規則等の合規性及び事務プロセスの準拠性の検証

下水道事業に関する事務又は事業について、依拠する規則・基準等が関係法令・条例等のために準拠したものであるかを確認した。

また、主要な事務プロセスについて、入手した事務フロー図に沿って関連証憑と承認過程を確認し、事務の正確性と規則等への準拠性を検証した。

### ④財産管理等の検証

下水道事業に関して、公有財産及び物品の管理状況を検証するために各台帳の記載状況を確認するとともに、現物の実在性、台帳の網羅性、正確性や不良又は不稼働財産・物品の有無を確認する目的で、次の施設を現地視察した。

施設の区分	施設名	視察日
下水処理場等	西浦下水処理場	令和7年8月19日
	高瀬下水処理場	令和7年8月12日
	高瀬下水処理場上部運動広場	
消化ガス施設	西浦下水処理場	令和7年8月19日
	高瀬下水処理場	令和7年8月12日
雨水ポンプ場	都疎浜ポンプ場	令和7年9月3日
	中山ポンプ場	
	湊町雨水ポンプ場	
	宮本ポンプ場	

### ⑤歳入及び債権管理の検証

歳入の調定額を検証するとともに、収入未済額に対する督促、催告、訴訟提起などの債権管理事務及び不納欠損処分が条例、規則、要領等に準拠して適切に実施されているかを検証した。

### ⑥歳出、契約の検証

歳出のうち、主要な支払について関連証憑と承認状況を確認し、処理科

目、処理時期が適切であるかを検証した。

また、契約については、まず入札に関して事務プロセスの関連規則等への準拠性を検証するとともに、経済性の観点から現状の事務の検討を行った。その他に、所管課が契約する業務委託契約や協定等について、契約上の規定の遵守状況等をヒアリングや関連証憑の確認により検証した。

### ⑦IT 全般統制等の検証

各所管課が事務の遂行上利用している情報システム及びエンドユーザーコンピューティングについて、主に船橋市情報セキュリティ対策基準と各情報システムの情報セキュリティ実施手順書に準拠した手続が実施されているかを検証した。

### ⑧他市事例等との比較分析

下水道事業に関して、近隣他市等と事務及び事業の比較分析を行い、市として参考とすべき事項又は事例がないかを検討した。

## 7. 外部監査実施期間

令和7年6月1日から令和8年2月2日まで

## 8. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

伊藤 孝 明            公認会計士

補助者

佐々田 博 信            公認会計士

林        広 隆            公認会計士

地 引 久 貴            公認会計士

泉        登茂子            公認会計士

福 田 佐知子            公認会計士    弁護士

藤 井        寿            公認会計士    弁護士

## 9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## II. 外部監査対象の事業等の概要

### 1. 下水道事業の概要

#### (1) 下水道事業と消化ガス発電事業の概要

##### ① 下水道事業

##### i) 下水道計画概要

市の下水道計画上の処理区は、公共下水道の西浦処理区、高瀬処理区、津田沼処理区、流域関連公共下水道の江戸川左岸処理区、印旛処理区の5処理区であり、各処理区の排除方式と処理施設が以下のとおりとなっている。

【図表1 船橋市下水道計画概要図】



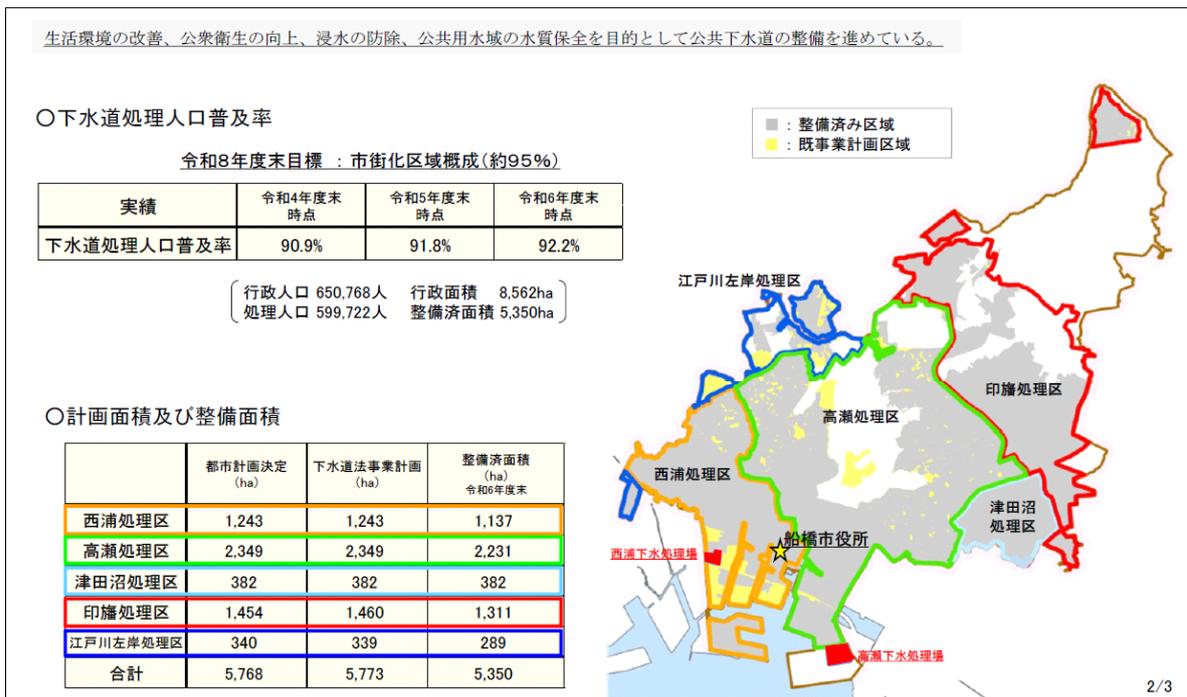
(市資料より)

## ii) 公共下水道（污水）概要

各処理区における公共下水道（污水）の整備状況は、以下のとおりである。市全体の下水道処理人口普及率は年々上昇しており、令和6年度末時点で92.2%となっている。

下水道法事業計画面積に対する整備済面積の割合を算出した場合、処理区別では、西浦処理区が91.5%、高瀬処理区が95.0%、津田沼処理区が100%、印旛処理区が89.8%、江戸川左岸処理区が85.3%となっている。

【図表2 公共下水道（污水）概要図】



(市資料より)

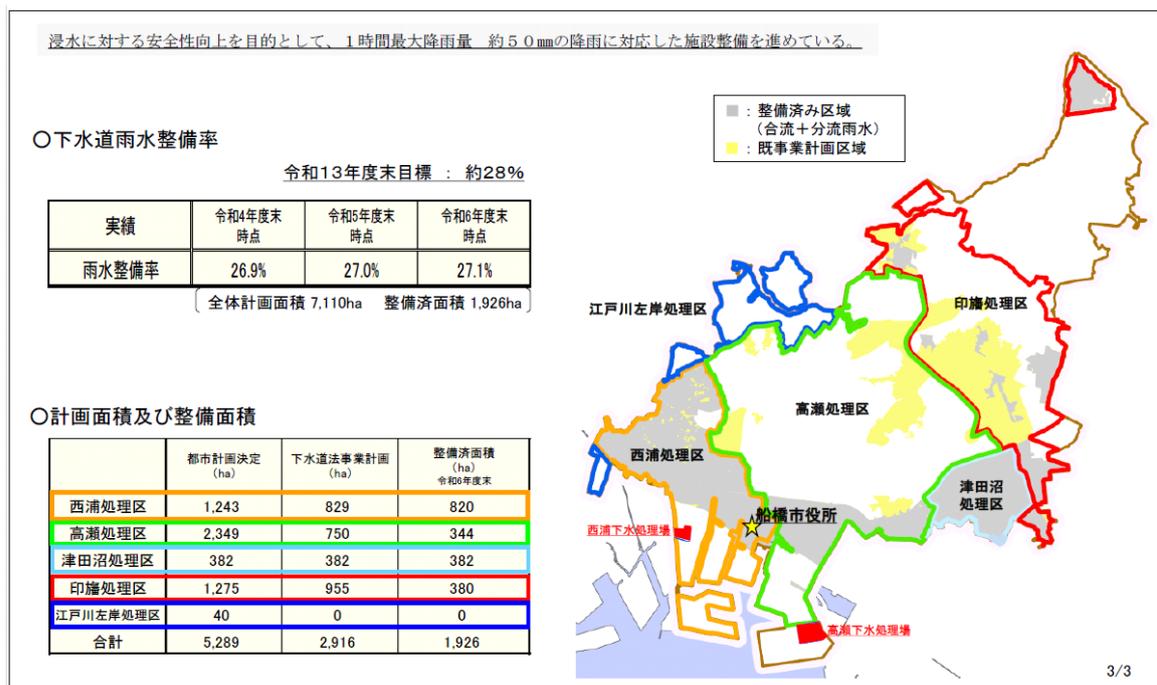
### iii) 公共下水道（雨水）概要

各処理区の公共下水道（雨水）の整備状況は、以下のとおりである。市全体での雨水整備率は、微増ではあるが年々増加しており、令和6年度末時点で27.1%となっている。雨水整備は、浸水に対する安全性向上を目的として、1時間最大降雨量が約50mmの降雨に対応するために実施されている。

下水道法事業計画面積に対する整備済面積の割合で雨水整備率を算出した場合、処理区別では、西浦処理区が98.9%、高瀬処理区が45.9%、津田沼処理区が100%、印旛処理区が39.8%となっている。江戸川左岸処理区は、事業計画上、雨水対策のための整備が予定されていない。

内陸部の高瀬処理区や印旛処理区は、分流方式を採用しており、雨水の放流先となる河川の整備に伴い雨水整備を実施するため、上記のように雨水整備率が低い状況にある。

【図表3 公共下水道（雨水）概要図】



(市資料より)

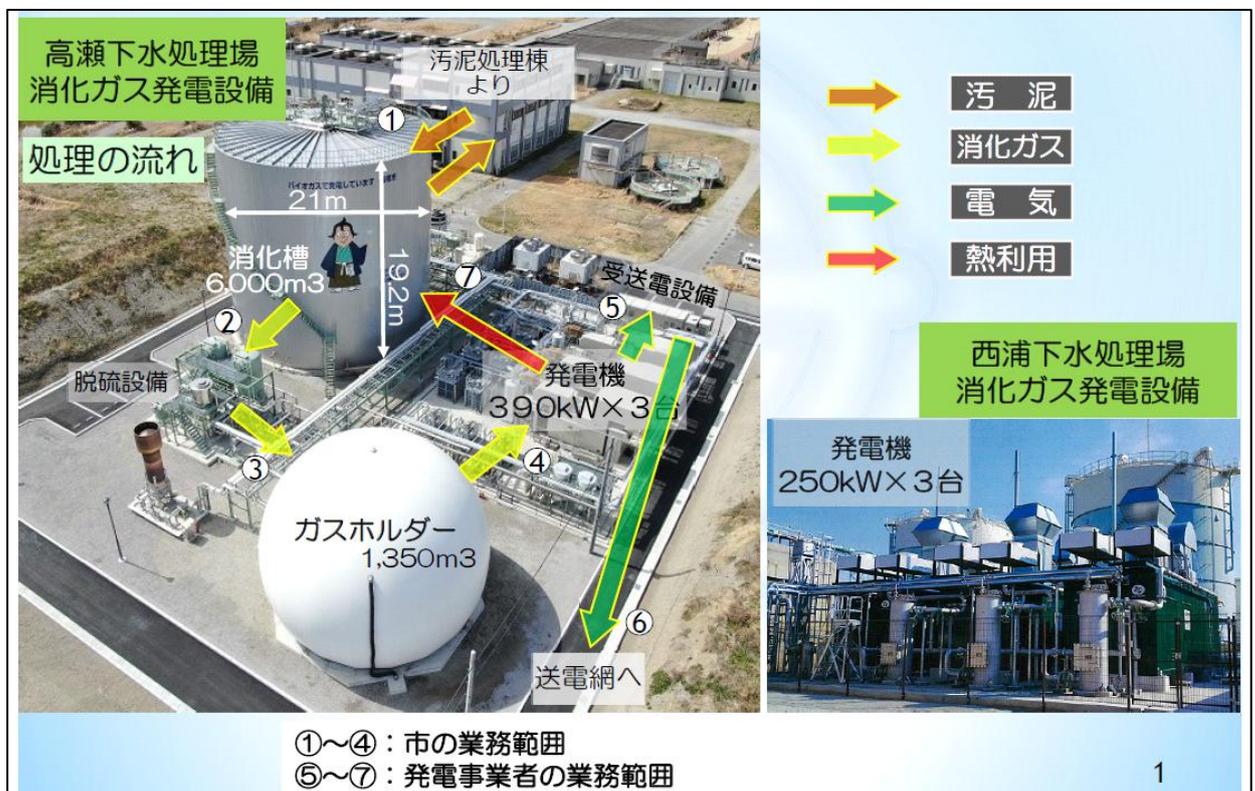
## ②消化ガス発電事業

### i) 消化ガス施設の外觀

市では西浦下水処理場及び高瀬下水処理場において、下水処理時に発生する消化ガスを利用して発電事業を行う民間企業に当該ガスを売却する消化ガス発電事業を行っている。

いずれの事業も、処理場の敷地に民間企業の発電設備を設置し、発生する消化ガスを当該設備に供給する仕組みとなっている。民間企業は契約に基づき市から消化ガスを全量買い取り、発電設備により発生した電気を固定価格買取制度（FIT）に基づき電力会社に供給している。両処理場の消化ガス設備の外觀は以下のとおりである。

【図表 4 消化ガス施設の外觀】



(市資料より)

## ii) 事業の経緯、概要及び効果

消化ガス発電事業の経緯、概要及び効果は次のとおりである。

### ア. 事業の経緯

年 度	項 目	内 容
平成 23 年度	船橋市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編）	平成 2 年度比 市域の温室効果 ガス 30%削減を目標
平成 26 年度	船橋市再生可能エネル ギー等導入方針	再生可能エネルギー設備の積 極的な導入
平成 28 年度	西浦下水処理場	プロポーザルにて事業者選定 設計→建設（平成 29 年 1 月～ 平成 31 年 3 月）
平成 31 年度	西浦下水処理場	消化ガス発電開始
	高瀬下水処理場	プロポーザルにおいて事業者 選定（消化槽等の設置） 設計→建設（平成 31 年 2 月～ 令和 4 年 3 月）
令和 2 年度	ゼロカーボン宣言	目標：2050 年にゼロカーボンシ ティふなばしへ
令和 4 年度	高瀬下水処理場	消化ガス発電開始

（市資料より作成）

### イ. 事業の概要

	西浦下水処理場	高瀬下水処理場
事業手法	民設民営（発電事業）	DesignBuild(消化槽等の設置) ＋民設民営（発電事業）
事業費	0 円	約 19 億円（DB 分）
発電機	250kW×3 基	390kW×3 基
発電期間	平成 31 年 4 月～令和 21 年 3 月（20 年間）	令和 4 年 4 月～令和 24 年 3 月 （20 年間）
電気売却先	固定価格買取制度（FIT）	固定価格買取制度（FIT） 地 産地消（西浦下水処理場）

（市資料より作成）

## ウ. 事業の効果

	西浦下水処理場		高瀬下水処理場	
	既設消化槽有り		既設消化槽無し	
	導入前	導入後	導入前	導入後
消化ガスの利用	消化槽の加温用	発電用	—	発電用
汚泥発生量		同じ		汚泥量減
汚泥処理費		同じ		(汚泥運搬+処分費)減
臭い		同じ		苦情減
消化ガス使用料	—	あり	—	あり
土地使用料	—	あり	—	あり

(市資料より作成)

## (2) 主要施設の概要

### ① 下水道事業

市における下水道事業の主要施設は、下水処理場、雨水ポンプ場、マンホールポンプ場、管渠である。各施設の概要は、次のとおりである。

#### i) 下水処理場

##### ア. 西浦下水処理場

項目	概要
所在地	船橋市西浦1丁目4番6号
敷地面積	72,410 m <sup>2</sup>
処理区	西浦処理区
排除方式	合流式(一部分流式)
処理方式	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法
放流先	二俣川
汚泥処理方法	濃縮→消化→脱水
処理能力	晴天時 (計画: 81,000 m <sup>3</sup> /日 現有: 81,000 m <sup>3</sup> /日) 雨天時 (計画: 769,000 m <sup>3</sup> /日 現有: 769,000 m <sup>3</sup> /日)
供用開始年月	昭和51年4月
整備中又は予定	整備中: 消化設備更新工事

項 目	概 要
の施設	自家発電設備更新工事 整備予定：水処理機械設備更新工事 （令和 7～9 年度実施予定） 水処理電気設備更新工事 （令和 7～9 年度実施予定） 合流沈砂池ポンプ棟電気設備工事 （令和 7～9 年度実施予定）

（市資料より）

## イ. 高瀬下水処理場

項 目	概 要
所在地	船橋市高瀬町 56 番地
敷地面積	211, 650 m <sup>2</sup>
処理区	高瀬処理区
排除方式	分流式（一部合流式）
処理方式	嫌気無酸素好気法
放流先	東京湾
汚泥処理方法	濃縮→消化→脱水
処理能力	晴天時（計画：153, 000 m <sup>3</sup> /日 現有：102, 000 m <sup>3</sup> /日） 雨天時（計画：414, 100 m <sup>3</sup> /日 現有：414, 100 m <sup>3</sup> /日）
供用開始年月	平成 11 年 4 月
整備中又は予定の施設	整 備 中：水処理設備工事 消毒設備更新工事 整備予定：電気設備工事（計装設備関係） （令和 7 年度実施予定） 管理棟空調設備工事 （令和 8 年度実施予定） 沈砂池ポンプ棟耐震補強工事 （令和 7～8 年度実施予定）

（市資料より）

## ii) 雨水ポンプ場

### ア. 都疎浜ポンプ場

項目	概要
所在地	船橋市南本町 21 番 22 号
敷地面積	2,200 m <sup>2</sup>
処理区	西浦処理区
監視操作方法	通信回線による遠隔監視
供用開始年月	昭和 45 年 12 月
整備中又は予定の施設	整備中：改築工事（令和 6～令和 14 年度） 整備予定：－

(市資料より)

### イ. 中山ポンプ場

項目	概要
所在地	船橋市本中山 3 丁目 5 番 11 号
敷地面積	1,410 m <sup>2</sup>
処理区	西浦処理区
監視操作方法	通信回線による遠隔監視
供用開始年月	平成 14 年 4 月（下水施設として供用開始）
整備中又は予定の施設	整備中：遠方監視制御設備工事 整備予定：－

(市資料より)

### ウ. 湊町雨水ポンプ場

項目	概要
所在地	船橋市湊町 2 丁目 2710 番地
敷地面積	55 m <sup>2</sup>
処理区	西浦処理区
監視操作方法	通信回線による遠隔監視
供用開始年月	平成 5 年 4 月
整備中又は予定の施設	整備中：－ 整備予定：－

(市資料より)

## エ. 宮本ポンプ場

項目	概要
所在地	船橋市宮本2丁目15番5号
敷地面積	1,850 m <sup>2</sup>
処理区	高瀬処理区
監視操作方法	通信回線による遠隔監視
供用開始年月	昭和55年10月
整備中又は予定の施設	整備中：遠方監視制御設備工事 空調換気設備工事 整備予定：自家発電設備更新工事 (令和7～9年度実施予定)

(市資料より)

### iii) マンホールポンプ場

項目	潮見町汚水マンホールポンプ場	前貝塚町汚水マンホールポンプ場	二和東5丁目汚水マンホールポンプ場
所在地	船橋市潮見町16番6	船橋市旭町6丁目694番11地先	船橋市二和東5丁目38番地先
処理区	西浦処理区	高瀬処理区	印旛処理区
監視操作方法	通信回線による遠隔監視		
供用開始年月	令和2年度	平成23年度	平成27年度

項目	丸山3丁目汚水マンホールポンプ場	丸山4丁目汚水マンホールポンプ場その1
所在地	船橋市丸山3丁目40番2地先	船橋市丸山4丁目194番189地先
処理区	江戸川左岸処理区	江戸川左岸処理区
監視操作方法	通信回線による遠隔監視	
供用開始年月	令和5年度	令和5年度

(市資料より作成)

項目	駒込雨水幹線ポンプ場	浜田排水区ポンプ場	二重川排水区貯留管ポンプ場
所在地	船橋市習志野台6-1付近	船橋市三山9-22付近	船橋市咲が丘3-7付近
処理区	印旛処理区	津田沼処理区	印旛処理区

監視操作方法	通信回線による遠隔監視		
供用開始年月	平成 9 年度	平成 17 年度	平成 29 年度

(市資料より作成)

#### iv) 管渠

項 目	概 要
処理区	高瀬、西浦、印旛、江戸川左岸、津田沼
管路総延長 (A)	約 1,531 k m
布設年数が法定耐用年数 (50 年) を超過した管渠の延長 (B)	約 111 k m
布設年数が 40 年超 50 年未満の管渠の延長 (C)	約 110 k m
比率	(B) / (A) = 7.3% (C) / (A) = 7.2%

(市資料より)

## ②消化ガス発電事業

消化ガス発電事業の主要施設の概要は、以下のとおりである。

#### i) 西浦下水処理場

項 目	概 要
所在地	船橋市西浦 1 丁目 4 番 6 号
敷地面積	—
供用開始年月	平成 31 年 4 月
処理能力	3,420 m <sup>3</sup> /基、4,520 m <sup>3</sup> /基
発生ガス量	令和 4 年度 : 946,761 N m <sup>3</sup> 令和 5 年度 : 1,013,582 N m <sup>3</sup> 令和 6 年度 : 1,113,975 N m <sup>3</sup>
発電量	令和 4 年度 : 2,183,150 k W h 令和 5 年度 : 2,285,063 k W h 令和 6 年度 : 2,494,442 k W h ※発電事業者による売電実績値

(市資料より)

## ii) 高瀬下水処理場

項目	概要
所在地	船橋市高瀬町 56 番地
敷地面積	—
供用開始年月	令和 4 年 4 月
処理能力	6,000 m <sup>3</sup> /基
発生ガス量	令和 4 年度：2,105,911N m <sup>3</sup> 令和 5 年度：2,043,124N m <sup>3</sup> 令和 6 年度：2,349,554N m <sup>3</sup>
発電量	令和 4 年度：4,351,163 k W h 令和 5 年度：4,105,840 k W h 令和 6 年度：4,694,420 k W h ※発電事業者による売電実績値

(市資料より)

## (3) 事業に関連する主な法令・条例・規則等

下水道事業に関連する主な法令等は、以下のとおりである。

法律	下水道法 水防法 地方公営企業法 都市計画法 水質汚濁防止法
条例	船橋市下水道条例 船橋市下水道事業の設置等に関する条例 船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
規則等	下水道法施行令 下水道法施行規則 地方公営企業法施行令 地方公営企業法施行規則 船橋市下水道条例施行規則 船橋市下水道事業財務規則 船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則 船橋市水洗便所化改造工事資金貸付規則 船橋市排水設備指定工事店事務取扱要綱

	船橋市排水設備接続特例許可事務取扱要領 船橋市排水設備設置義務免除許可事務取扱要領 船橋市排水設備設計施工要領 下水道使用料の減免に関する要綱 汚水排除量の認定等に関する基準 給水装置の共同使用（専用連合栓）に係る下水道使用料の計算の特例に関する事務要領 船橋市都市計画下水道受益者負担金の減免に関する取扱要綱 排水流量計等による汚水排除量の認定に関する基準 船橋市下水道設計指針、下水道施設の耐震対策指針 船橋市下水道事業損失補償要綱
--	---

（注）規則等には法律・条例以外の関係法令等を記入している。

（市資料より作成）

なお、下水道事業固有の法令等ではないが、債権管理に関連する法令等は以下のとおりである。

法律	地方自治法 地方税法 国税徴収法
条例	船橋市債権管理条例
規則等	国税徴収法施行令 国税徴収法施行規則 船橋市債権管理条例施行規則 船橋市市税及び強制徴収公債権回収一元化に関する事務取扱要領 船橋市債権管理に関する事務取扱要領 船橋市訴訟手続対象債権の選定等に関する基準

（注）規則等には法律・条例以外の関係法令等を記入している。

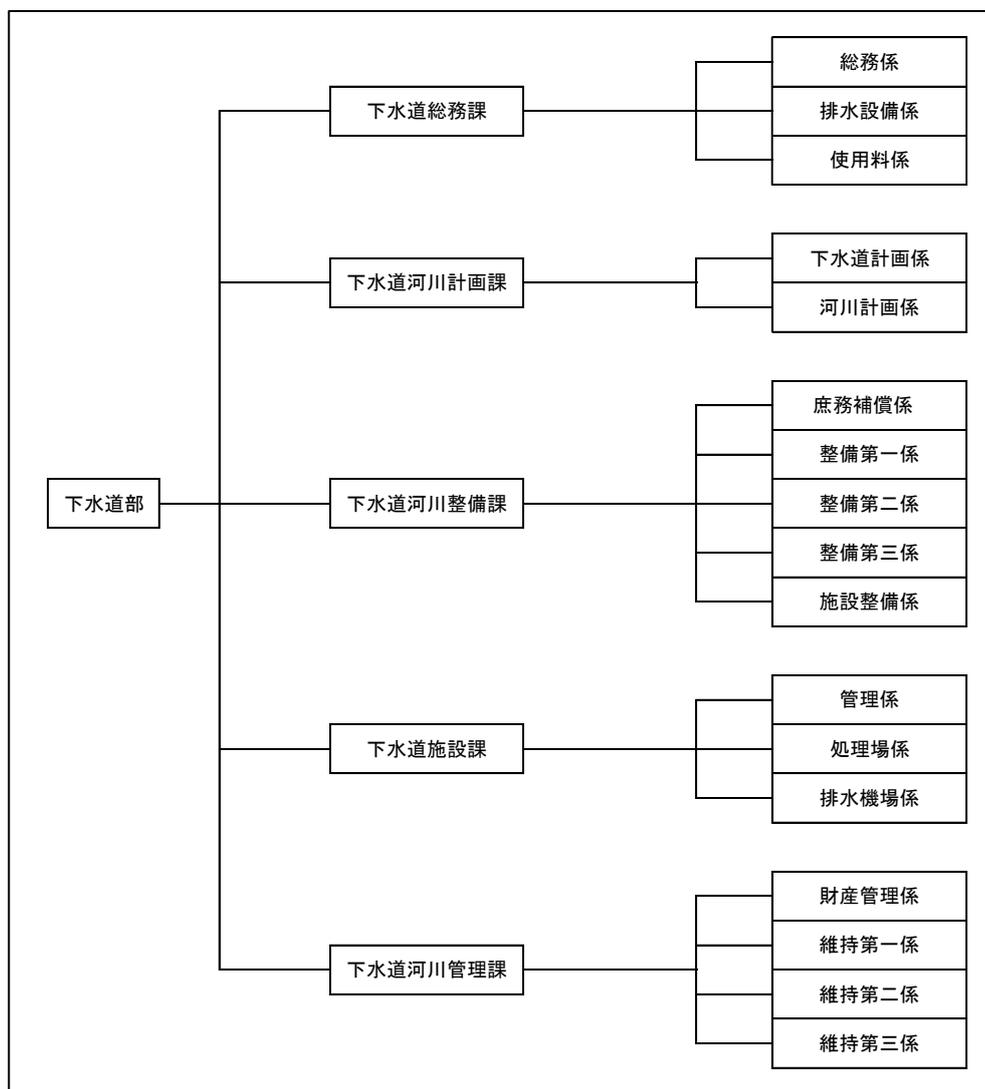
（市資料より作成）

#### (4) 下水道部の組織図

下水道事業を行う下水道部は、次のとおり、下水道総務課、下水道河川計画課、下水道河川整備課、下水道施設課、下水道河川管理課によって構成されている。

このうち、下水道河川計画課、下水道河川整備課、下水道施設課、下水道河川管理課では、分掌事務の中に一般会計に属する事務が一部含まれている。一般会計に属する事務は本監査において監査対象外とし、公営企業会計に属する事務のみを監査対象としている。

【図表 5 下水道部の組織図】



(市資料より)

## (5) 下水道使用料及び受益者負担金の体系

### ①下水道使用料

#### i) 概要

市の下水道使用料は、船橋市下水道条例第16条第1項にその定めがあり、基本使用料と従量使用料から構成される二部使用料制が採用されている。また、使用者が排除する汚水の種類を「一般汚水」と「浴場汚水」の2種類とし、それぞれ異なる基本使用料と従量使用料が定められている。下水道使用料は、各使用者につき通常2か月に1度算定し、請求される。

#### 【船橋市下水道条例】

(使用料の算定方法)

第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定める基本使用料と同表により算定した従量使用料とを合計した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

汚水の 種類	基本 使用料	従量使用料	
		汚水排除量	使用料(1立方メートルにつき)
一般汚水	690円	10立方メートルまでの部分	31円
		10立方メートルを超え20立方メートルまでの部分	101円
		20立方メートルを超え30立方メートルまでの部分	165円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの部分	230円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分	275円
		100立方メートルを超え500立方メートルまでの部分	295円
		500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの部分	320円
		1,000立方メートルを超え2,000立方メートルまでの部分	335円

		2,000 立方メートルを超える部分	380 円
浴場汚水	100 円	10 立方メートルを超える部分	10 円
備考 浴場汚水とは、公衆浴場営業(温泉、蒸しぶろその他特殊な公衆浴場営業を除く。)の用に供した汚水をいう。			

## ii) 使用料の改定履歴と今後の見通し

市の下水道事業では、これまで概ね 4 年ごとに下水道事業の将来収支の見通しを予測し、汚水処理経費と使用料収入の比較や、一般会計からの繰入金必要額の多寡等を考慮のうえ、使用料改定の要否を検討してきた。例えば、平成 21 年度に平成 22 年度から 25 年度の使用料について、平成 25 年度に平成 26 年度から 29 年度の使用料について改定の検討を行っている。いずれにおいても、従前と同規模の一般会計繰入金により下水道事業の収支維持が可能であるとの結論が出たため、使用料を改定しないことと決定した。

その一方で、平成 29 年度当時、将来財政推計において本市の財政状況が悪化することが予見されたことから、行財政改革推進のために有識者等からなる「船橋市行財政改革推進会議」が開催され、「船橋市の行財政改革について意見書(平成 30 年 3 月)」が提出されている。この意見書の中で、汚水の処理に要する経費における公費負担(基準外繰出金)について意見があり、使用料水準について定期的に見直しを行っていくよう提言されている。

これを受け、汚水私費の原則に基づき、下水道使用料による汚水処理経費 100%回収を目指し、下水道使用料を段階的に値上げ改定していくことを決定した。

令和元年度における使用料改定においては、段階的な改定を前提とした 1 回目の値上げを行うこととし、令和元年第 3 回船橋市議会定例会において船橋市下水道条例を改正、令和 2 年 7 月 1 日に施行された。

市は今後、令和 10 年度から 13 年度の経費回収率が 100%に到達することを目標とし、使用料算定期間を 4 年ごとに区切って改定の検討を行う予定である。

## ②受益者負担金

受益者負担金とは、下水道が整備されることによって便益を受ける受益者(下水道が整備される区域内にある土地の所有者をいう。ただし、その土地に地上権・賃借権・質権・永小作権などの権利がある場合は、その権

利者をいう。)が事業費の一部を負担する制度である。同負担金は、下水道が整備された区域に対して翌年度に賦課され、総額を3年に分割して、1年を4期に分けて納付する。受益者負担金の額は、船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第5条により算定された額となる。

#### 【船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例】

(負担金の額)

第5条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が前条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のもの面積に1平方メートル当たり次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

- (1) 法第7条第2項に規定する市街化区域内に存する土地 300円
  - (2) 法第7条第3項に規定する市街化調整区域内に存する土地 380円
- 2 前項の負担金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

この1平方メートル当たりの金額は、昭和54年12月に上記条例が制定されるに際して試算した市全体の下水道整備事業費から補助対象事業費や千葉県補助金を控除した額に4分の1を乗じて総面積で除した金額である。条例制定後、この金額は現在まで改定されていない。

## (6) 老朽化、耐震化、浸水対策の概要

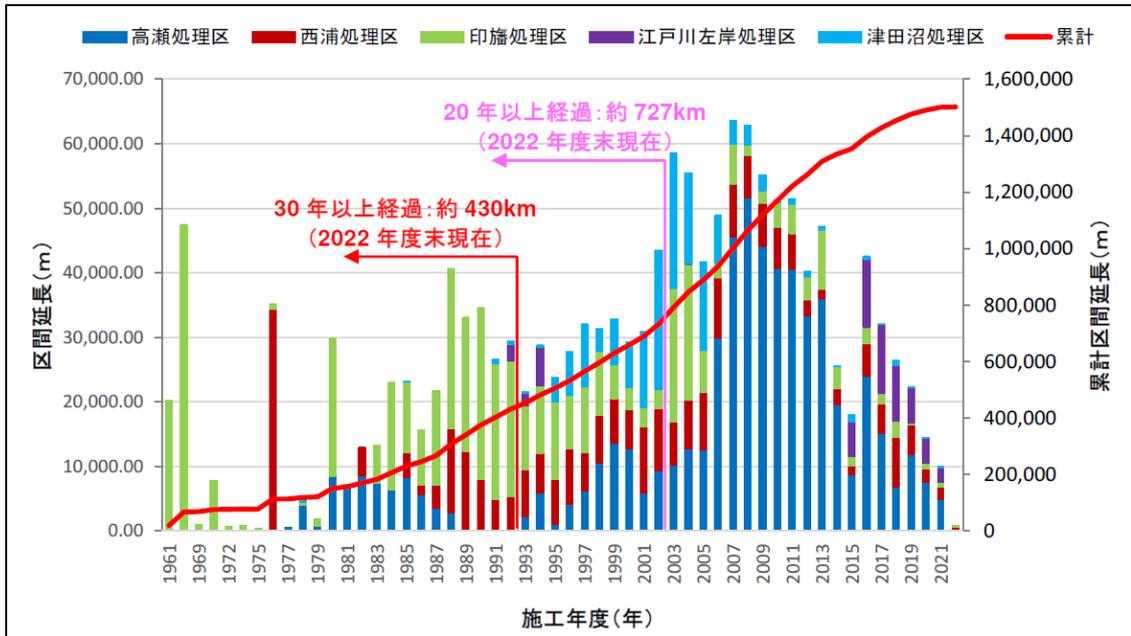
### ①老朽化対策

#### i) 概要

市の下水道事業は昭和35年から開始しており、現在までに約1,531kmの管路施設を管理している。標準耐用年数50年を超過している管路は約111kmであり、今後、老朽化対策が必要となる管渠は増大する見込みである。

令和4年度末時点で市が把握している各処理区の管渠整備済み延長と布設後経過年数の概要は以下のとおりである。令和4年度末現在で布設後20年以上経過した管渠の総延長は約727kmであり、そのうち30年以上経過した管渠の総延長は約430kmにも達している事が分かる。

【図表 6 管渠整備済み延長の推移】



(市資料より)

市は、このような環境下では、下水道整備と施設ストックの機能維持・更新を一つの枠組みで捉え、膨大な資産を計画的かつ効率的に管理・運営していなければならないと考えており、施設全体の管理を最適化することで施設の安全性を確保し良好な状況を維持することのほか、事業費の平準化及び縮減を目的として老朽化対策に係る事業を実施している。

老朽化対策では、ストックマネジメントの手法を導入し、下水道施設のリスク評価を踏まえ、施設の管理方法及び長期的な改築事業のシナリオを設定し、点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定し、施設全体の状況を把握し、適切な維持管理が行われている。

市における老朽化対策の経緯は次のとおりである。

平成 25 年度に下水道長寿命化計画を策定

- ・ 高根台・習志野台処理分区の管路の対策
- ・ 西浦・高瀬処理場・宮本ポンプ場の対策

平成 30 年度に公共下水道ストックマネジメント計画 (1 期: H30~R4) を策定

- ・ 駒込排水区、印旛処理区、西浦処理区の管渠の対策
- ・ 西浦・高瀬下水処理場、宮本・中山ポンプ場の対策

令和 4 年度に公共下水道ストックマネジメント計画 (2 期: R5~R9) を策定

- ・印旛処理区、西浦処理区、高瀬処理区、津田沼処理区の管渠対策
- ・西浦・高瀬下水処理場、宮本・中山ポンプ場の対策

(市資料より)

## ii) 計画の進捗状況

船橋市公共下水道（第2期）ストックマネジメント計画の進捗状況は以下のとおりである。

【図表7 老朽化対策の計画実績対比表】

対象施設（西浦下水処理場、高瀬下水処理場、宮本ポンプ場、中山ポンプ場）							
計 画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	合計
箇所数	6	11	5	2	11	14	49
進捗率	12.2%	22.4%	10.2%	4.1%	22.4%	28.6%	100.0%
進捗率（累計）	12.2%	34.7%	44.9%	49.0%	71.4%	100.0%	
実 績	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	合計
箇所数	1	11	6	3	0	28	49
進捗率	2.0%	22.4%	12.2%	6.1%	0.0%	57.1%	100.0%
進捗率（累計）	2.0%	24.5%	36.7%	42.9%	42.9%	100.0%	

(注) 令和5年度、6年度は実績であり、令和7年度以降は見直し後の計画である。

(市資料より作成)

この表からも分かるとおり、令和6年度時点の進捗率（累計）実績値は、計画値よりも10%以上低い状況にある。また計画期間の最終年度である令和9年度の進捗率（累計）見込みは当初計画値よりも28.5%低く、その分、令和10年度以降の第3期に行う老朽化対策が28.5%増加している。

このように、当初計画と比較し進捗率が低い理由を市に確認したところ、その主な原因は、対象施設の耐震化対策を優先的に進め、令和10年度以降の耐震化工事に合わせてスケジュール調整をしているためであるとの回答を得た。

## ②耐震化対策

### i) 概要

市は、耐震化対策において、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と被害を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進している。この対策は、人命を守ることのほか、交通機能の確保、二次被害の防止、避難所における避難者の生活環境の保全を図ることを目的として実施されている。

市は下水道施設のリスク評価を踏まえ、耐震化対策の優先順位を設定したうえで、平成20年度に「船橋市公共下水道総合地震対策計画」を策定し、事業を推進している。また、令和6年1月の能登半島地震で上下水道施設に甚大な被害が発生したことを受けて、国土交通省から①急所施設や②重要施設に接続する上下水道管路等について一体的に耐震化を進めるための新たな計画策定が要請されており、令和6年度に「船橋市上下水道耐震化計画」を策定し、本計画期間中に管路施設のうち「重要な幹線等」及び下水処理場・ポンプ場の耐震化を行うこととしている。

市における耐震化対策の経緯は次のとおりである。

#### 平成20年度に公共下水道総合地震対策計画（1期：H21～H25）を策定

- ・緊急輸送路下の管渠の耐震化、人孔の浮上防止
- ・西浦下水処理場の雨天時汚水沈殿池管廊耐震化

#### 平成25年度に公共下水道総合地震対策計画（2期：H26～H30）を策定

- ・緊急輸送路下及び軌道下の管渠の耐震化、人孔の浮上防止
- ・宮本・中山ポンプ場の土木建築施設の耐震補強等

#### 平成29年度に公共下水道総合地震対策計画（3期：H30～R5）を策定

- ・緊急輸送路下、軌道下及び宿泊避難所を結ぶ管渠の耐震化、人孔の浮上防止
- ・西浦下水処理場の管理棟再構築等

#### 令和5年度に公共下水道総合地震対策計画（4期：R6～R14）を策定

- ・緊急輸送路下及び宿泊避難所を結ぶ管渠の耐震化、人孔の浮上防止
- ・西浦・高瀬下水処理場の土木建築施設補強工事
- ・都疎浜ポンプ場の再構築工事等

#### 令和6年度に船橋市上下水道耐震化計画（R7～R11）を策定

- ・急所施設（処理場、管渠）の耐震化
- ・重要施設に接続する管渠の耐震化

（市資料より）

## ii) 計画の進捗状況

耐震化対策では、まず耐震診断が行われ、その後に耐震化工事が実施される。そのため、計画は耐震化診断業務終了後に随時耐震化工事が行われる内容となっており、令和6年度末時点の進捗状況は以下のとおりである。

【図表8 耐震化対策の進捗状況】

対象施設（西浦下水処理場、高瀬下水処理場、宮本ポンプ場、中山ポンプ場）						
<b>耐震診断業務</b>	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計		
箇所数	7	22	29	58		
進捗率	12.1%	37.9%	50.0%	100.0%		
進捗率（累計）	12.1%	50.0%	100.0%			
<b>耐震化工事</b>	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
箇所数	0	0	1	1	2	0
進捗率	0.0%	0.0%	1.7%	1.7%	3.4%	0.0%
進捗率（累計）	0.0%	0.0%	1.7%	3.4%	6.9%	6.9%
<b>耐震化工事</b>	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度以降	合計
箇所数	4	6	6	6	32	58
進捗率	6.9%	10.3%	10.3%	10.3%	55.2%	100.0%
進捗率（累計）	13.8%	24.1%	34.5%	44.8%	100.0%	

(注) 令和5年度、6年度は実績であり、令和7年度以降は見直し後の計画である

(市資料より作成)

この表から分かるとおり、耐震診断業務が終了する令和7年度から徐々に耐震化工事が進められる予定となっている。なお、現状において計画の進捗に特段の問題はないとの回答を得た。

## ③浸水対策

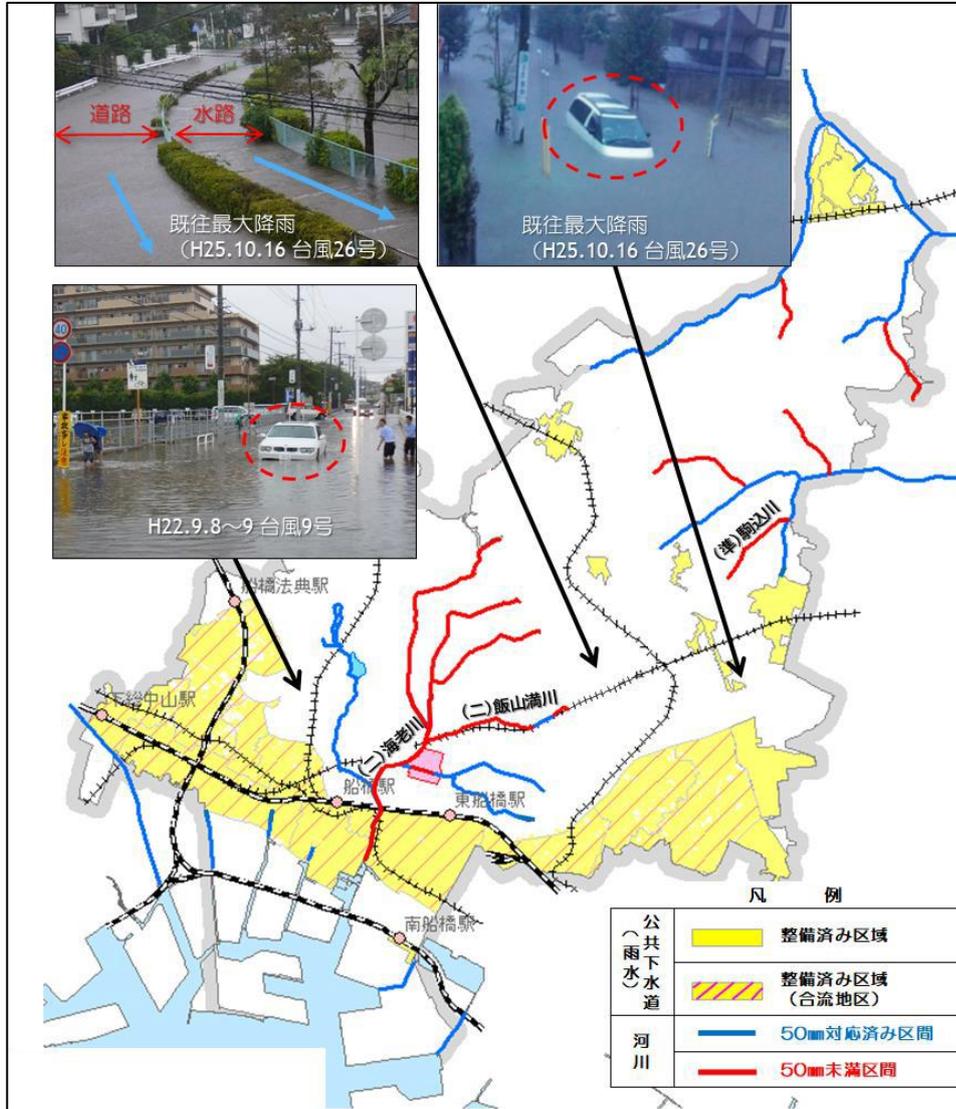
### i) 概要

市では、東京湾沿岸の低地を中心に浸水が常襲していたことから、汚水と雨水を同じ管渠で下水処理場まで流す合流方式により下水道の整備を進めてきた。一方で、内陸部については、汚水と雨水を別々の管渠で流す分流方式を採用しており、雨水の放流先となる河川が整備中のため事業に着手できないために、過去に大雨による浸水被害が発生している。

公共下水道（雨水）の整備には、長い年月と多額の費用が必要なことから

ら、平成 23 年度に「船橋市雨水整備計画」を策定し、整備効果が早期に発現できるよう効率的に対策を進めている。

【図表 9 内陸部の浸水状況及び浸水対策状況】



(市資料より)

市における浸水対策の経緯は次のとおりである。

平成 23 年度に「船橋市雨水整備計画」を策定

- ・「選択と集中」の観点に基づき、浸水被害報告や計画降雨（1 時間最大雨量約 50 mm）に対する浸水被害リスク等から優先的に整備を進める 6 地区（第 1 期事業地区）を選定し、平成 24 年度から実施している。

平成30年度に「船橋市雨水整備計画」を見直し

- ・「再度災害の防止・軽減」の観点に基づき、既往最大規模の降雨（1時間最大雨量58.5mm、総雨量285mm）に対する浸水被害リスク等から優先的に整備を進める13地区を選定した。
- ・このうち6地区（第2期事業地区）について令和2年度から実施している。

令和6年度に「船橋市雨水整備計画」の残りの7地区を第2期事業へ追加

- ・近年の気候変動の影響により降雨量が増加するなど内水氾濫リスクが増大していることを踏まえ、残りの7地区についても設計業務等を進めることにより令和15年度の整備完了を目指す。

（市資料より）

ii) 計画の進捗状況

船橋市雨水整備計画の進捗状況及び今後のスケジュールは以下のとおりである。令和15年度の整備完了を目指しており、現時点において概ね順調に進捗しているとの回答を得ている。

【図表10 浸水対策の進捗状況】

第1期事業（6地区）	平成24年度～令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①二和東5・6丁目地区（二重川排水区）	平成29年度完了						
②松が丘1・3丁目地区（木戸川右岸第二排水区）	令和元年度完了						
③習志野台6丁目地区（駒込川排水区）	令和元年度完了						
④高根台2丁目地区（木戸川排水区）		→					
⑤山手1丁目地区（上長津川排水区）		→					
⑥湊町2丁目地区（湊町地区）		→					（完了）

第2期事業（7地区）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
①西習志野・芝山地区（飯山満川排水区）											
②咲が丘地区（二重川右岸第三排水区）											
③大穴南地区（木戸川左岸第三排水区）											
④北本町地区（長津川右岸第二排水区）											
⑤旭町地区（長津川第一排水区）											
⑥上山町地区（長津川第二排水区）											
⑦旭町地区（長津川第二排水区）											

第3期事業（7地区）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
①松が丘・坪井西地区 （駒込川排水区〔準用上流〕）											
②習志野台4丁目地区 （駒込川排水区）											
③前原西5丁目地区 （中野木川排水区）											
④山手3丁目地区 （上長津川排水区）											
⑤本町7丁目地区 （本町排水区）											
⑥本中山5丁目地区 （高谷第7排水区）											
⑦本中山4丁目地区 （高谷第7排水区）											

（市資料より作成）

### （7）水洗便所化改造工事資金貸付制度の概要

市は、下水道接続を促進するため、工事費用を一度に全額支払うことが難しい者を対象に、くみ取り便所や浄化槽から切り替えて下水道に接続する工事資金の全部又は一部を貸付けている。この制度を水洗便所化改造工事資金貸付制度という。この制度は、船橋市水洗便所化改造工事資金貸付規則（以下「工事資金貸付規則」という。）に基づいて事務が行われている。

貸付けの対象となる工事、貸付額、貸付条件は以下のとおりである。

対象となる工事	貸付額	利息	返済方法
くみ取り便所を水洗便所に改造して、公共下水道に接続する工事	1便槽につき50万円以内	無利息	貸付けした月の翌々月から40か月間で均等額を分割返済
既設の浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する工事	浄化槽1基につき35万円以内		
既設の排水設備で、汚水と雨水を分離して排除する構造に適合していないものを改築する工事	排水設備一式につき30万円以内		

貸付けの主な要件は、次のとおりである。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①借受人について自然人（法人でない）であること。</li> <li>②連帯保証人について成人であること。</li> <li>③借受人及び連帯保証人について市区町村税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。</li> </ul> |
|---|

（市ホームページより）

## (8) 徴収一元化の概要

市は、令和3年1月から千葉県へ下水道使用料徴収業務の一部を委託し、上下水道料金の徴収一元化を実施している。この徴収一元化において、市は下水道使用料の金額決定を担当し、千葉県は納入通知書の送付、料金徴収等の管理業務を担当している。なお、下水道使用料の未納金を長期にわたり徴収できない場合等、一定の状況に該当した債権は千葉県から市に管理業務が移管され、滞納処分や不納欠損処理が行われる仕組みとなっている。また、徴収一元化開始前の下水道使用料の徴収事務は、依然として市が行っている。

この徴収一元化については、次の契約等が千葉県と締結されている。

契約等名称	締結日
①上水道料金と下水道使用料の第二期徴収一元化の実施に関する覚書	平成30年9月28日
②公共下水道の使用料等の徴収等の事務の委託に関する協定書	令和2年10月6日
③千葉県と船橋市との間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する規約	令和3年1月1日

市は、委託事務の管理及び執行に要する経費（事務に要する人件費、業務委託料、通信運搬費、賃借料等の直接的経費及び量水器の取り替え費用等の間接的経費）を委託料として千葉県に支払っている。

また、上記②の協定書により、徴収一元化事務に使用する千葉県の水道料金システムの開発等に要する経費（システム稼働までに必要なシステム開発費用、移行データ適用費用、県水お客様センター支援システム改修費用、ネットワーク費用及びシステム関連機器の調達経費並びにシステム稼働後の変更及び機器等の更新に要する経費）にかかる負担金475,782千円が、令和2年度から令和6年度の5年間に均等分割して市から千葉県に支払われている。

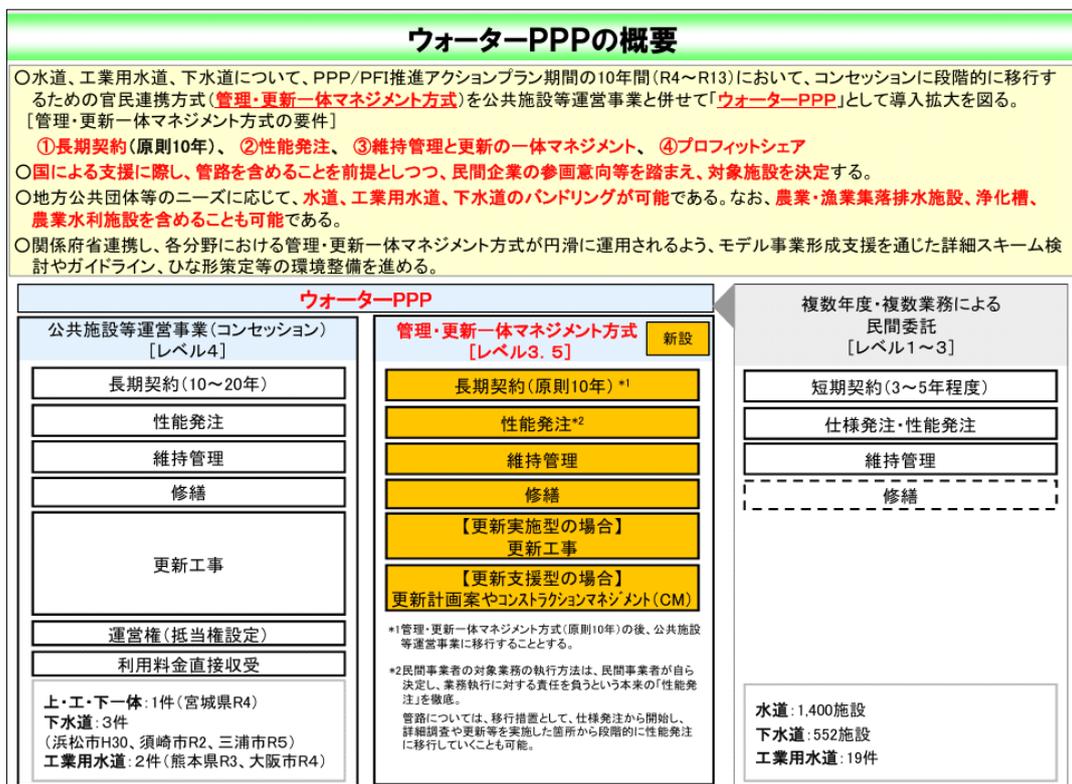
## (9) 下水道事業の今後の在り方について

下水道事業は、将来の人口減少に伴い収益性の低下が見込まれる一方で、老朽化施設の増加、人材不足といった重要な経営課題が存在しており、これまでとは違ったより効率的な施設の管理運営、サービスレベルの維持、向上が求められる時代となっている。このような事業を取り巻く環境変化に対し、地方公共団体が事業の全ての役割を担っていくことには限界が生じ始めている。

国は、このような下水道事業の現況を踏まえ、令和5年度に「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.0版」を作成、公表し、令和7年4月には同第2.0版を公表している。

「ウォーターPPP (Public Private Partnership)」とは、上下水道などの水事業において、公共（自治体など）と民間企業が協力してサービスを提供する仕組みである。その概要は次の図のとおりである。

【図表 11 ウォーターPPPの概要図】



(内閣府ホームページの公表資料より)

この図表にある公共施設等運営事業(コンセッション)はレベル4と言われており、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式である。

また、管理・更新一体マネジメント方式はレベル3.5と言われており、レベル4に準ずる効果が期待できる官民連携方式として、また、水道、下水道、工業用水道分野において、レベル4に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式である。複数年度・複数業務による民間委託(レベル1~3)とレベル4の間に位置することから、「レベル3.5」と呼ばれる。ウォーターPPPは、このレベル3.5とレベル4を指している。

内閣府が公表した「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和5年改定版）」では、汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路、重要物流道路の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化することとされている。これを踏まえ、市はウォーターPPPの導入について検討を始めている。

## (10) 埼玉県八潮市の事故後に実施された調査結果について

### ①国土交通省による全国特別重点調査の概要

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没を伴う下水道管路の破損事故を受けた「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会（委員長：家田仁 政策研究大学院大学特別教授）」の提言を踏まえ、国土交通省は、令和7年3月18日に地方公共団体に対し、管径2m以上かつ平成6年度以前に設置された下水道管路を対象として、全国特別重点調査を要請するとともに、このうち優先実施箇所<sup>※1</sup>に該当する箇所は、夏頃までの実施・報告を求めている。

国土交通省は、令和7年9月17日に令和7年8月時点での調査結果を次のように公表している。

#### 【8月時点での調査結果（概要）】

下水道管路の全国特別重点調査について、腐食しやすい箇所などの優先実施箇所<sup>※1</sup>に該当する管路延長は約813kmあり、これらの箇所<sup>※2</sup>で潜行目視やテレビカメラによる目視調査を約730km、打音調査等を約137kmで実施した結果、緊急度1と判定された要対策延長は約72km<sup>※1</sup>でした。また、空洞調査（路面や管路内からの空洞調査、簡易な貫入試験など）を約285kmで実施した結果、空洞は6箇所<sup>※2</sup>で確認されました（うち4箇所<sup>※2</sup>で対策済み、残り2箇所<sup>※2</sup>は陥没の可能性は低い<sup>※2</sup>が早急に対策実施予定）。

※1 原則1年以内の速やかな対策が必要と見込まれる推計延長

※2 貫入試験などにより空洞があることが確定した箇所数

（国土交通省ホームページ公表資料）

全国特別重点調査において、緊急度I（原則1年以内に速やかな対策を実施）と判定された下水道管路を有する道府県は19団体であり、その1団体に市を含む千葉県流域が特定されている。千葉県流域の調査結果は以下のとおりである。

【図表 12 千葉県流域の調査結果】

地方公共団体名	優先実施 対象延長 km	目視調査 実施済延長 km	打音調査等 実施済延長 km	目視調査・打音調査等の結果							空洞調査の結果	
				緊急度Ⅰと判定された マンホール間延長		緊急度Ⅱと判定されたマ ンホール間延長		異常なし 又は 軽度の異常	判定未了 延長	未了延長	空洞調査実施済み 延長	空洞が確認 された 箇所数
				緊急度Ⅰの 要対策延長	緊急度Ⅱの 要対策延長	km	km					
				km	km	km	km	km	km	km	km	箇所
千葉県流域	73.242	66.826	0	1.903	1.354	52.282	34.604	0	12.641	6.416	0	0
<b>千葉県船橋市</b>	<b>1.280</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1.280</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
千葉県千葉市	9.360	9.360	8.740	0	0	0.620	0.620	8.740	0	0	0.620	0
千葉県銚子市	2.517	2.517	1.663	0	0	0.853	0.281	1.663	0	0	0.853	0
千葉県香取市	0.045	0.045	0.045	0	0	0	0	0.045	0	0	0	0

(国土交通省ホームページ公表資料をもとに作成)

この表にあるとおり、市では特別重点調査（優先実施箇所）の対象延長が1.28kmあり、8月時点ではそれらに対する目視調査実施済延長が0km、未了延長が1.28kmという結果となっており、特別重点調査が実施されていないという事が分かる。

## ②市による調査結果

市では、①の国土交通省による調査の要請を受け、対象延長1.28kmについて視覚調査を行っている。この調査を担当する下水道河川管理課にヒアリングしたところ、9月3日時点では0.05kmの視覚調査が完了しているとの回答を得た。この対象延長は、高瀬下水処理場につながる最下流に位置し、背割り構造という特殊断面を有しており、管路内の流量が多く流速も速いうえ、延長も約1kmと長いことから調査員や自走式カメラによる調査が困難な状況にある。そのため、この約1km区間の調査については、目視調査から浮遊式カメラ（船型）による調査に変更し、高瀬下水処理場での調査機器の回収方法について、確認等を行っているとの情報が市ホームページ上で公開されている。

なお、市は国土交通省の調査要請とは別に、八潮市の道路陥没事故を踏まえ、独自に調査を実施している。その最新の実施状況（令和8年1月5日時点）は市ホームページで公表されている。調査は路面下空洞調査と下

水道管等の緊急調査に区分されており、その概要は次のとおりとなっている。なお、下水道管等の緊急調査については、参考として令和7年11月5日時点で公表された令和7年9月17日現在の実施状況及び結果も記載する。

#### i) 路面下空洞調査

調査対象	管径φ1,500mm相当以上の管渠が埋設されている道路 (表層2mまで)
対象延長	約75km
調査内容	地中レーダーを搭載した探査車による空洞化調査
実施状況及び結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象延長の調査完了</li> <li>● 17箇所で空洞がある可能性が高い 16箇所：下水道施設内の確認調査を行い異状なし 1箇所：下水道本管には異状がないものの、宅地内排水からの接続部(取付管)に破損があり、取付管の緊急修繕及び空洞の埋戻しを実施済み</li> <li>● 下水道施設に異状のなかった箇所については、道路管理者(県葛南土木事務所・市道路部)に引き継ぎ、経過観察等の対応を継続している。</li> </ul>

(市資料及びホームページより作成)

#### ii) 下水道管等の緊急調査

調査対象	管径φ2,000mm相当以上の下水道管等
対象延長	約40km
調査内容	目視及びカメラによる調査
実施状況及び結果	<p>(令和7年9月17日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 約39kmの調査が完了し、陥没事故につながるような大きな異状はない。</li> <li>● 調査未完了の約1km区間については、国土交通省が9月17日に公表した全国特別重点調査の優先実施対象区間でもある。</li> <li>● 調査未完了の約1km区間における調査実施には時間を要するため、9月上旬に浮遊式カメラにロープを結び、未調査区間の一部である上流マンホールから50mの区間について管路内の調査を実施し、陥没事故につながるような異状がないことを確認した。</li> </ul>

	<p>(最終結果)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 令和7年10月時点で調査未完了であった約1km区間（下水道管路全国特別重点調査の優先実施箇所）を含め全ての調査が完了した。</li><li>● 管路内面に異状（表面の荒れ等）を確認したが、直ちに陥没事故につながるような大きな破損等は認められなかった。</li><li>● 調査結果については、道路管理者に情報を共有すると共に安全点検や補修等の対応に取り組んでいく。</li></ul>
--	--

(市資料及びホームページより作成)

## 2. 下水道事業の分析結果

### (1) 過去3年間の決算数値の概要

下水道事業の過去3年間の決算数値の推移は次のとおりである。

#### 【貸借対照表】

(単位：千円)

科 目			令和4年度	令和5年度	令和6年度
款	項	目			
1. 固定資産					
(1) 有形固定資産					
		土地	20,754,597	20,754,440	20,801,264
		建物	14,104,008	13,753,484	16,106,156
		構築物	212,927,740	209,863,253	209,656,495
		機械及び装置	12,739,180	11,924,892	14,367,489
		車両及び運搬具	1,840	1,225	799
		工具器具及び備品	43,101	24,436	17,381
		リース資産	1,573	1,573	1,573
		建設仮勘定	3,868,861	8,200,160	1,022,289
		合計	264,440,900	264,523,463	261,973,446
(2) 無形固定資産					
		地上権	3,180	2,120	1,060
		施設利用権	13,896,273	13,866,110	13,760,817
		ソフトウェア	0	496	396
		合計	13,899,453	13,868,726	13,762,273
(3) 投資その他の資産					
		出資金	5,000	5,000	5,000
		長期貸付金	16,339	10,002	8,103
		合計	21,339	15,002	13,103
固定資産合計			278,361,692	278,407,191	275,748,822
2. 流動資産					
		(1) 現金預金	3,016,326	7,441,552	4,410,538
		(2) 未収金	1,237,375	1,345,132	1,151,572
		貸倒引当金	△ 152,396	△ 156,195	△ 164,844
		合計	1,084,979	1,188,937	986,728
(3) 短期貸付金					
		短期貸付金	18,294	13,531	9,524
		合計	18,294	13,531	9,524

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
流動資産合計	4,119,599	8,644,020	5,406,790
資産合計	282,481,291	287,051,211	281,155,612
3. 固定負債			
(1) 企業債			
建設改良費等の財 源に充てるための 企業債	108,414,851	103,538,959	99,549,524
合計	108,414,851	103,538,959	99,549,524
(2) 長期前受収益	187,500	175,000	162,500
固定負債合計	108,602,351	103,713,959	99,712,024
4. 流動負債			
(1) 企業債			
建設改良費等の財 源に充てるための 企業債	9,710,920	11,202,171	10,460,935
合計	9,710,920	11,202,171	10,460,935
(2) 未払金	2,492,514	6,891,648	3,397,412
(3) 前受収益	12,500	12,500	12,500
(4) 引当金			
賞与引当金	54,292	55,816	57,370
法定福利費引当金	10,404	10,879	11,164
合計	64,696	66,695	68,534
(5) その他流動負債			
預り保証金	592	0	1,038
その他預り金	7,147	5,349	7,217
合計	7,739	5,349	8,255
流動負債合計	12,288,369	18,178,363	13,947,636
5. 繰延収益			
長期前受金	106,271,826	110,436,494	112,965,358
収益化累計額	△ 16,462,540	△ 19,780,340	△ 23,085,385
繰延収益合計	89,809,286	90,656,154	89,879,973
負債合計	210,700,006	212,548,476	203,539,633
6. 資本金			
資本金	55,895,594	58,598,346	61,118,569
資本金合計	55,895,594	58,598,346	61,118,569

科 目		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
7. 剰余金				
(1) 資本剰余金				
	受贈財産評価額	8,746,243	8,746,243	8,746,243
	補助金	5,784,555	5,784,555	5,794,175
	合計	14,530,798	14,530,798	14,540,418
(2) 利益剰余金				
	減債積立金	492,836	423,127	457,627
	当年度未処分利益 剰余金	862,057	950,464	1,499,365
	合計	1,354,893	1,373,591	1,956,992
剰余金合計		15,885,691	15,904,389	16,497,410
資本合計		71,781,285	74,502,735	77,615,979
負債・資本合計		282,481,291	287,051,211	281,155,612

(市資料より)

下水道事業の総資産は、過去3年度においていずれも280,000百万円以上の金額となっている。主要な資産は有形固定資産の構築物であるが、これは主に下水道施設の管渠である。

負債は主に企業債であり、過去3年度においていずれも100,000百万円以上の残高がある。次いで残高が多いのは繰延収益であり、約90,000百万円の残高を維持している。この繰延収益は、補助金等により取得した下水道施設の減価償却資産に係る補助金等であり、補助金等の対象となった施設の減価償却に合わせて収益化するために負債に計上した勘定科目である。

資本では、資本金が年々増加している事が分かる。これは一般会計からの出資金や当期末処分剰余金の資本金への組み入れが継続して行われているためである。

## 【損益計算書】

(単位：千円)

科 目			令和4年度	令和5年度	令和6年度
款	項	目			
	営業収益				
		下水道使用料	7,588,314	7,594,139	7,694,796
		他市負担金	179,681	163,450	183,868
		他会計負担金	3,136,943	3,198,576	2,987,902
	合計		10,904,938	10,956,165	10,866,566
	営業費用				
		管渠費	322,783	299,555	336,177
		ポンプ場費	100,347	90,305	62,906
		処理場費	2,361,832	2,533,449	2,443,511
		業務費	533,224	556,632	606,612
		総係費	438,983	465,031	485,446
		負担金	1,192,807	1,288,371	1,228,607
		減価償却費	9,315,681	9,232,603	9,241,568
		資産減耗費	7,165	1,051	22,654
	合計		14,272,822	14,466,997	14,427,481
	営業損失		3,367,884	3,510,832	3,560,915
	営業外収益				
		他会計負担金	734,126	904,585	877,060
		他会計補助金	1,127,259	1,133,016	1,697,551
		長期前受金戻入	3,343,713	3,317,870	3,348,482
		その他営業外収益	254,690	175,526	186,884
	合計		5,459,788	5,530,997	6,109,977
	営業外費用				
		支払利息及び企業 債取扱諸費	1,608,559	1,491,576	1,415,543
		その他営業外費用	63,728	70,962	57,282
	合計		1,672,287	1,562,538	1,472,825
	営業外損益合計		3,787,501	3,968,459	4,637,152
	経常利益		419,617	457,627	1,076,237
	特別利益				
		固定資産売却益	3,511	0	0
	合計		3,511	0	0
	当年度純利益		423,128	457,627	1,076,237

科 目		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	前年度繰越利益剰余金	0	0	0
	その他未処分利益剰余金 変動額	438,929	492,837	423,128
	当年度未処分利益剰余金	862,057	950,464	1,499,365

(市資料より)

営業収益は過去3年度にわたり、10,000百万円以上の金額となっている。そのうち約7割が下水道使用料であり、約3割が他会計又は他市の負担金による収入である。

営業費用のうち、最も高額なのは減価償却費であり、9,000百万円以上の額で推移している。営業損失は3,000百万円以上で推移しているが、営業外収益に計上した長期前受金戻入も同様に3,000百万円以上で推移している。この長期前受金戻入は営業外収益で計上されているが、施設に係る減価償却費に合わせて収益化した補助金である事を勘案すると、営業損失に充当できるものと考えることができる。このような調整を行うと、例えば令和6年度の営業損失は約212百万円となる。また、営業外収益で計上している他会計補助金には下水道使用料収入では賄えない費用を充当する額が多分に含まれており、一般会計からの負担金や補助金無くして下水道事業が成り立たない損益構造であることが分かる。

#### 【収益的収支】

(単位：千円)

科 目		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
款	項 目			
	下水道事業収益			
	営業収益			
	下水道使用料	8,347,146	8,353,553	8,464,276
	他市負担金	197,649	179,796	202,254
	他会計負担金	3,136,943	3,198,576	2,987,903
	合計	11,681,738	11,731,925	11,654,433
	営業外収益			
	他会計負担金	734,126	904,585	877,060
	他会計補助金	1,127,259	1,133,016	1,697,550
	長期前受金戻入	3,343,712	3,317,870	3,348,482
	消費税及び地方 消費税還付金	0	26,044	0

科 目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	その他営業外収益	273,214	188,349	199,811
	合計	5,478,311	5,569,864	6,122,903
	特別利益			
	固定資産売却益	3,511	0	0
	合計	3,511	0	0
	下水道事業収益合計	17,163,560	17,301,789	17,777,336
	下水道事業費用			
	営業費用			
	管渠費	354,117	329,352	369,600
	ポンプ場費	110,362	99,313	69,174
	処理場費	2,597,439	2,786,184	2,687,235
	業務費	544,279	567,085	616,300
	総係費	440,484	466,819	487,279
	負担金	1,312,088	1,417,208	1,351,468
	減価償却費	9,315,681	9,232,603	9,241,568
	資産減耗費	7,165	1,050	22,654
	合計	14,681,615	14,899,614	14,845,278
	営業外費用			
	支払利息及び企業債 取扱諸費	1,608,562	1,491,576	1,415,543
	消費税及び地方消費税	131,601	0	83,032
	その他営業外費用	1,385	1,166	782
	合計	1,741,548	1,492,742	1,499,357
	下水道事業費用合計	16,423,163	16,392,356	16,344,635

【資本的収支】

(単位：千円)

科 目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
款	項			
	目			
	資本的収入			
	企業債			
	企業債	5,061,900	6,336,600	6,471,500
	合計	5,061,900	6,336,600	6,471,500
	出資金			
	他会計出資金	2,475,172	2,263,823	2,027,387
	合計	2,475,172	2,263,823	2,027,387

科 目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	補助金			
	国庫補助金	2,141,913	3,746,704	2,018,141
	合計	2,141,913	3,746,704	2,018,141
	負担金			
	受益者負担金	69,789	50,111	34,634
	他市負担金	568,352	666,584	618,250
	その他負担金	0	11,740	3,358
	合計	638,141	728,435	656,242
	貸付金償還金			
	貸付金償還金	24,376	19,552	14,752
	合計	24,376	19,552	14,752
	その他の資本的収入			
	その他資本的収入	23,612	157	0
	合計	23,612	157	0
	資本的収入合計	10,365,114	13,095,271	11,188,022
	資本的支出			
	建設改良費			
	管渠費	4,939,850	4,946,886	3,253,915
	ポンプ場費	54,982	27,159	40,029
	処理場費	885,465	4,171,604	2,658,915
	建設負担金	520,627	583,698	511,990
	建設総務費	404,735	319,019	542,629
	固定資産購入費	23,430	546	49,415
	合計	6,829,089	10,048,912	7,056,893
	企業債償還金			
	企業債償還金	10,418,238	9,721,240	11,202,171
	合計	10,418,238	9,721,240	11,202,171
	貸付金			
	貸付金	14,120	8,452	8,845
	合計	14,120	8,452	8,845
	資本的支出合計	17,261,447	19,778,604	18,267,909

(市資料より)

## (2) 主要な経営指標の推移

市の下水道事業に関する主な経営指標の推移は次のとおりである。

【図表 13 主要な経営指標の推移】

No.	経営指標名 (単位)	算 出 方 法	指標値		
			R4	R5	R6
1	経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	102.63	102.85	106.77
2	累積欠損金比率 (%)	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益-受託工事収益}} \times 100$	0.00	0.00	0.00
3	流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	33.52	47.55	38.76
4	企業債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{企業債現在高合計-一般会計負担額}}{\text{営業収益-受託工事収益-雨水処理負担金}} \times 100$	899.70	837.04	797.66
5	経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}} \times 100$	88.51	86.82	87.80
	経費回収率 (%) (総務省基準)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$	92.03	93.40	93.94
6	汚水処理原価 (円)	$\frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}} \times 1000$	157.49	161.36	160.50
	汚水処理原価 (円) (総務省基準)	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 1000$	150.00	150.00	150.00
7	施設利用率 (%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	92.58	91.17	96.14
8	水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	94.65	94.71	94.52
9	有形固定資産減価償却率 (%)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{償却対象有形固定資産の帳簿原価}} \times 100$	15.51	18.28	20.34
10	管渠老朽化率 (%)	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	7.93	6.87	6.52
11	管渠改善率 (%)	$\frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	0.21	0.20	0.20

(市資料より)

経常収支比率は100%を上回っており、収益により費用を賄っている状況にある事が分かる。比率自体は上昇傾向にある。

流動比率は短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、一般的に100%を下回ると一年以内に現金化できる資産で一年以内に支払わなければならない負債を賄えていないと判断される。しかし、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債等が含まれており、これらの財源により整備された施設について、将来、償還・返済の原資を料金収入等により得ることが予定されている場合には、一概に支払能力がないとは言えない。市の流動比率は100%を大きく下回っているが、このような資金繰りの方針により短期的な債務に対する支払を行っていると考えられる。

経費回収率は、総務省基準で見た場合でも100%を下回っている。これは汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要であることを意味している。市は、令和2年7月に下水道使用料を値上げしており、更に令和10年度から13年度の経費回収率が100%に到達することを目標として、使用料算定期間を4年ごとに区切って改定の検討を行う予定である。このように下水道使用料の見直しは予定されているが、経費回収率の改善には汚水処理費の削減も同時に行う必要がある。

汚水処理原価は総務省基準で150円に抑えるようにコントロールされている。実際の汚水処理原価は令和6年度で160.5円となっており、150円との差額10.5円分が公費の負担を受けているということになる。

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標であり、資産の老朽化度合を示している。この比率は年々増加しており、下水道施設の老朽化が徐々に進んでいる事が分かる。一方、管渠老朽化率は法定耐用年数(50年)を超えた管渠延長の割合を表した指標で管渠の老朽化度合を示しているが、この比率は徐々に下がっている事が分かる。これは老朽化が進む中で、法定耐用年数を超えた管渠を適時に交換している事を意味していると考えられる。

管渠改善率は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標であり、管渠の更新ペースや状況を把握するものである。望ましい数値基準はないものの、仮に2%である場合は全ての管路更新に50年を要するという意味であり、市の数値では全ての管路更新に500年を要するという結果になる。しかし、これは単純な計算であって、改善を要する管渠の状況や市の今後の更新・改良・修繕方針の変更等により変化する事から、一概に結論を述べる事はできない。

### (3) 不明水の分析

#### ①不明水の概要

不明水とは、下水処理場に流入する下水から、雨水と料金徴収対象となる有収水量を除いたものであり、主に次の雨天時浸入水、常時浸入水、その他の不明水で構成される。

雨天時浸入水	<p>雨を契機として短期的に浸入するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 直接浸入水：マンホールの蓋の穴や誤接続などにより汚水系統に直接流入する雨水</li> <li>● 雨天時浸入地下水：雨天時の地下水位上昇や雨水の地下への浸透・浸入により汚水系統に浸入する地下水</li> </ul>
常時浸入水	<p>季節変動や降雨影響はあるが、ほぼ定常的に浸入するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地下水浸入水：管渠、取付管、マンホール、排水設備などの水密不良箇所から浸入する地下水</li> <li>● 海水浸入水、水路系浸入水、貯水系浸入水等</li> </ul>
その他の不明水	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無届の工場排水や事業所排水など、有収外の汚水</li> <li>● 上水道の漏水</li> <li>● 農業用水路のバイパス接続</li> </ul>

不明水は、下水処理の品質低下、処理・維持管理コストの増加、管路周囲の空洞化や道路陥没、溢水などの問題を引き起こすため、その対策が重要視されている。

#### ②不明水量等の推移

年間の不明水量は次のように計算される。

(計算式)

$$\text{年間不明水量} = \text{年間総処理水量} - \text{年間雨水処理水量} - \text{年間有収水量}$$

船橋市の年間総処理水量、年間雨水処理水量、年間汚水処理水量、年間有収水量、年間不明水量、有収率、不明水割合、不明水処理費の推移は以下のとおりである。

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 年間総処理水量	70,715 千 $\text{m}^3$	69,227 千 $\text{m}^3$	73,077 千 $\text{m}^3$
② 年間雨水処理水量	3,820 千 $\text{m}^3$	3,616 千 $\text{m}^3$	4,482 千 $\text{m}^3$

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ 年間汚水処理水量	66,895 千m <sup>3</sup>	65,611 千m <sup>3</sup>	68,595 千m <sup>3</sup>
④ 年間有収水量	千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>
西浦処理区	11,404	11,514	11,598
高瀬処理区	24,868	24,706	24,957
津田沼処理区	3,858	3,777	3,770
印旛処理区	12,558	12,389	12,364
江戸川左岸処理区	1,748	1,820	1,917
合計	54,436	54,206	54,606
⑤ 年間不明水量 (①-②-④)	12,459 千m <sup>3</sup>	11,405 千m <sup>3</sup>	13,989 千m <sup>3</sup>
⑥ 有収率 (④/③)	81.4%	82.6%	79.6%
⑦ 不明水割合 (⑤/①)	17.6%	16.5%	19.1%
⑧ 維持管理費中の不明水処理費	110,416 千円	88,594 千円	104,838 千円

(市資料より)

上表によると、⑦不明水割合は令和6年度で19.1%と約2割に達しており、不明水処理費は1億円を超過している事が分かる。またその一方で、収益力の指標でもある有収率は80%を下回っており、収益力の低下が見られる事が分かる。

不明水は、財務数値に影響を与える要素であり、その原因究明と適切な対策は下水道事業の経営において重要な課題であると言える。

### ③不明水対策の概要

不明水の原因と一般的な対策は次のとおりである。

#### i) 主な原因

- 老朽化した管のひび割れ・破損からの地下水や雨水の流入
- 誤接続（雨水管を污水管に誤って繋いでしまうこと）
- マンホールの隙間からの雨水浸入
- 宅地や事業所からの不適切な排水接続

#### ii) 一般的な対策

1. 管路の点検・調査
  - CCTVカメラ調査（管内カメラでの劣化・亀裂確認）
  - 煙試験（配管に煙を流して漏れ・誤接続を確認）
  - 流量観測や水質分析による流入状況把握

<p>2. 物理的な修繕・更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 老朽管の更生工事（ライニング工法等）</li> <li>● 破損部の補修や新しい管への更新</li> </ul>
<p>3. 雨水流入対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● マンホール蓋の止水性向上（パッキン付き蓋など）</li> <li>● 誤接続の修正工事</li> <li>● 宅地への排水指導・改善要請</li> </ul>
<p>4. 管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 継続的なモニタリング（流量・水質）</li> <li>● GIS（地理情報システム）や台帳での情報管理</li> <li>● 住民や事業者への周知・協力依頼</li> </ul>

### iii) 市における不明水対策

市は、不明水の主な原因である「誤接続（雨水管を污水管に誤って繋いでしまうこと）」を中心にその実態把握を行っている。

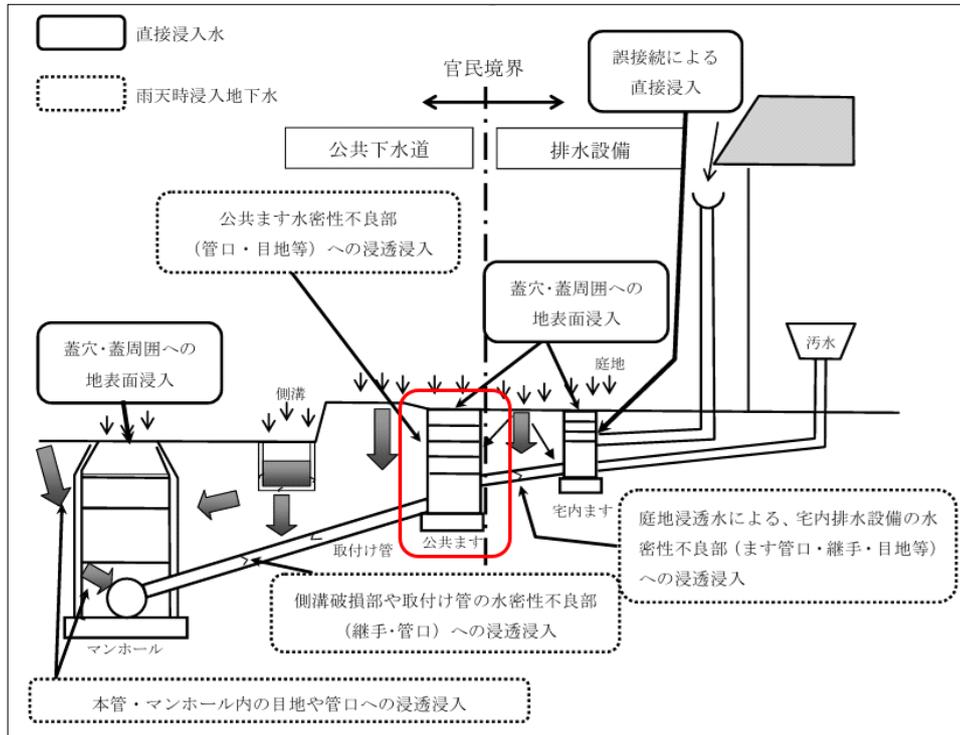
下水道総務課では、この実態把握のために令和 6 年度に以下の調査点検業務を実施している。この業務では、土地、建物、宅地内排水設備等設置個所の所有者等の調査及び宅地内排水設備等の雨水、污水系統を着色水又は音の反響により誤接続の調査・点検を実施している。

業務委託名	調査点検結果
①印旛処理区宅地内排水設備等調査点検業務	実施件数 134 件 うち誤接件数 3 件
②旧コミュニティプラント処理区域宅地内排水設備等調査点検業務	実施件数 120 件 うち誤接件数 3 件

（市資料より作成）

また、下水道河川管理課では、雨天時浸入水のうちの直接浸入水（宅地内）に着目した調査業務を行い、同じく誤接続や宅内樹（公共樹）の蓋穴・蓋周囲への地表面浸入を把握している。この業務は、図表 14 の中央にある公共樹に計測器を設置し、雨天時の温度変化を計測することで誤接続を発見する業務である。

【図表 14 不明水の浸入要因箇所】



(市資料をもとに作成)

令和6年度に実施された業務の内容は次のとおりである。なお、調査実施件数158件のうち、居住者の留守13件、計測器設置拒否6件の計19件が調査未実施となっている。

業務委託名	調査結果
公共下水道管路不明水調査委託業務 (実施地区：船橋市大穴北地区)	実施件数 158件 うち誤接の疑いあり 19件

#### (4) 下水道事業の近隣他市比較

##### ①決算数値による比較分析

下水道事業を行う近隣他市と令和6年度決算数値を比較すると次のとおりとなる。なお、決算数値には、貸借対照表と損益計算書のみを使用している。

##### i) 貸借対照表の比較表

(単位：百万円)

勘定科目	船橋市	千葉市	柏市	松戸市	市川市
<b>固定資産</b>					
<b>有形固定資産</b>					
土地	20,801	23,646	3,805	1,655	4,280
建物	16,106	4,140	2	1,094	7,153
構築物	209,656	372,313	116,554	119,787	91,133
機械及び装置	14,367	29,623	762	2,037	5,488
車両運搬具	0	7	0	0	2
工具器具及び備品	17	13	0	2	6
リース資産	1	10	-	-	-
建設仮勘定	1,022	8,649	998	370	8,783
<b>有形固定資産合計</b>	<b>261,973</b>	<b>438,404</b>	<b>122,124</b>	<b>124,948</b>	<b>116,848</b>
<b>無形固定資産</b>					
地上権	1	-	0	-	-
施設利用権	13,760	4,458	9,068	7,416	9,982
電話加入権	-	9	-	0	0
ソフトウェア	0	0	-	221	-
<b>無形固定資産合計</b>	<b>13,762</b>	<b>4,468</b>	<b>9,069</b>	<b>7,638</b>	<b>9,982</b>
<b>投資その他の資産</b>					
出資金	5	5	6	5	-
長期貸付金	8	0	0	0	10
その他投資	-	0	-	-	5
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>13</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>5</b>	<b>15</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>275,748</b>	<b>442,878</b>	<b>131,200</b>	<b>132,592</b>	<b>126,847</b>
<b>流動資産</b>					
現金預金	4,410	5,627	7,734	2,934	660
未収金	1,151	2,901	849	1,414	1,508
貸倒引当金	△ 164	△ 48	△ 42	△ 64	△ 15
貯蔵品	-	-	-	1	-
短期貸付金	9	-	-	0	10
前払金	-	-	395	-	-
その他流動資産	-	0	-	-	0
<b>流動資産合計</b>	<b>5,406</b>	<b>8,480</b>	<b>8,936</b>	<b>4,286</b>	<b>2,163</b>
<b>資産合計</b>	<b>281,155</b>	<b>451,358</b>	<b>140,137</b>	<b>136,878</b>	<b>129,010</b>

(公表資料より作成)

(単位：百万円)

勘定科目	船橋市	千葉市	柏市	松戸市	市川市
<b>固定負債</b>					
企業債	99,549	193,372	25,997	40,288	55,247
長期前受収益	162	-	-	-	-
リース債務	-	3	-	-	-
退職給付引当金	-	573	136	134	-
<b>固定負債合計</b>	<b>99,712</b>	<b>193,949</b>	<b>26,134</b>	<b>40,423</b>	<b>55,247</b>
<b>流動負債</b>					
企業債	10,460	15,338	2,429	3,079	2,125
未払金	3,397	5,730	1,726	825	311
前受収益	12	-	-	-	-
リース債務	-	2	-	-	-
賞与引当金	57	62	27	31	36
法定福利費引当金	11	13	-	-	7
その他流動負債	8	670	3	13	1
<b>流動負債合計</b>	<b>13,947</b>	<b>21,819</b>	<b>4,186</b>	<b>3,949</b>	<b>2,482</b>
<b>繰延収益</b>					
長期前受金	112,965	355,610	94,217	80,628	68,846
収益化累計額	△ 23,085	△ 183,241	△ 27,738	△ 22,066	△ 14,366
<b>繰延収益合計</b>	<b>89,879</b>	<b>172,368</b>	<b>66,479</b>	<b>58,562</b>	<b>54,479</b>
<b>負債合計</b>	<b>203,539</b>	<b>388,136</b>	<b>96,800</b>	<b>102,934</b>	<b>112,209</b>
<b>資本金</b>	61,118	41,142	37,271	29,436	13,033
<b>剰余金</b>					
<b>資本剰余金</b>					
受贈財産評価額	8,746	14,783	914	108	1,961
補助金	5,794	4,052	1,608	14	888
負担金	-	1,196	304	1,542	-
その他資本剰余金	-	516	-	-	423
<b>資本剰余金合計</b>	<b>14,540</b>	<b>20,548</b>	<b>2,828</b>	<b>1,665</b>	<b>3,272</b>
<b>利益剰余金</b>					
減債積立金	457	-	-	-	-
建設改良積立金	-	-	1,907	-	-
当年度未処分利益剰余金	1,499	1,531	1,330	2,842	494
<b>利益剰余金合計</b>	<b>1,956</b>	<b>1,531</b>	<b>3,237</b>	<b>2,842</b>	<b>494</b>
<b>剰余金合計</b>	<b>16,497</b>	<b>22,079</b>	<b>6,065</b>	<b>4,507</b>	<b>3,766</b>
<b>資本合計</b>	<b>77,615</b>	<b>63,221</b>	<b>43,337</b>	<b>33,943</b>	<b>16,800</b>
<b>負債資本合計</b>	<b>281,155</b>	<b>451,358</b>	<b>140,137</b>	<b>136,878</b>	<b>129,010</b>

(公表資料より作成)

まず資産に着目すると、各市の構築物残高が資産の中で最も高額となっている事が分かる。この構築物は主に下水道事業の管渠であり、市でも減価償却後の簿価が209,656百万円となっている。

また未収金に対する貸倒引当金を見ると、市の金額が最も高く164百万円となっている事が分かる。未収金残高に対する割合も市が最も高く14.2%となっており、他市と比較して突出しているのが特徴的である。

貸倒引当金は、会計理論上、債権の将来の不納欠損による損失に備えるために回収不能見込額を見積もって計上するものであり、未収金残高に

対する割合が高いのは、回収が懸念される未収金が多い事を意味する。市の貸倒引当金は回収不能見込額の算定方法について改善すべき点があり、若干過剰な引当額になっていると考えられる事が本監査で確認された。この点については、「Ⅲ. 外部監査の結果（指摘及び意見）3. 下水道総務課（2）⑩貸倒引当金について」を参照されたい。

負債の殆どは、下水道施設の建設資金の財源を表しており、主な財源は企業債と補助金等である。企業債は固定負債と流動負債に計上されており、補助金等は償却資産に係るものが負債の繰延収益、非償却資産に係るものが資本の資本剰余金に計上されている。

なお、市は資本的収支に対する繰入金を他会計出資金として資本金に計上しているが、他市では他会計負担金又は他会計補助金として長期前受金として計上している可能性がある。そのため、単純に貸借対照表上の数値により建設資金の財源の構成等を比較分析する事はできなかった。

## ii) 損益計算書の比較表

(単位：百万円)

区 分	船橋市	千葉市	柏市	松戸市	市川市
<b>営業収益</b>	<b>10,866</b>	<b>21,449</b>	<b>6,963</b>	<b>6,756</b>	<b>6,004</b>
下水道使用料	7,694	13,702	5,864	6,262	5,006
他市負担金	183	-	-	-	-
他会計負担金	2,987	7,673	-	493	997
他会計補助金	-	-	1,097	-	-
その他営業収益	-	73	0	0	-
<b>営業費用</b>	<b>14,427</b>	<b>25,805</b>	<b>9,126</b>	<b>10,155</b>	<b>7,982</b>
管渠費	336	539	575	233	192
ポンプ場費	62	1,535	44	174	143
処理場費	2,443	2,661	-	220	459
業務費	606	3,172	236	423	474
総係費	485	782	161	140	66
負担金	1,228	-	3,082	2,948	2,283
減価償却費	9,241	16,245	4,968	5,805	4,062
資産減耗費	22	834	0	27	9
その他	-	34	57	181	290
<b>営業損益</b>	<b>△ 3,560</b>	<b>△ 4,356</b>	<b>△ 2,163</b>	<b>△ 3,398</b>	<b>△ 1,977</b>
<b>営業外収益</b>	<b>6,109</b>	<b>7,678</b>	<b>3,222</b>	<b>4,714</b>	<b>2,378</b>
受取利息及び配当金	-	-	0	-	-
他会計負担金	877	-	-	1,522	282
他会計補助金	1,697	236	518	-	45
長期前受金戻入	3,348	7,413	2,641	3,069	2,049
その他営業外収益	186	28	61	122	0
<b>営業外費用</b>	<b>1,472</b>	<b>2,700</b>	<b>499</b>	<b>729</b>	<b>576</b>
支払利息等	1,415	2,574	414	581	525
その他営業外費用	57	125	85	148	50
<b>経常損益</b>	<b>1,076</b>	<b>622</b>	<b>559</b>	<b>586</b>	<b>△ 176</b>
<b>特別利益</b>	<b>-</b>	<b>66</b>	<b>173</b>	<b>106</b>	<b>217</b>
過年度損益修正益	-	66	173	81	68
その他特別利益	-	0	-	24	149
<b>特別損失</b>	<b>-</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>242</b>	<b>0</b>
固定資産売却損	-	-	-	6	-
過年度損益修正損	-	0	2	0	0
その他特別損失	-	-	-	235	-
<b>当年度純利益</b>	<b>1,076</b>	<b>687</b>	<b>730</b>	<b>451</b>	<b>40</b>
<b>前年度繰越利益剰余金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,891</b>	<b>453</b>
<b>その他未処分利益剰余金変動額</b>	<b>423</b>	<b>843</b>	<b>600</b>	<b>500</b>	<b>-</b>
<b>当年度未処分利益剰余金</b>	<b>1,449</b>	<b>1,531</b>	<b>1,330</b>	<b>2,842</b>	<b>494</b>

(公表資料より作成)

各市とも営業損益はマイナスとなっており、営業外収益において他会計負担金、他会計補助金を計上するほか、下水道施設建設資金として受けた補助金を施設の減価償却費に対応して収益化した長期前受金戻入によって営業損益がプラスになる損益構造になっている事が分かる。

主な収益である下水道使用料、他会計負担金及び補助金合計額、長期前

受金戻入の金額及び割合を示すと次のとおりとなる。

(金額単位：百万円)

	船橋市	千葉市	柏市	松戸市	市川市
①下水道使用料	7,694	13,702	5,864	6,262	5,006
②他会計負担金及び補助金合計額	5,562	7,910	1,616	2,016	1,325
③長期前受金戻入	3,348	7,413	2,641	3,069	2,049
④(①+②+③)	16,605	29,026	10,122	11,348	8,381
①/④	46.3%	47.2%	57.9%	55.2%	59.7%
②/④	33.5%	27.3%	16.0%	17.8%	15.8%
③/④	20.2%	25.5%	26.1%	27.0%	24.5%

(公表資料より作成)

この結果を見ると分かるが、市は主な収益のうち、他会計負担金及び補助金合計額の割合が最も高い。他会計負担金は、主に雨水処理に対する一般会計からの繰入金であるが、他市よりも合流方式の下水管が多い場合は、雨水処理に要する経費が多くなり他会計負担金が増えると考えられる。

本監査時点で確認できた最新(令和5年度)の下水管布設延長を見ると、次のとおり、市の合流方式による下水管布設延長は他市と比較して長い事が分かる。

(単位：km)

区分	船橋市	千葉市	柏市	松戸市	市川市
汚水管	971	2,429	1,139	1,120	501
雨水管	77	778	167	276	33
合流管	472	298	52	37	89
合計	1,520	3,505	1,358	1,433	623

(出典：総務省 令和5年度地方公営企業年鑑)

また、市の他会計補助金は他市と比較して高額になっているが、これは次の②に記載のとおり、市の経費回収率が他市と比較して最も低く、汚水処理費の補助額が多くなっている事が理由であると考えられる。

なお、この分析はあくまでも損益計算書の収益構造の特徴を把握する観点から行ったものであり、雨水処理費等に係る一般会計からの繰入金額の是非を論ずるものではない。一般会計からの繰入金額は各市の事業

環境や事業方針に基づき決定される。本監査は、近隣他市の詳細な財務情報を監査する事を目的としていないため、これ以上の詳細な比較分析は実施できないが、このような近隣他市比較を深掘りすることによって、市の下水道事業の特徴と経営改善のポイントをより詳細に把握できる可能性がある。

また、企業債残高と支払利息等残高から簡易に算出した平均利率の比較は次のとおりである。

(金額単位：百万円)

	船橋市	千葉市	柏市	松戸市	市川市
①企業債残高	110,010	208,695	28,427	42,907	57,357
②支払利息等	1,415	2,574	414	581	525
平均利率 (②/①)	1.29%	1.23%	1.46%	1.35%	0.92%

(公表資料より作成)

市の平均利率は千葉市と松戸市の中間にある。柏市は利率が2%台から4%台と比較的利率が高かった時期に発行した企業債残高の割合が高く平均利率も1.46%と最も高くなっている。逆に、市川市は利率が4%台の企業債は少なく、非常に利率が低かった時期に発行した企業債残高の割合が高いため、平均利率が0.92%となっている。

企業債に係る支払利息等は、下水道事業の経営上なるべく抑える必要がある。支払利息等は企業債残高に比例して増加するが、更に企業債の発行時期の利率により大きく変わってくることから、利率が上昇傾向にある時期の発行は慎重に行う必要がある。

市の平均利率は、近隣他市と比較して顕著な特徴は見られないが、このような他市比較により経営や資金繰りの効率性を自己分析する事は重要である。

## ②経営指標による比較分析

各市が公表した令和6年度の経営指標は次のとおりである。

(単位：%)

経営指標名	船橋市	千葉市	柏市	松戸市	市川市
経常収支比率	106.77	102.18	105.81	105.39	97.90
経費回収率	87.80	105.38	100.27	未公表	95.40
有形固定資産減価償却率	20.34	48.22	27.95	23.05	18.30
管渠老朽化率	6.52	11.93	未公表	12.15	10.50

(公表資料より作成)

市の経常収支比率は最も高いが、①ii)において分析したように、市は他会計負担金及び補助金の割合が高く、同比率を高めている要因になっていると考えられる。

一方、経費回収率は未公表の松戸市を除くと、最も低い事が分かる。経費回収率は下水道使用料を汚水処理費で除した割合であるが、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示すことから、本来は100%以上である必要がある。市はこの比率が最も低く使用料により汚水処理費を賄えていないことになる。一方で経常収支比率は最も高く、他会計負担金及び補助金の割合が高いことから、使用料で汚水処理費を賄えない分を一般会計からの負担金及び補助金により充当する経営体質である事が分かる。近隣他市と比較して、市はこの経営体質の傾向が顕著である。

また、有形固定資産減価償却率は市川市に次いで低い数値となっており、他市と比べて減価償却が進んでいない新しい下水道施設が多いという事が言える。下水道施設は構築物である管渠が大半を占めるが、市の管渠老朽化率は未公表の柏市を除いて最も低く、他市と比べて新しい管渠が多いと同時に法定耐用年数を超過した老朽管の割合も低いという事が数値から確認された。

### ③下水道事業関連数値による分析

下水道事業特有の数値について、過去3年度分の推移を示すと以下のとおりとなる。

#### 【総事業費等】

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①総事業費	6,829,089	10,048,912	7,056,893
②総事業費の財源			
国庫補助金	2,141,913	3,746,704	2,018,142
企業債	4,119,200	5,747,900	4,346,100
受益者負担金	69,789	50,111	34,634
その他	498,187	504,197	658,017
③財源の使途			
管渠費	5,344,585	5,265,905	3,796,544
ポンプ場費	54,982	27,159	40,029
処理場費	885,465	4,171,604	2,658,915
流域下水道建設費負担金	47,653	51,076	52,108
その他	496,404	533,168	509,297
④補助対象事業費	4,282,436	7,424,629	5,396,611
⑤補助対象率 (④/①)	62.7%	73.9%	76.5%
⑥下水管布設総延長	km	km	km
(うち污水管)	958	971	980
(うち雨水管)	77	77	77
(うち合流管)	470	472	473
(うち未共用管)	2	1	1

(市資料より)

総事業費は年度によって増減が見られるが、総事業費に対する補助対象事業費の比率である⑤補助対象率を見ると、年々率が上昇している事が分かる。③財源の使途にあるとおり、令和5年度、6年度は処理場費が多額となっており、これらが補助事業に該当するために補助対象率が近年上昇していると考えられる。

なお、(うち未共用管)は、各年度末に竣工した工事における管渠延長の合計であり、翌年度には供用を開始しているため、遊休状態にある管渠ではない。

【使用料単価と汚水処理原価比較】

(単位：円/m<sup>3</sup>)

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①使用料単価	139.4	140.1	140.9
②汚水処理原価	150.0	150.0	150.0
維持管理費	3,652,717,942	3,925,819,811	3,980,547,749
資本費	4,512,616,809	4,205,034,139	4,210,359,001
うち企業債利子	1,041,131,036	968,214,384	921,880,234
うち減価償却費	3,471,485,773	3,236,819,755	3,288,478,767
合計	8,165,334,751	8,130,853,950	8,190,906,750
③経費回収率 (①/②)	92.9%	93.4%	93.9%

(注1) 使用料単価＝使用料収入/年間有収水量

(注2) 汚水処理原価＝汚水処理費（一般会計が負担すべき経費を除く）/年間有収水量

(市資料より)

汚水処理原価は、汚水処理費から一般会計が負担すべき経費を控除したベースで150円/m<sup>3</sup>となるように調整されているが、それでも各年度における経費回収率は100%を下回っている状況である。

経費回収率については、②に記載のとおり、一般会計が負担すべき経費を控除しないベースで見ると、87.8%となっており、近隣他市の中で最も低い状況にある。

### Ⅲ. 外部監査の結果（指摘及び意見）

#### 1. 監査の結果に関する方針

##### （1）本報告書に記載する監査の結果に関する注意事項

本報告書に記載する監査の結果は、様々な監査手続を実施した結果として、指摘又は意見とすべき事項と判断されたものに限って記載している。監査手続を実施した結果、特に報告すべき事項がないと判断した事項については、原則としてその旨及びその内容を本報告書には記載していない。

本監査は、本報告書に記載した事項以外に様々な項目について検討を行っており、本報告書に記載した事項についてのみ監査手続を実施したと解釈してはならない。また、本監査はⅡ. 外部監査対象の事業等の概要に記載した事項について、財務に関する事務を中心に監査している点にも留意すべきである。

##### （2）監査の結果の表記方法について

監査の結果は、発見事項について【事実の概要】、【問題の根本原因】、【結果】という構成で記載している。なお、【問題の根本原因】は、監査結果が指摘（合規性違反）となった発見事項について記載し、意見（経済性、効率性、有効性、公平性、倫理性）として述べる発見事項については、重要な問題として認識した場合に限定して記載することとした。

また、【結果】はⅠ. 外部監査の概要の6. 外部監査の方法（1）監査の要点（7～8 ページ）に記載した要点ごとに区分している。なお、合規性違反は、違法行為と不当行為に分類されるが、違法行為は、必ずしも法令規則等の違反だけでなく契約上の定め、計画上の方針等に違反する行為も含まれることから、本監査結果報告書では「違反行為」と表記している。

なお、倫理性に関する意見は、いずれの課においても確認されていないため、次の表には表記していない。

## 2. 監査の結果一覧

### (1) 下水道総務課

No.	タイトル	指摘	意見			
			経済性	効率性	有効性	公平性
1	業務状況説明書類の未記載事項について	1				
2	繰出金計算上の不明水処理費計算の正確性について	1				
3	下水道使用開始について			1	1	
4	減免申請書について				2	
5	排水設備検査の証明書について				1	
6	下水道使用料使用実態調査結果について	1			1	1
7	排水設備指定工事店の違反点数に係る特別な基準について	2				1
8	違反対象物件の改修未確認について				1	
9	下水道への接続を促す指導等について	1			1	1
10	井戸使用実態調査について				1	1
11	受益者負担金徴収猶予申請書の記載不備について	1				
12	水洗便所化改造工事資金貸付金の規定違反について	1				
13	水道料金システムのアクセス管理について				1	
14	公営企業会計システムに関する情報セキュリティ管理について	1				
15	決算資料データの保管について				1	
16	不明水調査点検業務の目視確認や不明の取扱いについて				1	
17	不明水調査点検の誤接続先の記録失念について	1			1	
18	不明水調査後の誤接続調査について				1	
19	不明水対策について				1	
20	徴収一元化における滞納債権の徴収について	1			1	
21	保証人への履行請求について	1			1	
22	債権の移管について				1	
23	最低制限価格の設定及び公表について		1			

No.	タイトル	指 摘	意見			
			経 済 性	効 率 性	有 効 性	公 平 性
24	貯蔵品の会計処理について	1				
25	下水処理場及びポンプ場敷地内にある樹木又は立木について	1			1	
26	固定資産の取得価額について	1			1	
27	消化設備の固定資産台帳登録誤りについて	1				
28	土地の固定資産台帳登録誤りについて	1				
29	減損会計について	1				
30	西浦下水処理場消化ガス設備の会計処理について	1			1	
31	貸倒引当金について				1	
32	下水道使用料の収益計上時期について				1	
33	受益者負担金の分割納付及び徴収猶予の会計処理について				1	
34	オペレーティング・リース取引未経過リース料の注記について				1	
35	重要な後発事象の注記について				1	
<b>下水道総務課合計</b>		<b>19</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>25</b>	<b>4</b>

## (2) 下水道河川計画課

No.	タイトル	指 摘	意見			
			経 済 性	効 率 性	有 効 性	公 平 性
1	ウォーターPPP に対する今後の方針について		1	1	1	
2	時間外勤務の事後命令について	1				
3	時間外勤務の実績入力について	1		1		
<b>下水道河川計画課合計</b>		<b>2</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>

### (3) 下水道河川整備課

No.	タイトル	指 摘	意見			
			経 済 性	効 率 性	有 効 性	公 平 性
1	示談及び訴訟の分析による事前調査の徹底について		1	1	1	
2	契約単位について		1	1		1
3	人材育成・技術承継策について				1	
	<b>下水道河川整備課合計</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>1</b>

### (4) 下水道施設課

No.	タイトル	指 摘	意見			
			経 済 性	効 率 性	有 効 性	公 平 性
1	アスベスト・土壌汚染・PCB について				1	
2	西浦下水処理場の消化ガス発電事業者の決算内容等について				1	
3	高瀬下水処理場の消化ガス発電事業者の決算書等の入手について				1	
4	下水処理場及びポンプ場のリスク管理（非常時・セキュリティ対策）について				1	
5	西浦下水処理場の旧脱硫施設について	1				
6	薬品管理簿の記載及び押印について	1				
7	時間外勤務の事後命令について	1				
8	時間外勤務の実績入力について	1		1		
9	超過勤務時間延長承認の申請について	1		1		
	<b>下水道施設課合計</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>0</b>

### (5) 下水道河川管理課

No.	タイトル	指 摘	意見			
			経 済 性	効 率 性	有 効 性	公 平 性
1	不明水調査委託の未評価の取扱いについて				2	
2	不明水調査の対象拡大について				1	
3	譲与資産の目的外使用申請と減免状況について	4				
4	譲与資産の固定資産台帳への未登録について	1				
5	契約単位について		1	1		1
6	随意契約における見積書の徴取について				1	
7	入札手続について				1	
8	時間外勤務の事後命令について	1				
9	超過勤務時間延長承認の申請について	1		1		
<b>下水道河川管理課合計</b>		<b>7</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>1</b>

### (6) 債権管理課

No.	タイトル	指 摘	意見			
			経 済 性	効 率 性	有 効 性	公 平 性
1	滞納処分及び執行停止について				1	1
2	所管課との債権管理の連携等について				1	
<b>債権管理課合計</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>1</b>

### (7) 全課合計

所管課	指 摘	意見			
		経 済 性	効 率 性	有 効 性	公 平 性
(1) 下水道総務課	19	1	1	25	4
(2) 下水道河川計画課	2	1	2	1	0
(3) 下水道河川整備課	0	2	2	2	1
(4) 下水道施設課	5	0	2	4	0
(5) 下水道河川管理課	7	1	2	5	1
(6) 債権管理課	0	0	0	2	1
合 計	33	5	9	39	7

上表のとおり、指摘 33、経済性 5、効率性 9、有効性 39、公平性 7、合計 93 の指摘及び意見となった。

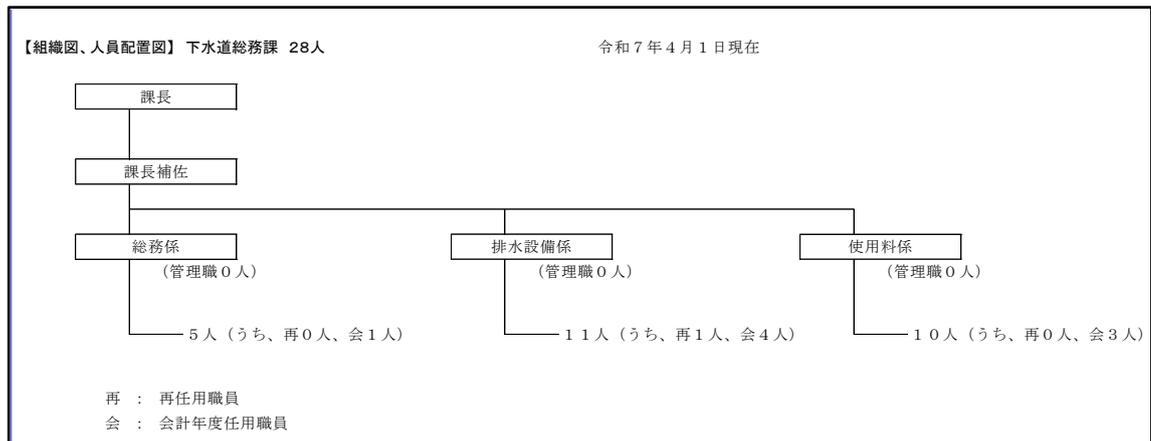
所管課別では、下水道事業の経営全般、決算業務を所管する下水道総務課の指摘及び意見が最も多く、次いで主に下水道施設の維持管理を所管する下水道河川管理課と下水道施設課の指摘及び意見が多くなっている。

### 3. 下水道総務課

#### (1) 概要

##### ①組織図及び人員配置（令和7年4月1日現在）

【図表 15 下水道総務課の組織図】



(市資料より)

##### ②分掌事務・事務分担（令和7年4月1日現在）

###### i) 分掌事務

- (1) 下水道事業の経営に関すること。
- (2) 下水道事業の予算及び決算に関すること。
- (3) 排水設備の計画確認申請、検査及び指定工事店に関すること。
- (4) 水洗化の促進及び水洗便所化改造工事資金の貸付けに関すること。
- (5) 特定事業場の届出及び指導に関すること。
- (6) 除害施設の設置、検査及び指導に関すること。
- (7) 公共下水道の使用料に関すること。
- (8) 公共下水道の受益者負担金に関すること。
- (9) 部内他の課の所管に属しない事項に関すること。
- (10) 部の庶務に関すること。

(市資料より)

###### ii) 事務分担

係・班等名	職名	職種	事務分担
	課長	一般事務	課内事務の掌理
	課長補佐	一般事務	課長の補佐
総務係	主査	一般事務	総務係の総括
総務係	主任主事	一般事務	公営企業会計事務、国庫補助金、起

係・班等名	職名	職種	事務分担
			債、固定資産、他市負担金、資金管理
総務係	主事（2級）	一般事務	休職中
総務係	主事（2級）	一般事務	公営企業会計事務、公営企業会計システム、課及び部の庶務、事業報告、部内他の課の所管に属しない事項
排水設備係	主査	土木	排水設備係の総括
排水設備係	主査	土木	水洗便所化改造工事資金貸付金、排水設備計画確認申請
排水設備係	主査	化学	特定事業場規制指導、除害施設検査指導、水質調査
排水設備係	副主査 （再任用フルタイム）	土木	排水設備計画確認申請、宅地内排水設備調査点検、水洗便所設置費補助金
排水設備係	副主査	土木	宅地内排水設備検査、水洗化指導
排水設備係	主任主事	一般事務	水洗便所化改造工事資金貸付金、船橋市スマート申請
排水設備係	主事（1級）	一般事務	水洗便所化改造工事資金貸付金、船橋市スマート申請
使用料係	主査	一般事務	使用料係の総括
使用料係	主任主事	一般事務	公共下水道の使用料
使用料係	主任主事	一般事務	公共下水道の使用料
使用料係	主事（2級）	一般事務	公共下水道の使用料
使用料係	主任主事	一般事務	公共下水道の受益者負担金
使用料係	主事（2級）	一般事務	公共下水道の受益者負担金
使用料係	主事（2級）	一般事務	休職中

（市資料より）

### ③情報システム等の概要（令和7年4月1日現在）

情報システム名	財務会計システム兼公営企業会計システム（契約は一般会計）
購入金額（消費税込）	93,540千円（公営企業会計分）
導入年度	令和6年度
年間保守料又は使用料（消費税込）	7,087千円（公営企業会計分）
主な機能	公営企業会計（予算編成・予算執行・予算管理・固定資産管理）

情報システム名	船橋市水洗便所化改造工事資金貸付金管理システム
購入金額（消費税込）	13,586千円
導入年度	平成28年度
年間保守料又は使用料（消費税込）	528千円
主な機能	船橋市水洗便所化改造工事資金貸付金の償還管理
条例等に定める帳票・申請書等の出力機能	船橋市水洗便所化改造工事資金貸付規則 第2、3号様式

システム外で別途保存しているデータ（Word、Excel）等の名称	独自収納データ
内容	貸付金利用者の全件抽出データ

情報システム名	排水設備工事申請管理台帳システム
購入金額（消費税込）	101,412千円
導入年度	平成29年度
年間保守料又は使用料（消費税込）	1,596千円
主な機能	排水設備工事申請の台帳管理

情報システム名	水道料金システム（千葉県所管）
購入金額（消費税込）	475,783千円（船橋市負担分）
導入年度	令和2年度
年間保守料又は使用料（消費税込）	417,304千円（※千葉県へシステム使

込)	用料等を含めた経費を徴収事務委託料として支払っている)
主な機能	水道料金・下水道使用料の賦課徴収管理

情報システム名	受益者負担金管理システム
購入金額（消費税込）	13,176千円
導入年度	平成27年度
年間保守料又は使用料（消費税込）	594千円
主な機能	受益者負担金の納付管理及び賦課業務
条例等に定める帳票・申請書等の出力機能	船橋市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則 第1～4号様式

システム外で別途保存しているデータ（Word、Excel）等の名称	申告書(PDF) 決定通知書(PDF) 徴収猶予・減免申請書(PDF) 徴収猶予・減免申請書可否決定通知書(PDF)
内容	受益者負担金に係る申請書等
保存場所	基幹系 PC

(市資料より)

## (2) 結果

### ①業務状況説明書類の未記載事項について（指摘）

#### 【事実の概要】

下水道事業の業務状況説明書類は、次の地方公営企業法と船橋市下水道事業の設置等に関する条例（以下「設置等条例」という。）に従い作成しなければならない。

#### 【地方公営企業法】

##### （業務の状況の公表）

第四十条の二 管理者は、条例で定めるところにより、毎事業年度少くとも二回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 【設置等条例】

##### （業務状況説明書類の作成）

第9条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

当該規定による令和6年4月1日から9月30日までの業務状況説明書類には事業の概況、経理の状況、前事業年度の決算の状況が含まれる。この説明書は11月30日までに市のホームページで公表されていたが、その内容を確認したところ、事業の概況、経理の状況はホームページ上で公

表されていなかった。

また、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの同書類には、事業の概況、経理の状況、令和7年度予算の概要及び事業の経営方針が含まれているが、同じく事業の概況、経理の状況はホームページ上で公表されておらず、事業の経営方針は作成自体が失念されている状況であった。

下水道総務課は、従来から、市のホームページ上に予算書・決算書を掲載することで設置等条例第9条に基づく事務と整理しており、事業の概況、経理の状況は作成のみ、事業の経営方針は未作成という不十分な事務となっていたことが判明した。

### 【問題の根本原因】

下水道総務課において、従来から地方公営企業法第40条の2及び設置等条例第9条の理解が不足しており、現状におけるホームページ上の掲載が規程に準拠した事務であると誤解していたことが問題の根本原因である。

### 【結果（指摘）：合规性（違反行為）】

下水道総務課は、地方公営企業法第40条の2及び設置等条例第9条に基づく業務状況説明書類を適切に作成し、公表しなければならない。

## ②繰入金計算上の不明水処理費計算の正確性について（指摘）

### 【事実の概要】

市の下水道事業は、平成30年度に地方公営企業法を適用する際に、市内部において一般会計からの繰入金の算定方法が協議され、その額は「総務省通知による繰入基準+資金不足額」と定められた。

この繰入金は、次のように基準内繰入と基準外繰入に分類される。

区分	意味
基準内繰入	毎年度総務省より通知される「地方公営企業繰入金について（通知）」に従い繰り入れたもの。
基準外繰入	総務省通知に基づかない市独自の繰入金で、下水道使用料で回収できていない汚水処理費や政策的に繰り入れている生活保護減免など。

（市資料より作成）

収益的収支及び損益計算書における営業外収益の他会計負担金は、上

記の基準内繰入に該当し、令和 6 年度計上額 877,061 千円の内訳は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

繰出基準項目		金額
(2)	分流式下水道等に要する経費	573,371
(3)	流域下水道の建設に要する経費	5,063
(4)	下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	31,982
(5)	水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	13,199
(6)	不明水の処理に要する経費	104,838
(7)	高度処理に要する経費	138,712
(10)	地方公営企業法の適用に要する経費	99
(14)	その他（下水道事業債（臨時措置分））	9,420
（その他）臨時財政特例債の償還に要する経費		377
他会計負担金合計		877,061

(市資料より作成)

上記の(6)不明水の処理に要する経費 104,838 千円の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

津田沼・江戸川左岸・印旛処理区の不透明水処理費	32,272
西浦・高瀬処理区の不透明水処理費	72,565
不明水処理費合計	104,838

(市資料より作成)

上記のうち、津田沼処理区の不透明水処理費は算定シート上で 0 円となっていたため、その理由を市に質問したところ、津田沼浄化センターを管理する習志野市から資料提供を受けていないため、計上できていないとの回答を得た。また、令和 7 年度より適切に算定ができるよう、習志野市と協議するとの回答も得た。

市の回答によれば、本来は習志野市から津田沼浄化センターの資料提供を受けて不明水処理費を算定する必要があったと考えられる。

### 【問題の根本原因】

算定シート上で、津田沼処理区の不透明水処理費が 0 円となっている点

について、本来はその異常性に気付くべきであったところ、従来から使用している算定シートであることから、計算結果は特に問題はないという認識をしていた点に問題の根本原因がある。

一般的に算定シート上の計算ロジックの正確性は検証されるが、それだけでなく最終的な算定結果について異常性や違和感がないかを改めて検証することが重要である。

### 【結果（指摘）：合規性（不当行為）】

下水道総務課は、津田沼処理区の不明水処理費を正確に計算し、基準内繰出である他会計負担金を算定しなければならない。

また、不明水処理費の算定シートについては、計算ロジックの検証だけでなく、算定結果の妥当性について最終的な検討を行う仕組みを構築して頂きたい。

## ③下水道使用開始について（意見）

### 【事実の概要】

下水道に接続し、下水道の使用を開始した際には、船橋市下水道条例第11条に基づき、下水道使用者は使用の開始を届け出る必要がある。

### 【船橋市下水道条例】

第11条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は遅滞なく、市長の定めるところによりその旨を届け出なければならない。使用者が変わったとき、又は新たに使用者になったときも同様とする。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合はこの限りでない。

下水道使用開始届（以下「使用開始届」という）の届出は、基本的に下水道接続工事を行った指定工事店が工事完了届と同時に届出を行っている。使用開始届が提出されると、市では公共汚水柵への接続及び流入確認（以下「流入確認」という。）を実施したうえで、水道料金システムへの登録を行い、月次で月末に下水道使用開始の承認を行っている。

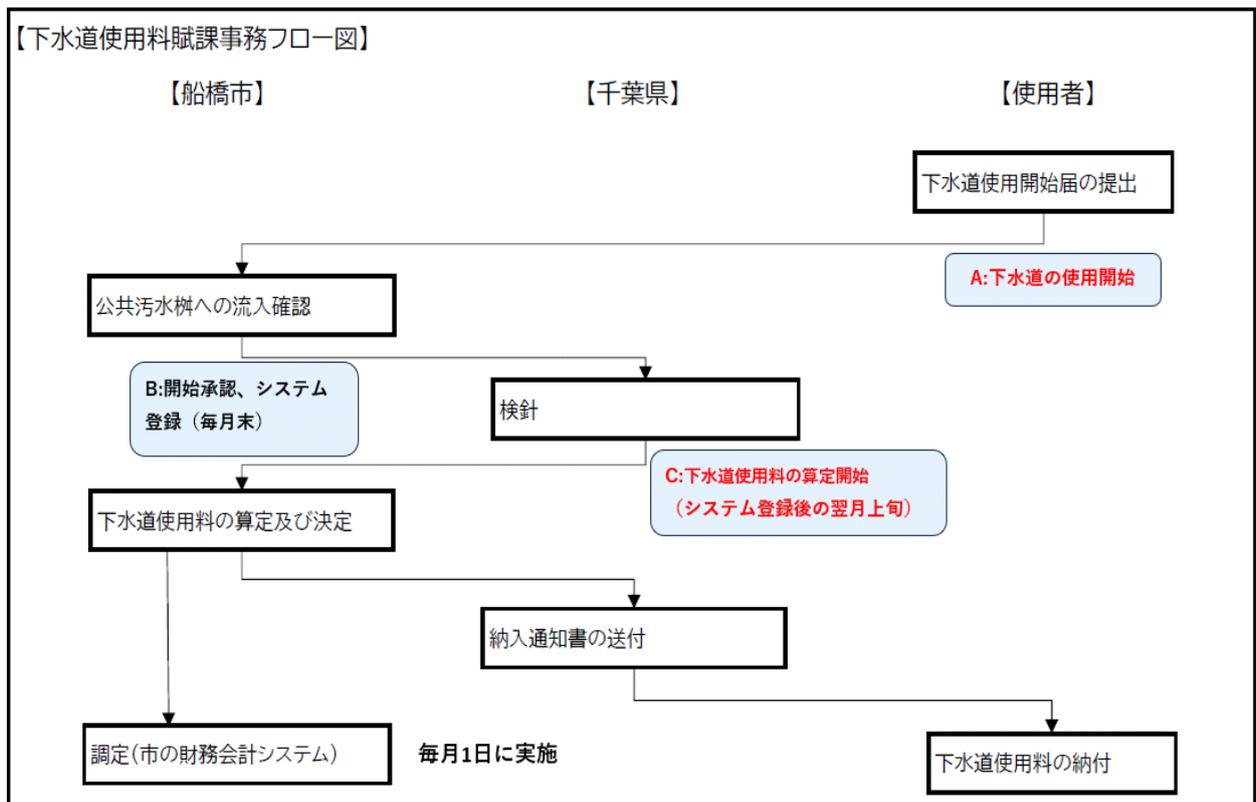
本監査において、公共下水道使用開始届（令和6年5月及び令和7年2月分）を閲覧した結果、使用開始届が提出されてから1か月以上経過して承認されているものが多数確認された。この点について、市の担当者に質

問したところ、使用開始届提出後に市が下水道への流入確認を行い、その後下水道の使用開始という取扱いになっているとの説明を受けた。流入確認は使用者との日程調整のうえ市担当者が現地に赴き行っており、使用開始届の提出が集中すると、提出から使用開始まで1か月程度の期間がかかってしまうとのことである。

また、令和5年10月に提出された使用開始届に対し、令和6年5月に承認がなされている事例が確認された。承認遅延の原因を確認したところ、使用開始届の記載内容に誤りがあり、上水道を接続している他の自治体との事実確認を行っていたため、流入確認が遅れたとのことであった。

現在の市の下水道使用料の賦課徴収事務は、千葉県の上水道料金との徴収一元化により、次のような事務プロセスによって行われている。

【図表 16 下水道使用料賦課事務フロー図】



(市資料より作成)

この図表から分かるように、現状の事務プロセスでは、使用開始届が提出されてから流入確認、システム登録、承認といった各手続があり、それらが終了するまでの間、下水道使用料の算定が開始されず、賦課がなされないこととなる。図表 16 で言えば、A から C までの期間の下水道使用料

である。この期間は、下水道を使用しているものの下水道使用料の算定が開始されていないため、算定期間とならない。Bの開始承認及びシステム登録が毎月末にまとめて行われることから、流入確認が遅延すると本来は当月末に承認、システム登録すべきものが翌月末に繰り延べられてしまい、検針の開始も遅延してしまうことになる。市の流入確認の遅れにより、下水道を使用しながら下水道使用料が賦課されない状況が長期化してしまう事は避けなければならない。

### 【結果（意見）：効率性、有効性】

下水道の使用開始に係る一連の手続について、手続の遅延が生じないように効率的な対策を施し、事務の有効性を高めることが望まれる。具体的には以下の方法が有効であると考ええる。

#### 期日管理

現在、使用開始届が提出されてから、下水道の使用開始までの手続について明確な期限は定められていない。また、下水道使用者にとっても、実際に下水道を使用することは可能となっていることから、手続の遅延についてクレームとなることは生じない。しかし、各手続について、使用開始届日から何日以内に流入確認を実施、確認後何日以内にシステムに登録、というような具体的な期日を設定し、それぞれの手続の進捗を定期的にモニタリングするようにすれば、遅れている手続が明確になり、優先的な対応が可能になるものと考ええる。

#### 担当者の増員

現在、流入確認については下水道総務課排水設備係の土木職 4 名と会計年度任用職員 2 名が担当しており、通常は、休日を除く毎日、職員 1 名と会計年度任用職員 1 名の 2 人体制で流入確認を行い、業務多忙時は、職員 2 名の体制を加えた 2 つのグループで流入確認をしている。しかし、使用者と日程を調整したうえで実施することから、常に速やかに流入確認ができるわけではなく、これが下水道使用登録手続におけるボトルネックとなってしまう、事務が遅延している。兼務でも良いので流入確認ができる担当者を増員し、使用開始届の提出が重なり繁忙となった際には増員によって流入確認が優先的・効率的に実施できるような体制を構築することが有効であると考ええる。

下水道の使用料は、前述のとおり、水道料金システムに登録されない限り賦課されない。一方で水道料金システムに登録するまでには、下水道総務課使用料係だけではなく、係をまたいで複数の手続や処理が必要とな

る。それぞれの係で十分連携を図り、手続の早期化と事務の円滑化を図ることが必要であると考える。

#### ④減免申請書について（意見）

##### 【事実の概要】

下水道使用料の減免は、船橋市下水道条例施行規則第33条第1項に規定する次の下水道使用料減免申請書（様式11号）により、市長に申請することになっている。

第11号様式		年 月 日
下水道使用料減免申請書		
船橋市長 あて		申請者 住 所
		氏 名
		(TEL )
使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。		
申 請 区 分	減 額 ・ 免 除	
使 用 料 総 額	円	
申 請 理 由		
添 付 書 類		
備 考		

この下水道使用料減免申請書は、市のホームページ上に掲載されており、申請区分や申請理由、添付書類については、「下水道使用料の減免に関する要綱」に定められた項目が列挙されており、次のとおり該当項目にチェックを入れる仕様となっている。



このように、下水道使用料減免申請書は市担当者による確認と必要事項の記載が行われているが、記載項目の完全性に対するチェックが不十分であることから、記載漏れが生じたものと推測される。

**【結果（意見）：有効性】**

下水道使用料減免申請書は、必要な項目が漏れなく記載されているか、チェックが必要な項目について漏れが生じていないかどうかを十分確認したうえで受理して頂きたい。

**ii) 減免申請書の様式について**

**【事実の概要】**

公共下水道使用料減免綴（令和6年5月及び令和7年2月分）を閲覧したところ、申請された減免申請書において、使用料総額がほぼ記載されていないかった。

下水道使用料の減免要因で大半を占める生活保護受給による減免は、既に確定した使用料に対する減免ではなく、減免を決定した日の翌日以降に算定する使用料から行われることから、申請時において申請者が記載できる項目ではない。

一方で、給水装置の漏水や庭木散水により、排水設備への流入がなかったと認められるような場合は減免対象となる使用料総額が確定しているが、このような使用料総額の記述が必要なケースはかなり限定的と考えられる。

様式で定めている項目を空欄のまま取り扱おうと、記載できない項目であるのか、それとも記載が漏れているのかが直ちには判別できない恐れがある。

**【結果（意見）：有効性】**

様式で記載を定めた項目については、全て記入し空欄のまま取り扱われることが無いようにすべきであると考えます。

もし、申請時に記載ができない場合は、配布する減免申請書に予め「記載不要」等の印字をするなどの対応を検討して頂きたい。

**⑤排水設備検査の証明書について（意見）**

**【事実の概要】**

下水道法第13条第1項において、排水設備等の検査に関する以下の規定がある。

## 【下水道法】

第 13 条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

市では、下水道の接続開始に際して、接続状況について検査を行うほか、毎年「特定事業場等排水水質検査計画」を作成し、水質検査を実施している。

その際に使用する身分を示す証明書については、船橋市下水道条例施行規則第 38 条において、下水道法第 13 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、次の下水道立入検査員証（第 16 号様式）とする旨が定められている。

第16号様式	
表	裏
第 号 下水道立入検査員証 写 真 所 属 職 名 氏 名 有効期間 年 月 日より 年 月 日まで 交付期日 年 月 日 船橋市長 印	注 意 1 この証は、他人の土地又は建築物に立入る場合は、必ず携帯しなければならない。 2 この証は、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。 3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

一方、検査では現在、下水道法施行規則第 16 条に定められた様式第十四を実際に使用しており、上記の条例施行規則による様式は使用していないとのことであった。

様式第十四(第十六条関係)		(裏)	
(表)		下水道法抜粋	
第 号		第13条	公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
身分証明書		2	前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
ふりがな	年 月 日生	3	第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
氏名			(準用規定)
職名		第25条の30	第7条から第8条まで、第11条の2、第12条から第12条の9まで、第12条の11から第13条まで、第15条から第18条の2まで、第21条から第23条の2まで及び第25条の規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。
上記の者は、下水道法第13条第1項(下水道法第25条の30第1項において準用する同法第13条第1項)の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。			
発行年月日			
有効期限			
任命権者	印		

長期にわたり下水道法施行規則に規定された様式を使用していることから、下水道条例施行規則に規定された様式を用いていない経緯は明確にはわからないとのことであるが、市担当者によると当初下水道条例施行規則の様式を使用していたものの、その後下水道法施行規則において様式が定められたことから、下水道法施行規則の様式を使用しているのではないかとのことであった。

下水道法施行規則が下水道条例施行規則の上位法令となることから、法令違反には該当しないとのことであるが、下水道条例施行規則に定められた様式と異なる様式を長期にわたって使用することは、不要な誤解や混乱を生じさせるおそれがあり、望ましくない。

### 【結果（意見）：有効性】

今後下水道法施行規則第16条による様式第十四を継続して使用するのであれば、不要な誤解や混乱を生じさせないために下水道条例施行規則における様式を実態に合った様式に改定すべきであると考えます。

## ⑥下水道使用料使用実態調査結果について（指摘・意見）

### 【事実の概要】

下水道総務課では、市内で公共下水道を使用しているにもかかわらず、下水道使用料が賦課されていない者を確認するために、下水道の使用実態調査を実施している。この実態調査は、業務委託先が対象地区の現地に赴いて、上水道利用者の入居状況や下水接続（汚水桝への流入）を確認し、その結果を市に報告するものである。令和5年度に実施した調査結果は次のとおりであった。

対象地区	南三咲・西習志野
調査件数	257 件
調査結果	
（接続）	（14）
（未接続）	（196）
（不明）	（30）
（賦課済）	（6）
（調査対象外）	（11）

（市資料より作成）

この調査の結果、「接続」と判定された 14 件に対しては、令和 5 年 12 月 15 日付の決裁伺書により下水道使用料の賦課通知が発出され、通知日以降より下水道使用料が賦課、徴収されている。この調査では調査件数 257 件のうち 14 件、つまり件数ベースで全体の 5.4%が過去から下水道使用料を賦課されるべきであった先であるということになる。5.4%という数値は未賦課先の割合であり決して低い数値とは言えない。また、確認作業ができないために調査結果が不明となった先も 30 件あり、その割合は 11.6%になる。再度、詳細な調査をすると新たに「接続」と判定される先も出てくる可能性がある。

この 14 件は、いずれも次の船橋市下水道条例第 11 条及び船橋市下水道条例施行規則第 27 条による下水道使用開始届（以下「使用開始届」という。）が市に提出されていない。

#### 【船橋市下水道条例】

（使用の開始等の届出）

第 11 条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は遅滞なく、市長の定めるところによりその旨を届け出なければならない。使用者が変わったとき、又は新たに使用者になったときも同様とする。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合はこの限りでない。

#### 【船橋市下水道条例施行規則】

（公共下水道の使用開始等の届出）

第 27 条 条例第 11 条第 1 項に規定する使用者が公共下水道の使用を開始、休止、廃止又は再開した旨の届出は、下水道使用開始（休止・廃止・再開）届（第 7 号様式）による。

なお、使用開始届を提出していない使用者は、次のとおり、5万円以下の過料が科される。しかし、前述の14件についてはこの過料が科されていない。

#### 【船橋市下水道条例】

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

(1)、(2) 省略

(3)第8条第1項、第11条第1項又は第12条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4)～(6) 省略

この5万円以下の過料については、この14件に限らず、過去に使用開始届を失念している事が判明した使用者に対しても科された実績がないとの回答を下水道総務課から得た。

この理由について下水道総務課に質問したところ、「使用開始届は使用者本人が作成するが、下水道接続工事の際に排水設備指定工事店が他の書類と一緒に使用開始届を本人に代わり市に提出するので、指定工事店が何らかの理由で提出を失念する事が考えられる。そのため、使用者本人に過料を科するのは難しい」という回答を得た。

なお、下水道総務課によると、市が使用者から使用開始届が提出されない限り下水道使用料を賦課できないとすると、使用開始届を提出しない使用者にはいつまでも賦課ができないという実態があるため、次の船橋市下水道条例第13条に基づき、公共下水道への流入が確認できた場合には、使用開始届を受理せずとも下水道使用料の賦課を開始することができると判断している。前述の14件は、この第13条を根拠として下水道使用料が賦課されている。

#### 【船橋市下水道条例】

(使用料の徴収)

第13条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

この令和5年度における使用実態調査の対象地区は、「下水道整備済区域のうち、供用開始後3年未満及び過去の未賦課調査の実績等を勘案して選定している」との回答を得た。

また、使用実態調査について今後の実施計画があるかどうかを下水道総務課に質問したところ、「未賦課者の特定が困難なため、事前に具体的な範囲を定めるなど計画的に調査を実施することは難しいが、調査は職員や業務の状況から判断し実施している。今後の調査実施計画についても同様に考えている。」との回答を得た。令和5年度の調査結果を踏まえると、市内の他の地区においても「接続」と判定される先が一定割合存在する可能性があると考えられる事から、引き続き、計画的に使用実態調査を実施することが望ましい。

なお、令和5年度の調査結果で「不明」となっている30件は、主に複数回訪問しても本人不在のため調査不能となっているケースであるが、このような不明先の再調査方針について確認したところ、「使用実態調査業務は、複数年周期で市内全体を調査しており、今回調査不能となった使用者については、次回同じ地区が調査対象となった際に再度調査を実施する」という回答を得た。しかし、再度調査する時期がいつになるかは確認できなかった。

#### 【問題の根本原因】

使用開始届未提出者に対して過料が科されていない問題は、下水道総務課において条例自体は認識しているものの、上述のとおり、使用者本人に過料を科すのは難しいという判断のもとに過去から過料を科していない事務的慣行があり、それがあたかも暗黙のルールのようになっている事が問題の根本原因である。

#### 【結果（指摘）：合規性（違反行為）】

使用開始届未提出者については、船橋市下水道条例第29条第3号に基づき、5万円以下の過料を科さなければならない。この過料については特段の考慮事項が規定化されていないため、未提出者本人に帰責性がないと考えられる場合でも、条例上、一律過料を科さねばならない定めとなっている。

なお、実務においては、未提出者本人に帰責性がなく過料を科すことが望ましくない場合も想定されることから、一律に過料を科すという規定の下でこのような場合をどのように考えるべきかという点につき、今後検討を行っていただきたい。

#### 【結果（意見）：有効性、公平性】

公共下水道を使用しているにもかかわらず、下水道使用料が賦課されていない者、いわゆる未賦課者に対しては、過去に遡ることなく、船橋市

下水道条例第 13 条に従って公共下水道の使用が確認された時点から使用料を賦課する実務となっている。このような実務となっている理由について下水道総務課に質問したところ、「未賦課者がいつからどの程度、公共下水道を使用しているかを確認する事はできないため、第 13 条の定めに従い使用が確認された時点から賦課を行っている」という回答を得た。

確かに使用開始届を提出していない未賦課者について、いつから使用を開始し、これまでにどれだけの汚水を排水したかを調査する事はほぼ不可能であることから、下水道総務課の回答は理解でき、賦課に対する現状の実務はやむを得ないと考える。

しかし一方で、少なくとも公共下水道使用者に使用料賦課者と未賦課者の両方が存在するという事実は明白であり、公共下水道使用者間の公平性に著しく反する状態が存在していると言わざるを得ない。しかも、本調査に限定したレベルで全体の 5.4%が未賦課者である事が判明しており、調査結果が不明な者も 11.6%に達していることから、市における使用者全体では相当数の未賦課者が存在するという推測を禁じ得ない。

下水道使用実態調査は、未賦課者を発見する手段として一定の結果が認められ、使用者間の公平性を図るための有効な手段であることから、今後、計画的に実施することは難しいとしても可能な限り積極的に実施し、下水道事業の根幹である下水道使用料の適切な賦課と徴収をして頂きたい。

なお、未賦課者については、未賦課となった原因分析を十分に行い、本調査のようにいわゆる「発見的統制」による改善だけに依拠するのではなく、そもそも未賦課者が生じないための「予防的統制」となる仕組みを考え、実行して頂きたい。言うまでもないが、未賦課者を発見するには膨大な時間とコストを要するだけでなく、過去の使用料を遡及徴収できないという事業経営上の問題と使用者間の不公平を生んでしまう。このような状態にならないために、未賦課者を生じさせない仕組みである「予防的統制」を徹底して頂きたい。

また、調査結果が不明である者については、再調査時期が明確となっていない。再調査の結果、未賦課者である事が判明する場合も想定されるので、早急に再調査を実施して頂きたい。

## ⑦排水設備指定工事店の違反点数に係る特別な基準について（指摘・意見）

### 【事実の概要】

公共下水道の接続工事は、船橋市下水道条例第 7 条による排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）によって行われる。指定工事店

については、船橋市排水設備指定工事店事務取扱要綱（以下「指定工事店事務取扱要綱」という。）によって取扱いに関する必要事項が定められている。

指定工事店事務取扱要綱では、指定の取消し及び効力の停止（以下「処分」という。）並びに指定工事店に対する行政指導の処分等基準や、取扱い基準（違反点数）が別表第4において定められている。処分内容と処分等の基準は次のとおりである。

番号	処分内容	処分等の基準
1	「注意書」の交付	20 点以上 40 点未満
2	「警告書」の交付	40 点以上 60 点未満
3	3 か月以下の指定の効力の停止	60 点以上 80 点未満
4	6 か月以下の指定の効力の停止	80 点以上 100 点未満
5	指定の取消し	100 点以上又は過去 1 年以内に指定の効力の停止を 2 回以上受けた場合

（市資料より作成）

なお、別表第5において、処分等事由（違反行為）及び根拠条文と対応する違反点数が定められており、処分等事由（違反行為）ごとに1件あたりの違反点数が定められている。1件あたりの違反点数は1点から20点まであり、半数が1件あたり20点又は20点以下と定められている。

しかし、このような基準が定められている一方で、別途、「船橋市排水設備指定工事店事務取扱要綱に係る指定の取消し等の取扱い基準について」（以下「指定等取消し取扱い基準」という。）という基準が令和2年7月13日に施行されている。

この指定等取消し取扱い基準は、指定工事店事務取扱要綱別表に定める基準を緩和するために制定されたものであり、以下のとおり、指定工事店事務取扱要綱別表の次の処分等事由につき、違反点数の特別なルールを定めている。

【指定工事店事務取扱要綱別表第5】

処分等事由（違反行為） ＜根拠条文＞	取扱い基準 （違反点数）
市長の確認を受けずに工事に着手したとき ＜船橋市下水道条例第7条の8第1項第2号＞	1件につき20

（市資料より作成）

### 【指定等取消し取扱い基準】

指定以降初めて違反した指定工事店に限り、上記の違反行為において、複数の違反行為に伴い 60 点以上の違反点数が付された場合は、違反点数を 40 点付すものとする。

(市資料より作成)

このような指定等取消し取扱い基準が定められた理由は、同基準において次のように明記されている。

#### (理由の要約)

指定工事店事務取扱要綱別表第 5 の「市長の確認を受けずに工事に着手したとき」において、1 の工事につき 3 件以上の違反行為があった場合、60 点以上の違反点数が付されることになる。

違反点数が 60 点以上付された指定工事店は番号 3「3 か月以下の指定の効力の停止」、番号 4「6 か月以下の指定の効力の停止」又は番号 5「指定の取消し」の処分を受けてしまう。

しかしながら、指定以降初めて違反行為をした指定工事店が 60 点以上違反点数を付された場合、番号 1 の「注意書」、番号 2 の「警告書」の交付を経ずに処分されるため、市の指導機会も失われ、小規模事業者が多くを占める指定工事店の営業活動及び存続に影響を及ぼす恐れがある。そこで、指定の取消し等の取扱い基準について、緩和基準を定める運用することとする。

(市資料より作成)

この理由の要約にある「指定工事店の営業活動及び存続に影響を及ぼす恐れ」とは、小規模事業者である指定工事店の経営に対する配慮と考えられるが、そもそも指定工事店事務取扱要綱は、指定工事店の指定の取消し及び効力の停止や行政指導の処分等を正確かつ公平に行うために定めた規定であり、指定工事店の経営への配慮は要綱の趣旨に合致するものではない。

また、指定以降初めて違反行為をした指定工事店に対し、注意書、警告書による市の指導機会が失われるという理由についても、指定以降初めての違反点数が 60 点以上になってしまう指定工事店について、どのような理由で市の指導機会が特別に認められるかという点が不明確である。

令和 6 年度時点で過去に指定等取消し取扱い基準の適用を受けた指定工事店の 2 社を確認したところ、次のような状況である事が判明した。

No.	種類 (交付日)	違反行為があった と認められた日	違反行為及び違反法令	違反 点数
1	警告書 (令和2年11 月19日)	令和2年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨水排水を雨水の排除すべき施設に流入させず、施工する工事が下水道施設の機能に障害を与える恐れが大であったため</li> <li>● 対象工事は6棟</li> <li>● 船橋市下水道条例第7条の8第1項第4号違反</li> </ul>	40点
2	警告書 (令和4年3 月：日付未記入)	令和4年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 完了届懈怠(下水道に関する法令、条例及び規則に定めるところに従い適正な工事の施工をできないと認められるとき)</li> <li>● 対象工事は15件</li> <li>● 船橋市下水道条例第7条の8第1項第2号及び第8条第1項</li> </ul>	40点

(市資料より作成)

No.1は違反対象工事が6棟であり、指定工事店事務取扱要綱別表第5に従えば1件あたり20点以下の違反点数が付されることから最大で120点になり、指定の取消し処分と判断される可能性があるが、指定等取消し取扱い基準により違反点数は40点となり警告書の交付とされた。

しかし、No.1の違反法令は船橋市下水道条例第7条の8第1項第4号の「施工する工事が、下水道施設の機能に障害を与えた又は与えるおそれが大であったとき」であり、指定等取消し取扱い基準に定める同条例第7条の8第1項第2号ではない。従って、適用条文を誤っており、違反点数は40点ではなく最大で120点になる可能性があり、これは指定の取消しという処分に相当する。

なお、No.1は警告書交付の僅か4か月後に「船橋市排水設備指定工事店指定停止通知書」が交付されている。当該通知書の内容は以下のとおりである。

通知書日付	令和3年3月16日
指定停止年月日	令和3年3月18日から令和3年9月17日（6か月）
指定停止の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 船橋市下水道条例第7条の8第1項第2号 第7条の6に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められる。</li> <li>● 船橋市下水道条例第7条の8第1項第4号 その施工する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大である。</li> </ul>

（市資料より作成）

この指定停止の理由には、船橋市下水道条例第7条の8第1項第2号と第7条の8第1項第4号の両方に違反している事が示されている。指定工事店事務取扱要綱別表第5では、それぞれ1件あたり20点以下の違反点数が定められており、対象工事6棟の違反点数は最大で240点になる可能性がある。

なお、当該通知書には違反点数が明記されていないため、6か月の指定停止という処分が適切であるかどうかを確認できない。令和2年10月12日時点で違反点数は最大で120点となっていた可能性があり、当該通知書交付時点でもその状況に変更がない限りは、上記のとおり最大で240点の違反点数になる。指定工事店事務取扱要綱によると、このような違反点数では6か月間の指定停止ではなく指定の取消しという処分になる可能性が高いと言わざるを得ない。

また、No.2は違反對象工事が15件あり、指定工事店事務取扱要綱別表5に従えば違反点数は最大で300点になり、指定の取消し処分になる可能性があるが、指定等取消し取扱い基準により違反点数は40点となり警告書の交付とされた。

この違反行為は排水設備工事を終えた物件について検査を実施せず完了届の提出を懈怠していたというものである。これは船橋市下水道条例第7条の8第1項第2号に該当するので、指定等取消し取扱い基準の適用対象になると考えられるが、違反對象工事が15件と多数であるにもかかわらず、違反点数は40点にしかない。つまり、指定等取消し取扱い基準には、違反對象工事件数に上限が定められていないため、どんなに違反對象工事があっても違反点数は最高でも40点にしかないという結果になる。このような定めでは、違反工事を多数行う指定工事店ほど違反点数において有利な扱いになるという不合理な結果をもたらしてしまう。

なお、指定等取消し取扱い基準は、指定工事店事務取扱要綱制定から3年が経過し指定工事店への周知が進んだことから、令和6年3月31日に廃止されており、上記のような特別な取扱いは現在行われていない。

### 【問題の根本原因】

No.1 について、警告書を交付する際に指定等取消し取扱い基準の適用条文を誤ったのは、同基準及び指定工事店事務取扱要綱の定めを正しく理解していなかったことに問題の根本原因がある。

また、No.1 の船橋市排水設備指定工事店指定停止通知書で違反点数が不明なため、客観的に6か月間の指定停止という処分が妥当であるかが確認できないのは、指定工事店事務取扱要綱において通知書の形式を定めた様式第1に違反点数を記載する箇所が設けられていない点に問題の根本原因がある。注意書や警告書には違反点数を記載しているため、通知書も違反点数を記載する様式に変更する必要があったと考えられる。

No.2 について、違反対象工事が多いほど違反点数で有利になるという問題は、指定等取消し取扱い基準の制定に当たり、違反対象工事件数の上限設定等の定めを設けなかったことに問題の根本原因がある。

### 【結果（指摘）：新規性（違反行為）】

No.1 については、令和2年11月19日に交付した警告書の違反点数が指定等取消し取扱い基準に違反している。同基準の適用は無く、違反点数は最大で120点となった可能性があることから、再度、違反点数を計算して処分内容の適否を再確認しなければならない。また今後は、指定工事店事務取扱要綱に則り、違反点数を適切に計算し処分内容を決定しなければならない。

### 【結果（指摘）：新規性（不当行為）】

No.1 について、令和3年3月16日に交付した船橋市排水設備指定工事店指定停止通知書は違反点数が不明であるため、6か月の指定の停止という処分の妥当性が客観的に確認できない。指定工事店事務取扱要綱の様式1が違反点数を記載する様式になっていないため、通知書に違反点数を記載していない点は規定に違反するものではないが、注意書、警告書には違反点数を記載するにも拘らず、指定停止等を決定する通知書に違反点数を記載しないのは不合理である。様式1の記載を変更し、違反点数の記載を必須とすべきである。

また、No.2. について述べたとおり、指定等取消し取扱い基準に違反対象工事件数の上限設定等が無いのは、違反対象工事数が多い指定工事店ほ

ど違反点数において有利になるという不合理が生じる結果をもたらしている。

たとえ指定以降初めて違反した指定工事店に限る特別な取り扱いであるとしても、その取扱いには限度というものがあり、何件以上の違反が認められた場合は同基準を適用しないという定めを設けなければならない。

### 【結果（意見）：公平性】

指定等取消し取扱い基準は指定以降初めて違反した指定工事店に限定して適用する基準である。過去に違反した経歴のある指定工事店については適用されない。従って、指定工事店間において指定等取消しの取扱いが異なっており、公平性が保たれていない。このような状態を是とするには、特別の取扱いを必要とする合理的な理由が必要である。

市は指定等取消し取扱い基準を定めた理由として、「市の指導機会」、「指定工事店の営業活動及び存続に影響を及ぼす恐れ」が挙げられているが、これらは違反点数の特例を設ける理由としては適切ではないと考える。「市の指導機会」は、違反してから指導することを前提としているが、本来は指定工事店に対する日常の指導を充実して違反を防止することが大事であり、これを理由として違反点数の特例を設け公平性の例外を設ける事は適切ではない。同じく、「指定工事店の営業活動及び存続に影響を及ぼす恐れ」も、市が特定の指定工事店の経営に配慮する必然性は無く、むしろ違反点数の取扱いを通じた経営支援との疑念を持たれる恐れもあり、公平性の例外を許容する根拠とはなりえないと考える。

指定等取消し取扱い基準は既に廃止されており、令和6年度以降、この基準を適用する事例は無いが、この基準が制定当時において公平性の観点から十分に検討されたものであったかという点を再確認して頂きたい。また、指定工事店の違反点数につき、このような例外規定を定める事自体が公平性の観点から問題であり、今後、このような例外規定を定める事は禁止すべきであると考ええる。

## ⑧違反対象物件の改修未確認について（意見）

### 【事実の概要】

⑦における No. 1 の指定工事店に対する警告書では、違反行為があったと認められた経緯が次のように記載されている。

(経緯の要約)

令和2年10月9日

船橋市〇〇の一部地域は雨水浸透貯留施設が設置されており、同地域の宅地内排水設備は宅地内分流方式で施工すべきところであるが、これをNo. 1が合流方式で施工していると通報があった。これにより排水設備等計画確認申請書を確認したところ申請時には宅地内分流方式であったが、工事完了届と合わせて提出された竣工図面では合流方式となっており、現場も合流方式で施工していた。

令和2年10月12日

下水道総務課がNo. 1を聴取したところ、申請担当と工事担当のそれぞれの担当者が確認や連絡を十分に行わず、工事担当が〇〇地区は全て合流地区であるとの思い込みにより、合流方式で施工したことが判明した。併せてNo. 1に宅地内分流方式への改善指示も行ったが、後日No. 1から外構工事も完了して施主に引き渡し済となっており、入居も始まっているとのことから、改修工事はできないとのことであった。

(市資料より作成)

このように、下水道総務課は宅地内分流方式への改善指示を行ったものの、外構工事も完了して施主に引き渡し済となり入居も始まっているため、改修工事ができないと報告されている。

このような状況が令和2年10月12日に確認されていることから、その後の改修工事について下水道総務課に確認したところ、本監査時点ではNo. 1から新たな排水設備等計画確認申請書の届出は無く当時と状況は変わらず改修工事ができていない事が判明した。

No. 1に対しては令和2年11月19日に警告書の交付、令和3年3月16日に船橋市排水設備指定工事店指定停止通知書が交付されている一方で、問題となった肝心の施工について市としてどのように対処するかが明確となっていない状況にある。

**【問題の根本原因】**

違反対象となった工事について、違反した指定工事店への改善指導と改善状況確認は、法令、条例、規則等において特に義務化されていない。そのため、下水道総務課において改善指導と改善確認に係る事務プロセスが存在しておらず、状況をモニタリングする内部統制も存在していない。これが上記の問題の根本原因である。

### 【結果（意見）：有効性】

本件のみならず違反对象となった工事については、改修工事を速やかに実施し違反状態を改善する必要がある。単に違反状態を認識しただけでその改善が図られないようでは、下水道事業の適切な運営に支障が生じる可能性もある。

現在は、違反对象となった工事について、違反した指定工事店への改善指導と改善状況確認は規定等により義務化されていないが、下水道事業の適切な運営のために、改善指導や改善状況確認について市としての対応方針を定めそれを規定化するよう、要望する。

## ⑨下水道への接続を促す指導等について（指摘・意見）

### 【事実の概要】

令和 6 年度に実施した水洗化指導業務委託契約の成果品である総括表及びアンケート集計表を確認したところ、次のような結果である事が分かった。なお、本業務は、公共下水道区域内における未水洗化家屋の実態を把握し、それらの家屋に対し、下水道への接続を促す指導を実施することにより、水洗化率の向上等を図ることを目的として実施されている。

（水洗化指導業務委託仕様書）

水洗化指導対象数	1,388 家屋
	内訳 供用開始 3 年経過 初回指導 182 家屋
	供用開始 3 年経過 2 回目以降 1,206 家屋

（成果品：総括表及びアンケート集計表）

指導対象数	1,390 件	
結果	水洗化済	274 件
	浄化槽	869 件
	汲み取り	66 件
	不明	120 件
	更地・調査不要	61 件

（市資料より作成）

成果品の結果にある水洗化済 274 件は、し尿を水洗便所によって公共下水道に排除している家屋であり特段問題はない。また汲み取り 66 件は、し尿を公共下水道に排除せず汲み取りにより処理している家屋である事から問題はない。

浄化槽 869 件は、公共下水道区域内にありながら浄化槽を設けてし尿を処理している家屋である。浄化槽については、船橋市下水道条例において、次の定めが設けられている。

【船橋市下水道条例】

(浄化槽の廃止)

第 10 条の 2 処理区域内において浄化槽を設けている建築物の所有者は、当該処理区域について下水の処理を開始する日から 3 年以内に、当該浄化槽を廃止して、汚水を公共下水道に直接放流できるようにしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

この規定によると、公共下水道区域に浄化槽を設けている建物の所有者は、下水の処理を開始する日から 3 年以内に浄化槽を廃止して汚水を公共下水道に直接放流しなければならない。

しかし、成果品の結果にある浄化槽 869 件の家屋は、公共下水道供用開始日から 3 年を超える日数を経過した家屋であり、いずれも上記規定に違反している状態にある。この規定の遵守義務は浄化槽所有者にあり、市が所有者に対し義務履行を強制する事はできない。また、規定違反者に対しては、条例上、特段の過料も科されない。なお、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りではないが、そのような特別の理由は確認できなかった。

この水洗化指導業務では、3 年を超える日数を経過している所有者にその理由を確認するとともに、アンケートの実施及び下水道への接続の指導を行っている。水洗化をしない理由やアンケートについては、確認できた範囲でその結果が総括表及びアンケート集計表に記載されていた。

水洗化をしない理由としては、次のように 12 の選択肢が設けられているが、各所有者の選択結果が記録されているだけで、どの理由が何件あるかといった結果の集計は行われていなかった。これらの理由は、あくまでも水洗化指導業務において確認したものであり、第 10 条の 2 ただし書きに示す特別の理由として選定されたものではない。

1. 経済的困難	7. 空家・長期不在
2. 建物が改築期にある	8. 家屋の老朽化
3. 借地借家関係	9. 地形的に施工困難
4. 公共工事等の施行予定	10. 私道関係
5. 排水が他人の土地を利用	11. 相続・境界等によるもの

また、成果品の結果にある不明 120 件は、廃墟状態で居住者がいないと見込まれる家屋等を除き、所有者不在などの理由で状況が確認できない家屋になる。これらについて再調査の時期を下水道総務課に質問したところ、令和 9 年度予算として要求する予定であるとの回答を得た。予算の制約はある事は理解できるが、不明の再調査が 3 年後に予定されるというのは遅きに失すると言わざるを得ない。

### 【問題の根本原因】

船橋市下水道条例第 10 条の 2 に違反し浄化槽を廃止していない家屋数が 869 件にも達している点は、廃止義務を負う所有者側に問題の根本原因がある事は間違いない。しかし一方で、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りではないという規定がある以上、この 869 件について特別の理由が認められる場合であるかどうかを市が確認する必要がある。ところが、現在市では 3 年を経過した所有者に対する第 10 条の 2 ただし書きの定めを判断する過程が事務プロセスに存在していないために 869 件に対する取扱いすら明確となっていない。このような市の体制自体にも問題の根本原因がある。

また、不明の再調査が 3 年後に予定されている点は、そもそもこのような業務において一定数の不明が発生することを予想し次年度に再調査予算を確保するという発想が無い事が問題の根本原因となっている。

### 【結果（指摘）：法規性（不当行為）】

令和 6 年度に実施した水洗化指導業務委託契約で確認された、浄化槽未廃止家屋 869 件は、船橋市下水道条例第 10 条の 2 本文に反している。この事実のみをもって違反とするか、それとも同条ただし書きに該当し違反としないかという判断を、浄化槽未廃止家屋所有者に代わって市が積極的に行う事を同条は求めているが、本業務により判明した事実に対し、同条ただし書きに該当するか否かを市が判断しないのであれば、同条本文の定めは形骸化してしまい、公共下水道の普及及び下水道事業との経営にも少なからぬ影響を及ぼす可能性がある。従って、市はこの浄化槽未廃止家屋につき、同条ただし書きに該当するか否かの判断を行わなければならない。

### 【結果（意見）：有効性】

不明の再調査は予算上の制約があるものの、速やかに実施して明確な結果を出して頂きたい。また、一定数の再調査は必ず発生するという前提で、実施翌年度の再調査予算を確保するようにしていただきたい。

### 【結果（意見）：公平性】

浄化槽未廃止家屋所有者に対する船橋市下水道条例第10条の2の判断が行われていない状態は、同条を遵守している者や、市の指導に従って汚水を公共下水道に直接放流した者と浄化槽未廃止家屋所有者との間に、不公平な取扱いをもたらしてしまっている。

このような状態を解消するために、上記に示した合規性（不当行為）の問題を早急に改善して頂きたい。また、同条に違反すると判断された者に対しては、汚水を公共下水道に直接放流できるよう指導を継続して頂きたい。

## ⑩井戸使用実態調査について（意見）

### 【事実の概要】

地下（井戸）水を家庭用又は営業用に使用し、公共下水道へ汚水を排出しているにも関わらず、下水道使用料が未賦課となっている使用者を発見するために、その実態調査が行われている。この調査は、下水道総務課における職員数や委託業務の内容等に応じて実施を検討しているため、計画的に実施しているものではない。

令和6年度は、市内全域を対象とした実態調査が2回実施されており、調査結果の概要は以下のとおりであった。

#### 第1回実態調査（令和6年4月から9月に実施）

調査対象件数	337件	
対応件数	521件（注1）	
結 果	申請書受理（注2）	42件
	入居有り	182件
	入居無し	136件
	井戸廃止	10件
	賦課済	15件
	調査対象外	1件
新規賦課開始時期		令和7年1月

(注 1) 調査対象 1 件につき、複数回調査する場合があるため、調査対象件数を超過している。

(注 2) うち 3 件は、生活保護受給者であったため、賦課額は 0 円となっている。

(市資料より作成)

#### 第 2 回実態調査 (令和 6 年 10 月から令和 7 年 3 月に実施)

調査対象件数	270 件	
対応件数	393 件 (注 1)	
結 果	申請書受理	29 件
	入居有り	149 件
	入居無し	95 件
	井戸廃止	43 件
	賦課済	7 件
	調査対象外	0 件
新規賦課開始時期	申請書受理次第、賦課。上記 29 件は令和 7 年 3 月末時点では賦課済。	

(注 1) 同上。

(市資料より作成)

上表の「申請書受理」とは、次の船橋市下水道条例第 18 条第 2 号と汚水排除量の認定等に関する基準 (以下「汚水排除量認定基準」という。) による申請書を意味しており、実態調査により下水道使用料未賦課者が賦課対象者となるために申請される書類である。

#### 【船橋市下水道条例】

(汚水排除量の認定等)

第 18 条 使用者が排除した汚水の量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用した使用水量をもってその排除量とみなし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

## 【汚水排除量認定基準】

(申請)

第 6 条 第 2 条各号に規定する認定を受けようとする者は、事前に協議のうえ、第 3 条各号の区分により汚水排除量認定申請書(家庭用)(第 1 号様式)又は汚水排除量(汚水排除量減量)認定申請書(営業用)(第 2 号様式)に次に掲げる書類のうち当該申請に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

以下、省略

この第 1 回調査の 42 件、第 2 回調査の 29 件、合計 71 件の未賦課者が確認されている。これら未賦課者は、船橋市下水道条例第 11 条による下水道使用開始届は市に提出されているが、水道水以外の水を使用する者は別途、汚水排除量認定申請書(家庭用)(第 1 号様式)又は汚水排除量(汚水排除量減量)認定申請書(営業用)(第 2 号様式)が提出されなければ、市として使用量を認定できず、下水道使用料が未賦課となってしまう。下水道総務課によると、この 71 件の未賦課者については、主に新たな居住者等から当該申請書が未提出となっていたことが未賦課の原因であるとの回答を得た。

## 【問題の根本原因】

汚水排除量認定基準第 6 条は、認定を受けようとする者に課される義務であり、基準の建付けとして市が積極的に未申請者を網羅的に把握し申請を指導することが求められていない事が問題の根本原因である。

そのため、市において未申請者を無くすための事務的な仕組みや内部統制(予防的統制)が存在していない。

## 【結果(意見):有効性、公平性】

地下(井戸)水を家庭用又は営業用に使用し、公共下水道へ汚水を排出しながら下水道使用料が未賦課となっている者が一定数存在する状況は、公共下水道使用者間の公平性に反している状態であり、速やかに改善されなければならない。また、下水道事業の経営の観点から見ても、下水道使用料を徴収すべき者から使用料を徴収できていない状況は有効な経営が行われていない事を意味することから、速やかに改善されなければならない。

このような状況を改善するためには、言うまでもなく速やかに未賦課者を特定して下水道使用料を徴収する事が最も重要な対策となるが、実態調査により未賦課者を特定するといった発見的統制とは別に、未賦課

者が生じてしまう根本的な原因を究明し、未賦課者が出ない仕組みを考案して予防的統制を早急に構築して頂きたい。

## ⑪受益者負担金徴収猶予申請書の記載不備について（指摘）

### 【事実の概要】

下水道が整備されることによって便益を受ける受益者が事業費の一部を負担する受益者負担金制度では、次のとおり、船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（以下「受益者負担条例」という。）及び船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（以下「受益者負担条例施行規則」という。）によって徴収の猶予ができる。

### 【受益者負担条例】

（負担金の徴収猶予）

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- (2) 受益者が災害、盗難その他の事故が生じたことにより負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

### 【受益者負担条例施行規則】

（徴収猶予の申請等）

第 8 条 条例第 8 条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市都市計画下水道事業受益者負担金徴収猶予・減免申請書（第 3 号様式。以下「徴収猶予・減免申請書」という。）により、市長がやむを得ない理由があると認める場合を除き、納期限までに市長に申請しなければならない。ただし、市長が徴収猶予・減免申請書の提出が必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請について、徴収猶予を受けようとする理由を明らかにする書類を添付させることができる。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、別表第 1 に掲げる負担金徴収猶予基準に基づき、その内容を審査し、負担金の徴収猶予の可否を決定し、その旨を船橋市都市計画下水道事業受益者負担金徴収猶予・減免可否決定通知書（第 4 号様式。以下「徴収猶予・減免可否決定通知書」という。）により申請者に通知する。

令和6年度における受益者負担条例施行規則第8条第1項第3号様式の記載内容を確認したところ、次の図の点線で囲った「猶予の期間」と「負担金決定額」が未記載のまま収受されており、徴収が猶予されていた。

第3号様式  
船橋市都市計画下水道事業受益者負担金徴収猶予・減免申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所  
受益者 氏名  
電話番号

船橋市都市計画下水道事業受益者負担金の徴収猶予・減免を受けたいので、次のとおり申請します。

申請区分		猶予の期間		負担金決定額		申請理由
申請地	土地の所在	地番	地積	権利の種別	備考	
添付書類	生活保護法による生活扶助を受けていることを証する書類 その他市長が必要があると認める書類					

この点について下水道総務課に質問したところ、「猶予の期間及び負担金決定額は、受益者負担金管理システムにおいて登録、管理を行っているため、該当箇所への記入はしていない。」という回答を得た。

確かに、受益者負担金管理システムを閲覧すれば、「猶予の期間」及び「負担金決定額」を確認する事は可能と考えられるが、第3号様式はシステムの情報とは別に市に提出され管理されるものであり、猶予申請において重要な情報である「猶予の期間」及び「負担金決定額」が未記載の状態である申請書を受理することは不適切である。

仮に受益者負担金管理システムの情報がトラブルによって消滅した場合、この申請書による「猶予の期間」及び「負担金決定額」が分からない状況になってしまう。

また、申請書を見る限り、申請者はいくらの受益者負担金をいつまで猶予してもらえるかが分からない状態で申請書を提出することになり、徴収猶予を申請する意味をなさないとわざとを言わざるを得ない。

### 【問題の根本原因】

システムによって管理されているので、申請書に記載する必要はないという暗黙のルールが実務で浸透しており、下水道総務課において申請書としての完全性を意識しなくなってしまった事が問題の根本原因である。

### 【結果（指摘）：法規性（不当行為）】

受益者負担条例施行規則第8条第1項第3号様式による申請書は、「猶予の期間」及び「負担金決定額」が適切に記載されたものを受け付けなければならない。

## ⑫水洗便所化改造工事資金貸付金の規定違反について（指摘）

### 【事実の概要】

水洗便所化改造工事資金の貸付制度は、船橋市水洗便所化改造工事資金貸付規則（以下「工事資金貸付規則」という。）に基づき事務が行われている。

令和6年度の当該貸付事務について工事資金貸付規則に従った手続が実施されているかを検証したところ、次の規定に反する貸付が行われている事が確認された。

### 【工事資金貸付規則】

（借入れの申請等）

第7条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改造工事に着手する前に水洗便所化改造工事資金借入申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1)申請者及び連帯保証人が市町村税を滞納していないことを証する書類

(2)改造工事の見積書

(3)その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、水洗便所化改造工事資金貸付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（改造工事の完了等）

第8条 前条第2項の規定により、貸付けの決定通知を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、当該通知を受けた日から6箇月以内に改造工事を完了しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 貸付決定者は、改造工事の見積書の内容に変更が生じたときは、変更後の改造工事の見積書を市長に提出しなければならない。

3 貸付決定者は、改造工事が完了したときは、速やかに市長が行う所定の検査を受けなければならない。

(貸付金額の決定)

第9条 市長は、貸付決定者が前条第3項に規定する検査に合格したときは、貸付金額を決定し、水洗便所化改造工事資金貸付金額決定通知書(第3号様式)により当該貸付決定者に通知するものとする。

この規定によると、貸付決定者は水洗便所化改造工事資金貸付決定通知書(以下「第2号様式」という。)を受けた日から6か月以内に改造工事を完了しなければならない。しかし、次の3名については、排水設備等工事完了届(以下「工事完了届」という。)の工事完了年月日が第2号様式到達日から6か月を超過していると考えられ、6か月以内に改造工事が完了していないことが判明した。なお、上記第8条のただし書きに、「市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。」との定めがあるが、この3名についてやむを得ないと認める理由は特に確認されていない。

(単位：千円)

No.	貸付金額	第2号様式の 発送日(A)	工事完了届の工事 完了年月日(B)	AからBま での期間
1	350	令和5年6月14日	令和6年2月9日	約8か月
2	178	令和6年6月21日	令和7年2月25日	約8か月
3	500	令和6年2月9日	令和6年8月29日	約6か月半

上記第8条第1項の規定は貸付決定者の義務であるが、義務を履行していない者に対しては、第9条の水洗便所化改造工事資金貸付金額決定通知書(以下「第3号様式」という。)を発行すべきかどうかという点につき、検討が必要である。

しかし、下水道総務課では、上表のAからBまでの期間が6か月以内であるかどうかを確認する内部統制が特に無いため、上記3名に対する第3号様式の通知に当たり、決裁伺書では特段の検討を行った形跡が残っておらず、他の申請者と同様に第3号様式が通知されている。

**【問題の根本原因】**

貸付決定者が、第8条第1項の規定に準拠しているかどうかを確認する内部統制が下水道総務課に存在しない点が問題の根本原因である。

**【結果(指摘)：合規性(違反行為)】**

下水道総務課は、水洗便所化改造工事資金貸付事務にあたり、貸付決定

者が工事資金貸付規則第 8 条第 1 項に準拠しているかどうかを確認する内部統制を構築するとともに、準拠していない貸付決定者に対して第 3 号様式を通知する場合は、同条同項ただし書きを適用することとなるためその具体的な判断理由を決裁伺書に記載して承認されなければならない。

### ⑬水道料金システムのアクセス管理について（意見）

#### 【事実の概要】

下水道使用料金の算定には、船橋市の大半の地域で上水道を利用している千葉県営水道の水道料金システムを使用している。下水道使用料は、基本使用料のほかに従量使用料として汚水排除量に応じた使用料がある。この汚水排除量は、原則的に上水道の使用水量をもって認定されることから、上水道の使用水量がこのシステムでは適時に把握可能となっている。また、下水道使用料の徴収は、千葉県企業局に委託していることから、徴収する下水道料金が双方で把握可能となり、下水道使用料金の徴収の観点からは利便性の高いシステムとなっている。

この水道料金システムは、千葉県の水道料金システムであるため、千葉県が設定した仕様となっている。そのため、市においてアクセス可能な領域が自由に設定できず、アクセス権限が付与されると、市側でアクセス可能な情報全てにアクセスが可能となり、入力可能な全ての領域についてシステム上の入力及び修正が可能となる。市で入力可能な領域は、市の下水道使用者の顧客情報と汚水排除量に係る一部（水道以外の使用水量や水道使用量の調整等）と限定的となっているものの、個人情報や下水道使用料の算定に影響を与える項目への入力及び修正も可能となっている。

現在、市においてこのシステムへのアクセス権限は 39 名が登録されており、登録されている部署及び人数は以下のとおりとなっている。

所属課	下水道総務課			債権管理課	業務委託会社
担当	使用料係	総務係	排水設備係	-	-
人数	10	5	4	10	10

（市資料より作成）

アクセス権限は、下水道総務課のほか、業務委託会社、債権管理課に幅広く割り当てられている。現在、下水道使用料に関する情報入力は業務委託会社に委託しており、その入力内容を下水道総務課使用料係がチェックし必要に応じてデータの修正を行っている。従って、システム上で入力及び修正を担当するのは業務委託会社と下水道総務課使用料係だけであ

る。それ以外の下水道総務課担当者については、入力や修正を行う必要性はなく、下水道使用者の情報を閲覧するためにアクセス権限が付与されている。債権管理課は、滞納者に関する情報を閲覧するためにアクセス権限が付与されている。

システムにおけるアクセス権限は、権限の範囲内において付与することが望ましいが、このように、限定されたシステムデータの閲覧のみが必要な担当者にも幅広く全ての操作が可能なアクセス権限を付与していることから、不正なアクセスやデータの改ざんのみならず、意図していないデータの破壊や消去のリスクを事前に防止することが困難なシステム運用となっている。

事前防止できない場合、これらのリスクを発見するためには、システムのアクセス状況や利用状況についてモニタリングすることが必要となる。

市では、千葉県の水道料金システムを利用するにあたり県で制定した「水道料金システム等情報セキュリティ監査実施規約」に基づき、下水道総務課担当者によりチェックリストに基づく監査が年1回行われている。チェック項目には、アクセス管理に必要な項目が含まれており、監査の結果は全て「検出事項なし」という結果であったが、監査の方法については、主に担当者へのヒアリングが中心であり、サンプリング等による端末への実地調査や過去を含むシステムログの入手分析等は実施していないとのことであった。この調査方法においては、上記リスクを発見することは困難であり、情報セキュリティの観点においては、有効な調査方法とは言い難い。

システムへのアクセス管理については、情報セキュリティ対策における重要な要素である。現在の水道料金システムの運用方法は、情報セキュリティよりも効率性を重視した運用方法となっており、セキュリティの観点からは有効な運用となっていない状況である。

### 【結果（意見）：有効性】

水道料金システムへのアクセス管理を強化することが望まれる。具体的には以下の項目への対応が有効と考える。

#### アクセス権限の見直し

情報セキュリティの観点から、アクセス権限の付与対象を見直すことが望まれる。

少しでも関与する担当者に全ての権限を付与するのではなく、債権管理課等限定された情報を入力するだけであるならば、必要な情報のみを所管課から提供するだけで対応可能と考えられる。

特に権限を付与しているにもかかわらず、長期間アクセスしていな

い担当者については、権限を外すことも必要である。

#### 閲覧権限のみの付与

入力はいらないものの、閲覧を頻繁に行う必要となる可能性はある。そのような場合においては、閲覧権限のみ設定できるようシステムを改修することも有用である。

水道料金システムは、千葉県が開発したシステムのため閲覧のみの権限設定ができない前提となっており、過去に千葉県側に対し、設定変更の可否の確認は行っていない。しかし、閲覧権限の設定は一般的なシステムでは標準的な設定であり、それほど大掛かりなシステム変更が必要となるとは考えにくい。システム改修のコストとそれに対応するリスク低減効果を十分に検討した上で、閲覧権限のみの設定を検討して頂きたい。

#### 定期的なログのチェック

仮にシステム上で閲覧権限の設定ができない場合には、本来入力業務を担当しない者による誤ったデータの修正や消去が行われていないかを確認するために、モニタリングとして定期的なログのチェックを行う必要がある。このモニタリングを定期的に行っていることにより、それらがあった場合に発見が可能であり、また不正なアクセスに対しても発見されるという牽制にもなる。

現在、年1回情報セキュリティチェックリストに基づく監査が行われている。現在のヒアリングを中心にした監査手法は、あくまでもその時点における評価であり、回答する担当者の情報セキュリティに関する知識によりモニタリングとしての効果は大幅に左右される。特に不正なアクセスや意図せずにデータを修正してしまった場合にも、この監査手法では発見することがほぼ不可能であると考ええる。

少なくとも監査においては、ログを入手し、不正なアクセスやデータ修正の兆候がないかどうか分析するといったモニタリングを行う必要がある。

### **⑭公営企業会計システムに関する情報セキュリティ管理について（指摘）**

#### **【事実の概要】**

市の下水道事業において使用する公営企業会計システムは、一般会計と同じ販売会社の財務会計システムを採用している。下水道事業は、公営企業会計を適用しているが、日常的に行う調定や支出伺いは一般会計と同様の手続で実施可能な業務が多く、一般会計のシステムと公営企業会計のシステムとの連携性が高いシステムとなっている。

システムの所管は、企画財政部財政課となっており、契約の主体やシステムの設定、アカウント管理については、同課にて行われているとのことであった。

一方、日常的な公営企業会計システムの運用は、下水道部の下水道総務課を中心に行われている。公営企業会計システムは、公営企業会計のほか、予算編成や執行といった予算管理、固定資産管理も可能なシステムとなっており、システム利用者は幅広く、予算管理（支出、契約管理を含む）については、下水道部の各課及び企画財政部の契約課、会計管理者である会計課にアカウントが付与されている。公営企業会計のため、全ての取引は最終的に会計仕訳として伝票が起票されるが、起票された仕訳伝票のデータは全て下水道総務課総務係がチェックしている。また、主要な会計帳簿となる総勘定元帳、固定資産台帳についても、システムからの出力帳票であり、必要項目の入力や修正は総務係のみが可能となっている。

本監査において、公営企業会計システムの情報セキュリティ管理について調査したところ、システムの所管は企画財政部財政課であり、セキュリティ管理は全て同課で実施しているとの回答を受けた。

市の情報システムのセキュリティ管理については、「船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程」が定められている。

#### 【船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程】

(趣旨)

第1条 この訓令は、本市が保有する情報資産の保護を図るため、その適正な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 情報資産 次に掲げるものをいう。

- ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- イ ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備で取り扱う情報及び電磁的記録媒体で取り扱う情報（当該情報を印刷した文書を含む。）
- ウ 情報システムの仕様書及びネットワークの図等のシステム関連文書

第10条 市長は、情報セキュリティ対策が遵守されていることを検証するため、定期的に情報セキュリティの監査及び自己点検を実施し、運

用改善を行い情報セキュリティの向上を図るものとする。

同規程において、第 10 条に定期的に情報セキュリティの自己点検を実施し、運用改善を行い情報セキュリティの向上を図るものとして定められており、この規定に基づく自己点検は企画財政部財政課においてチェックリストに基づき実施されていることを確認した。しかし、自己点検の対象となるシステム名は「財務会計システム」と記載されており、一般会計システムと公営企業会計システムを分けて評価しているかどうかは確認できなかった。また、自己点検において、実際に公営企業会計システムを運用している下水道総務課への問い合わせや下水道総務課における自己点検は行われていないとのことである。

情報資産は同規程第 2 条第 3 号イにおけるネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備で取り扱う情報及び電磁的記録媒体で取り扱う情報（当該情報を印刷した文書を含む。）となっており、システム入力されたデータやそれを出力したデータも対象となっている。公営企業会計システムにおいては、会計システムのデータである仕訳伝票や帳簿が主要なデータであることから、それらの情報管理の所管は下水道総務課になると考えられる。

また、企画財政部財政課が作成した、財務会計システムの情報セキュリティ実施手順書（改定版）によると、情報システム管理者を明記した別表 1 において、サブシステムである公営企業会計の情報システム管理者は下水道総務課長とされており、上記のような解釈が同実施手順書からも明らかである事が確認された。

自己点検のチェックリストはシステムの設定内容に関するところが多いものの、システム機器の運用や情報資産の管理状況等に関しては、実際にシステムを運用している所管課が点検しなければ点検の意味がない。公営企業会計システムは下水道総務課が運用しており、同システムの情報システム管理者が下水道総務課長とされている以上、同課による点検が行われていない自己点検にはその有効性に問題がある。

#### 【結果（指摘）：法規性（不当行為）】

公営企業会計システムに関する自己点検の担当課は規定等により明確となっていないが、財務会計システムの情報セキュリティ実施手順書（改定版）別表 1 において、下水道総務課長を公営企業会計の情報システム管理者としている以上、一般会計と明確に分けて、下水道総務課が主体となって実施されなければならない。

チェックリストに基づく情報セキュリティの自己点検は、単なる現状

把握だけでなく、情報セキュリティに対する意識の向上を図るためにも有効な手段となる。そのためにも、公営企業会計システムの自己点検は必ず下水道総務課が主体となって実施して頂きたい。

## ⑮決算資料データの保管について（意見）

### 【事実の概要】

船橋市下水道事業財務規則において、以下の規定がある。

### 【船橋市下水道事業財務規則】

（決算整理等）

第 85 条 企業出納員は、次に掲げる事項について、毎事業年度終了後速やかに振替伝票を発行し、決算整理を行わなければならない。

- (1) 固定資産の減価償却
- (2) 繰延収益の償却
- (3) 資産の評価
- (4) 引当金の計上
- (5) 未払費用等の経過勘定に関する整理
- (6) その他必要な整理

市の下水道事業は公営企業会計を適用しており、期末においては決算整理を行う。この決算整理は、現金の収支の事実に基づき経理する官公庁会計とは異なり、民間の企業会計に近い発生主義による会計処理が求められている。決算整理の主な特徴としては、

- 会計処理や算定方法に企業会計の知識が必要となる。
- 引当金や減損（固定資産の評価）といった、将来の支出や予想に基づき算定する項目があり、算定数値に恣意性が介する項目が多い。
- 決算整理は、期末に少ない仕訳により損益に影響を与える会計処理を行うことがある。

といった点が挙げられる。

市では、この決算整理について、下水道総務課の総務担当 4 名が担当している。第 85 条における決算整理は、基礎資料を専用のシステムや一般的な表計算ソフトにて作成し、計上額を算定した上で振替伝票を起票している。固定資産の減価償却や繰延収益の償却といった項目については、専用のシステム（会計システムに連動したアプリケーションソフト）を利用して計算しているが、その他の項目については、表計算ソフトにて作成

しているものが多く、いわゆるエンドユーザーコンピューティング（以下「EUC」という。）により決算資料を作成しているものが多い。また、EUCにより作成した決算資料は、下水道総務課共有のファイルサーバに保管されており、パスワード等も設定されていないことから、決算整理担当者以外の職員も閲覧や入力可能な状態で保管されている。

EUCによる決算資料の作成は、会計に関する特別な知識がなくても決算データを作成することが可能となり、また、会計環境の変化にも容易に対応できることから、利便性が高く民間企業においても多く用いられる。一方、安全性が低く、数式や入力内容は簡単に修正できてしまう。特に決算整理は、入力した数値や算定式を誤ると、誤った財務諸表を作成してしまうため、決算整理担当者以外が容易に触れることができないようデータを管理する必要がある。

**【結果（意見）：有効性】**

決算整理において EUC により作成する基礎資料は、財務諸表作成において重要な資料となるため、決算整理担当者のみが閲覧できるよう保管することが望ましい。

そのために、データへのアクセスを制限する環境を設定し、更にデータにパスワードを設定して入力や修正が容易にはできない状態にして管理して頂きたい。

**⑯不明水調査点検業務の目視確認や不明の取扱いについて（意見）**

**【事実の概要】**

下水道総務課では、不明水の主な原因である「誤接続（雨水管を污水管に誤って繋いでしまうこと）」の実態把握のために令和6年度に以下の調査点検業務を実施している。

業務委託名	調査点検結果
印旛処理区宅地内排水設備等調査点検業務	実施件数 134 件 うち誤接件数 3 件
旧コミュニティプラント処理区域宅地内排水設備等調査点検業務	実施件数 120 件 うち誤接件数 3 件

（市資料より作成）

本業務の調査点検結果である総括表や宅地内調査・点検等調査票を確認したところ、現地の所有者が不在である場合や空家等であるために誤

接の有無が「不明」という結果になっている件数が一定数あることが確認された。調査点検結果では「不明」となったものは誤接の有無が判定できず実質的に誤接は無いという取扱いになっている。

また、本業務委託仕様書では、業務の内容が「土地、建物、宅地内排水設備等設置個所の所有者等の調査及び宅地内排水設備等の雨水、汚水系統を着色水又は音の反響により誤接続の調査・点検を実施する。」とされているものの、宅地内調査・点検等調査票において目視確認によって誤接の有無を判断しているものが見受けられた。

しかし、このような「不明」の取扱いや目視確認による判定をどのように扱うかという点が、本業務委託仕様書において明記されていない。そのため、本業務委託が仕様書に従った成果及び報告を下水道総務課に提供されたものであるかどうかを確認できない。

#### 【結果（意見）：有効性】

本調査点検業務は、対象地区内の現地を訪問して誤接の有無を調査し報告するものである。業務の性質上、所有者が不在である場合や空家等のために調査ができない場合も想定されることから、そのような場合に調査をどのように行うか、またどのように取り扱い報告するか、という点を明確にしなければ、成果物の検査が適切に実施できない可能性がある。

従って、本業務のより適切な遂行と検査が可能となるように、業務委託仕様書において、「不明」の取扱いや目視確認による判定の可否等について明確な定めを設け、受注者と認識を共有して頂きたい。

### ⑪不明水調査点検の誤接続先の記録失念について（指摘・意見）

#### 【事実の概要】

下水道総務課では、過年度から対象処理区を決めて⑩の不明水調査点検業務委託を行っており、誤接続と判定された先については直接訪問し、口頭にて接続を適切に切り替えるよう依頼している。その訪問履歴と誤接続の解消状況を確認できる資料を下水道総務課に求めたところ、平成29年度から令和3年度までに発見された誤接続先のリストが確認できた。

しかし、このリストには令和4年度以降の誤接続先が記録されていなかったことから、その理由を下水道総務課に確認したところ、「令和4年度以降は誤接続先の件数が少なかったため、リストに載せていない」という回答を得た。このリストは調査後の誤接続解消を進捗管理する重要な資料である。従って、単に件数が少ないという理由で令和4年度以降の誤

接続先を記録しないという判断が同課としてできる資料ではなく、担当者レベルでの適切な引継ぎが行われていなかったと考えざるを得ない。

また、平成 29 年度から令和 3 年度までに発見された誤接続先のリストを確認したところ、次のとおり、誤接続先 49 件中 10 件が誤接続解消、39 件が改善未着手又は改善未確認という結果となっている事が判明した。調査により発見された誤接続先のうち、本監査時点で約 80%の改善確認ができておらず、調査後のフォローができていないと言わざるを得ない。不明水調査は、不明水を減少させる目的で実施する一つの手段であり、調査自体は目的ではない。多額の業務委託費を支払う以上は、調査結果を踏まえて誤接続の改善を進め、不明水の減少を図る必要がある。

調査年度	誤接続先 (A)	改善確認 (B)	未改善・未確認 (C)	(C/A)
平成 29 年度	20 件	5 件	15 件	75.0%
平成 30 年度	6 件	2 件	4 件	66.7%
令和元年度	8 件	1 件	7 件	87.5%
令和 2 年度	6 件	2 件	4 件	66.7%
令和 3 年度	9 件	0 件	9 件	100%
合計	49 件	10 件	39 件	79.6%

(市資料より作成)

### 【問題の根本原因】

誤接続先のリストに令和 4 年度以降の誤接続先が記録されていなかった点は、下水道総務課においてこのリストの引継ぎが十分ではなく、同時に件数が少ない事を理由にリストに載せる必要がないという属人的な判断が行われていたことが問題の根本原因である。

また、過年度に発見した誤接続先の 80%も改善確認ができていないのは、改善自体が法令、条例、規則等によって求められている訳ではないために、下水道総務課において改善状況のモニタリングを行う事務プロセスが無かった事が問題の根本原因である。

### 【結果（指摘）：合規性（不当行為）】

誤接続先のリストは、過年度分の結果も含めて全ての誤接続先を掲載し、その進捗管理を適切に行わなければならない。

### 【結果（意見）：有効性】

調査点検業務の本来の目的は不明水を減らすことである。従って、過年度の調査で発見された誤接続先は、法令、条例、規則等に特段の定めが無いとしても、その目的を達成するために必ず改善状況を確認し、早急に誤接続先が改修を行うよう指導して頂きたい。

## ⑱不明水調査後の誤接続調査について（意見）

### 【事実の概要】

下水道総務課による不明水調査として、下水道河川管理課が、雨天時浸入水のうちの直接浸入水（宅地内）に着目した調査業務を行い、誤接続や宅内枿（公共枿）の蓋穴・蓋周囲への地表面浸入を把握している。この業務は、公共枿に計測器を設置し、雨天時の温度変化を計測することで誤接続を発見する業務である。令和4年度から令和6年度において実施した調査の結果は以下のとおりである。

業務委託名	調査結果	
公共下水道管路不明水調査委託業務（実施地区：船橋市大穴北地区）	令和4年度	実施件数 150件 うち誤接続の疑いあり 8件
	令和5年度	実施件数 178件 うち誤接続の疑いあり 17件
	令和6年度	実施件数 158件 うち誤接続の疑いあり 19件

（市資料より作成）

令和4年度と令和5年度に実施した調査において、誤接続の疑いありと判定された25件について、令和6年度に誤接続調査が実施されている。その結果、18件は誤接続ではないという結果となったが、令和4年度に誤接続の疑いありと判定された先から2件の誤接続先が確認されている。また、誤接続調査してもなお誤接続の有無が不明である先が5件あった。

令和4年度の調査で誤接続の疑いありとされた先の誤接続調査が令和6年度に行われたのは、令和5年度の予算が不足していたためである。

誤接続が確認された2件について、改修が実施されたかどうかを確認したところ、令和9年度に点検調査業務委託を行い確認する予定であるとの回答を得た。また、不明の5件についても同業務委託で調査するとの回答を得た。更に、不在、設置拒否により調査ができなかった先の追加調査等は本監査時点で実施されておらず、今後の対応方針も明確になって

いなかった。

### 【結果（意見）：有効性】

本調査は不明水調査のために実施されたものであり、誤接続であった場合や結果が不明である場合でも、それが即ち下水道使用料の未賦課に該当する訳ではないが、不明水対策としては早急にその改善や解明が求められる。予算上の制約により誤接続調査が適時に実施できない状態は避けるべきであり、必ず一定の誤接続調査が必要となる事を前提として次年度予算を組み、調査の本来の目的である不明水削減を図っていただきたい。

また、不在や設置拒否により調査できない場合の取扱いについて明確な方針を決めて適切に対応して頂きたい。

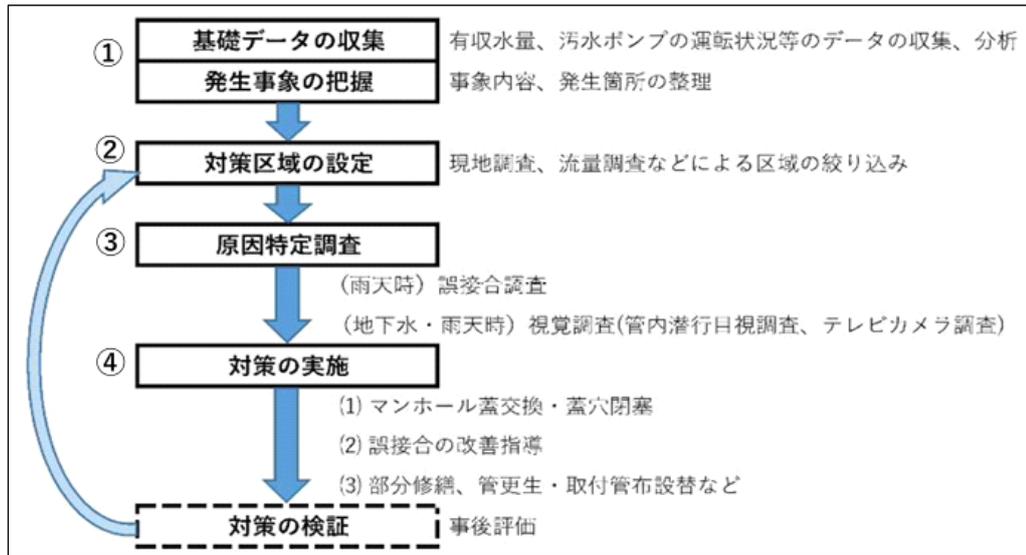
## ⑱不明水対策について（意見）

### 【事実の概要】

不明水対策については、国土交通省が令和2年1月に「雨天時浸入水対策ガイドライン（案）」を公表している。また、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会は令和4年7月に「不明水対策の手引き（2022年改訂版）」を公表している。これらの公表資料を参考にして市としての不明水対策の具体的な計画の策定、評価等を行っているかどうかを確認したところ、下水道総務課から現在はそのような事務を実施していないという回答を得た。また、他の地方公共団体における不明水対策の好事例を分析、検討しているかどうかを確認したところ、同じくそのような分析、検討は実施していないという回答を得た。

国土交通省は「地方公共団体等の取組事例について」という資料も公表しており、このような資料を参考にして効率的、効果的な不明水対策を考案する事も可能である。また、他の地方公共団体が公表している好事例としては、次のようなものがある。

【図表 17 不明水対策の進め方（埼玉県川越市）】



(川越市ホームページより)

川越市では、基礎データの収集から不明水対策がスタートし、対策実施後に事後評価が行われ、再度対策区域を設定して対策が実施される仕組みとなっている。なお、対策の検証としては、対策前後の流量データやポンプ運転などの削減効果の確認が行われる。

【図表 18 破損した汚水柵の確認要請（岐阜県下呂市）】

最近では、下水道管やマンホールの老朽化により生じた隙間から雨水が侵入する、いわゆる「不明水」が増加傾向となっていて、雨が多い時期には下水道を流れる水量が増え、下水処理施設への負担が増えてきています。

こうした不明水対策として不具合箇所の修繕等を行っておりますが、各ご家庭に設置されている「汚水柵」に損傷や隙間があつて雨水が侵入しないか、今一度ご確認をお願いします。



▲破損した汚水柵の例（蓋の中央が割れていて雨水が侵入する恐れがあります）

万一、異常を発見しましたら、下水道課または、お近くの[排水設備工事指定店](#)へご連絡ください。

(下呂市ホームページより)

下呂市では、下水道管やマンホールの老朽化により生じた隙間から雨水が浸入する不明水が増えており、雨量が多い時期には下水道を流れる水量が増え、下水処理施設への負担が増えている。上図のような汚水枡の破損は不明水の原因になり得るため、ホームページを通じて市民に連絡を要請している。

#### 【結果（意見）：有効性】

不明水対策は、下水道事業を適切に運営していくうえで重要な課題となっている。無計画で場当たりの対策を講じても、その効果が可視化できる訳ではないので、川越市のような基礎データに基づいた対策の実施と効果測定ができる体制を構築して頂きたい。

また、下呂市のように不明水の原因になり得る汚水枡の破損の報告を広く市民に呼びかけ、速やかな破損の修繕が実施できるような工夫をして頂きたい。ホームページの他にも広報等、市民への周知方法は複数あるので、それらを活用した周知も進めて頂きたい。

### ⑳徴収一元化における滞納債権の徴収について（指摘・意見）

#### 【事実の概要】

市は、令和3年1月から千葉県へ下水道使用料徴収業務の一部を委託し、上下水道料金の徴収一元化を実施している。そのため、下水道使用料に係る債権管理権限は千葉県にあるが、一定の条件に該当した債権は千葉県から市に移管される契約となっており、千葉県と締結した公共下水道の使用料等の徴収等の事務の委託に関する協定書（以下「徴収事務委託協定書」という。）第7条に次のような定めがある。

#### 【徴収事務委託協定書】

（債権管理権限の移管等）

第7条 県は、上水道料金に係る徴収権が時効により消滅するまでの間、債権管理権限を有する使用料の徴収に努める。ただし、時効完成日を経過した場合は、当該年度末に使用料に係る債権管理権限を市に移管する。

2 前項本文の規定にかかわらず、県が債権管理権限を有する期間において、市が使用料を自ら徴収することを申し出た場合は、県市協議の上、当該使用料に係る債権管理権限を市に移管する。

3 県は、再三の訪問等の実施にもかかわらず、長期にわたり使用料に係る未納金を徴収できない場合で、かつ、他に徴収方法がないと判断し

たときは、当該使用料に係る債権管理権限の移管について、市に対して協議を申し出ることができる。

#### 4及び5 省略

千葉県に帰属する上水道料金は私債権であり、市に帰属する下水道使用料は強制徴収公債権であり、両債権の性質は異なる。そのため、滞納債権に対する徴収方法に違いがあり、下水道使用料は強制徴収権に基づく滞納処分が実行されるが、上水道料金にはこのような権利は無く法的手続による強制執行等に依拠しなければならない。

このような性質の異なる債権について徴収事務を一元化した場合、同一の債務者に対し、滞納処分する債権としない債権が混在し、債権の徴収をどのように行うべきかという問題が生じる。また時効に対する考え方も異なり、私債権の上水道料金は現行民法によると時効期間は5年とされており、強制徴収公債権である下水道使用料の時効期間と同じであるが、上水道料金は債務者による時効の援用がない限り時効は成立しない。しかし、下水道使用料にこのような時効の援用というものはなく、債務者本人の意思表示とは関係なく時効が成立し債権が消滅する。

以上のような債権の性質上の違いがある中で、上記の第7条による定めはどのように運営されているかを確認するため下水道総務課に質問したところ、下水道使用料の滞納処分については「督促後納期限までに納付がない場合でも、滞納処分等を行うための財産調査にも時間がかかることやその間の催告等により納付がされることがあること、また、費用対効果の観点から、即滞納処分は行っていない。」という回答を得た。しかし、そもそも市の強制徴収公債権である下水道使用料の滞納処分権限が千葉県にはなく、たとえ徴収が一元化されたとしても千葉県が滞納処分を行う事はできないと考えられる。

たとえ債権管理権限が千葉県にあるとしても、下水道使用料債権は市に帰属している以上、次の船橋市債権管理条例に従い該当する債権について滞納処分を実施し、一定の場合には徴収の猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止という判断をしなければならない。

#### 【船橋市債権管理条例】

(滞納処分等)

第8条 債権管理者は、市税及び強制徴収公債権について、第6条の規定による督促を受けた者が指定した期限までに履行しないときは、滞納処分を行わなければならない。

2 債権管理者は、前項の規定にかかわらず、法令に定める事由に該当

するときは、徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分 of 停止を行うものとする。

以上のような問題を踏まえて第7条を見ると、まず第1項の「時効完成日」とは5年を経過した日と考えるのか、時効の援用日と考えるのかが明確となっていない。また、第3項の「長期にわたり使用料に係る未納金を徴収できない」とはどれだけの期間を意味するのかという点や「他に徴収方法がないと判断したとき」とは滞納処分による財産調査や差押を含めて判断するのかといった点について明確となっておらず、千葉県から市に債権管理権限がどのような時点で移管されるかが分からない定めとなっている。

なお、徴収一元化実施以降で、第3項に基づき市に移管された債権はないという回答を得た。また、徴収一元化に使用している千葉県の水道料金システムでは、督促後、納期限未納者を抽出する機能は無く、滞納処分すべき債務者を市側で把握する事はできないという回答も得た。

徴収事務や債権管理の効率化を目的として徴収一元化事務が導入された点は評価できるが、上記のとおり、そもそも債権の性質が異なる上水道料金と下水道使用料を一元的に徴収する場合には滞納債権の徴収事務に大きな違いがあり、実務上の問題が生じる可能性がある。この点に関して下水道総務課と債権管理課からは次のような回答を得た。

(下水道総務課と債権管理課の回答)

徴収一元化は債権の性質が異なる上水道料金と下水道使用料を一元的に徴収するため、問題が多岐に渡っており、その問題点について千葉県及び各市により協議を重ねたが、全ての問題を解消することは困難である。しかしながら、市民の利便性の向上、徴収事務や債権管理の効率化による収納率向上等のメリットの方が大きいと考えられたため徴収一元化を実施した。

つまり、徴収一元化における問題よりもメリットが大きい事が実施の理由になっていると考えられる。

また、最も重要な問題である滞納債権の徴収事務については、次の回答を得た。

(下水道総務課と債権管理課の回答)

千葉県は、徴収事務委託協定書第7条第1項に基づき、下水道使用料の徴収について督促後納期限までに納付がない場合は催告書の送付や

上水道の給水停止措置等により徴収に努めている。未納者は、この催告や給水停止措置により納付することがあるため、市では即滞納処分を行っていない。

これは、不履行な未納者に対し、市がすぐに千葉県に移管を申し出て市側で滞納処分を行うよりも、千葉県が行う措置の方が効果的であると考えるためである。

なお、現在では徴収事務委託協定書第 7 条第 2 項により市側から徴収を申し出ることでの移管を行うことを始めており、市で滞納処分等を行う体制を取れるようにしている。

つまり、滞納処分とは異なるものの、千葉県による上水道の給水停止措置が滞納債権の徴収手段として効果的であるため、これまですぐには滞納処分を実施していなかったという事になる。

なお、回答のとおり、徴収事務委託協定書第 7 条第 1 項や第 3 項による千葉県側からの債権管理権限の移管ではなく、同条第 2 項による市側からの申し出による債権管理権限の移管が始まっていることから、令和 7 年度における市側からの申し出に係る決裁伺書を確認したところ、次のような内容となっていた。

決裁日	令和 7 年 10 月 14 日
千葉県への連絡日	令和 7 年 10 月 17 日
移管債務者数	8 名
滞納処分対象となった移管債権の調定期	各移管債務者の令和 4 年度(令和 4 年 4 月～令和 5 年 2 月まで)の計 6 調定
千葉県の移管対応日	令和 7 年 10 月 24 日

(市資料より作成)

滞納処分対象となった移管債権の調定期は 8 名とも令和 4 年度(令和 4 年 4 月～令和 5 年 2 月まで)の計 6 調定である。この結果からも分かるように、市による滞納処分の実行は極めて遅いと言わざるを得ない。従って、千葉県による上水道の給水停止措置は滞納処分に代わる効果的な手段とは言えず、船橋市債権管理条例第 8 条に基づく滞納処分は適切に行われていないと判断する。

### 【問題の根本原因】

徴収事務や債権管理の効率化を目的として徴収一元化事務が導入された点は評価できるが、そもそも債権の性質が異なる上水道料金と下水道

使用料を一元的に徴収する場合には滞納債権の徴収事務に大きな違いがあり、実務上の問題が生じるという点について市及び千葉県が十分に認識及び協議できずに本事務を導入してしまった事が問題の根本原因であると考える。

#### 【結果（指摘）：法規性（違反行為）】

徴収一元化により千葉県が管理している下水道使用料債権について、船橋市債権管理条例第 8 条に該当する債権は、市の有する市税、強制徴収公債権と同様に滞納処分、徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止を行わなければならない。

#### 【結果（意見）：有効性】

従来から、市はこの滞納処分等に代え千葉県による上水道の給水停止措置による滞納債権の徴収に依拠してきたが、市側に債権管理権限がないため、この方法が第 8 条による事務に合致しているかどうかを自ら検証できていないと考えられる。

今後、第 7 条第 2 項による移管はもちろんのこと、第 1 項及び第 3 項に基づき移管される債権が発生した場合には、その債権の内容を分析することによって徴収事務委託協定書第 7 条に係る下水道使用料の債権管理及び移管実務の問題点が明確になると考える。その問題点を千葉県とともに確認し、債権管理に関する市の条例や規則等に準拠した事務を行うとともに、移管の条件に係る不明確な表現についてより明確なルールを定めて事務を行っていただきたい。

また水道料金システムには、督促後、納期限未納者を抽出する機能が無く、滞納処分すべき債務者を市側で把握する事ができない状況について、市の債権管理の観点から問題がないか改めて検討して頂きたい。

### ⑭保証人への履行請求について（指摘・意見）

#### 【事実の概要】

水洗便所化改造工事資金貸付金について、滞納債権の徴収状況を確認するため、令和 6 年度における前年度収入未済額の徴収状況を分析した。

前年度時点で過年度分の収入未済額になっている債権額は合計で 355 千円であったが、これらの債務者の債権は次のように長期間にわたり滞納している事が分かった。

(金額単位：千円)

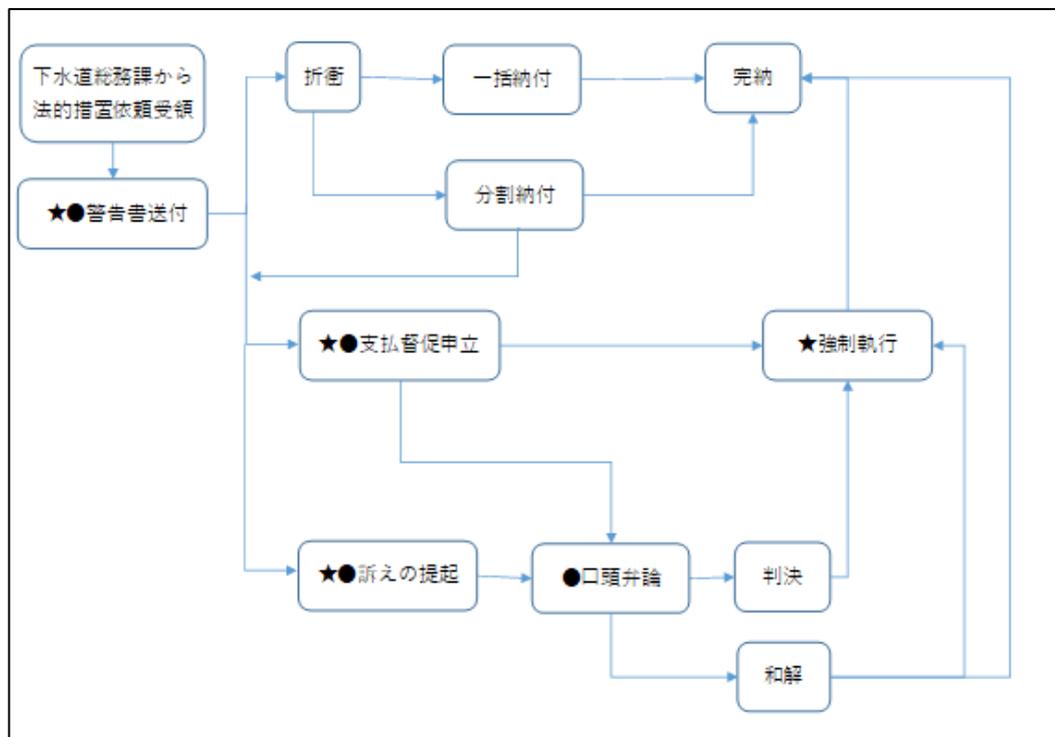
No.	収入未済額	最も古い債権の調定日と滞納期間	
1	147	2013年9月30日	4,384日
2	26	2023年1月31日	974日
3	58	2021年8月2日	1,521日
4	52	2021年3月1日	1,675日
5	59	2022年5月2日	1,248日
6	12	2023年1月31日	974日
合計	355		

(市資料より作成)

各債務者の滞納額は少額であるが、滞納期間が極めて長いことから、市の債権管理に関する諸規定に準拠した徴収が実施されているかどうかを確認した。

水洗便所化改造工事資金貸付金は私債権であり、滞納債権の徴収は次の事務フローにより行われる。

【図表 19 水洗便所化改造工事資金貸付金徴収事務フロー】



(市資料より)

この図は、担当所管課である下水道総務課から債権管理課が法的措置依頼を受けた後の事務フローになるが、上記の債務者については法的措置依頼を受けたものではなく、下水道総務課において徴収を担当しなければならない。上記債務者では No.3 が既に法的措置に移行しているが、その他の債務者は令和6年度中には法的措置依頼に至っていない。

私債権については、次の船橋市債権管理条例第9条及び船橋市債権管理条例施行規則第7条の定めにより、規則第2号様式の保証債務履行請求書を送付しなければならない。

#### 【船橋市債権管理条例】

(強制執行等)

第9条 債権管理者は、非強制徴収債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収債権(保証人の保証があるものを含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2)、(3) 省略

#### 【船橋市債権管理条例施行規則】

(保証人に対する履行の請求)

第7条 条例第9条第1号の規定による保証人に対する履行の請求は、保証債務履行請求書(第2号様式)により行うものとする。

この規定に従って、各債務者の保証人に対する履行請求の実施状況を確認したところ、下水道総務課では保証人への履行請求は行っておらず、連帯保証人と折衝できたときは、「債務の承認書」を取得しているとの説明があった。

しかし、保証人への履行請求は、履行期限を延長する場合等を除き、「債務の承認書」の提出状況とは関係なく、督促をした後、「相当の期間」を経過してもなお履行されない時に措置しなければならないものである。

この「相当の期間」については、次の船橋市債権管理に関する事務取扱要領第7条により「概ね1年」と定義されている。

### 【船橋市債権管理に関する事務取扱要領】

(強制執行等)

第7条 条例第9条の相当の期間は、同条第1号及び第3号については概ね1年、同条第2号については概ね3か月とする。

### 【問題の根本原因】

第9条第1号の定めは、必ず実施しなければならないものであるという認識が下水道総務課になかったことが問題の根本原因である。また、船橋市債権管理に関する事務取扱要領第7条で、「相当の期間」とは「概ね1年」であると規定されているが、督促をした後、相当の期間を経過しているかどうかを管理する仕組みが無い事が問題の根本原因である。

### 【結果（指摘）：法規性（違反行為）】

水洗便所化改造工事資金貸付金の滞納債権については、船橋市債権管理条例第9条第1号の定めに従って、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されない時には、必ず保証人に履行の請求を行わなければならない。

### 【結果（意見）：有効性】

この事務を正確に実施するために、督促後、相当の期間を経過した滞納債権を正確に管理する仕組みを構築する必要があると考える。

## ②債権の移管について（意見）

### 【事実の概要】

令和6年度における下水道使用料の不納欠損額のうち、次の地方税法第15条の7第4項に基づき、執行停止後3年を経過して不納欠損となった債権の概要は以下のとおりである。

### 【地方税法】

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2 及び 3 省略

4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

(単位：千円)

調定年度	人数	件数	金額
平成 22 年度	1	1	5
平成 23 年度	1	6	76
平成 24 年度	1	6	76
平成 25 年度	1	6	66
平成 26 年度	1	5	61
平成 27 年度	1	4	46
平成 28 年度	1	6	60
平成 29 年度	2	7	67
平成 30 年度	4	13	91
令和元年度	7	34	231
令和 2 年度	3	11	120
合計	23	99	906

(市資料より作成)

令和 6 年度に執行停止から 3 年を経過した債権であることから、不納欠損となった債権は令和 2 年度又は 3 年度中に執行停止となった訳であるが、上表のとおり、滞納した債権には最も古いもので平成 22 年度に調定された債権がある事が分かる。この債権が長年徴収できずに令和 2 年度又は 3 年度に執行停止となる事は通常考えられないことから、当該債務者について分納履行状況を確認した。

この債務者の滞納債権は、平成 22 年度から 24 年度までの未納額 150 千円であり、平成 27 年 8 月に下水道総務課から債権管理課に移管されている。移管前の債権の督促、催告、滞納処分、執行停止は下水道総務課が主体となって行うが、滞納処分は船橋市債権管理条例第 8 条第 1 項により速やかに実施する必要があるが、また債務者の財産調査等、所管課では実施が難しい事務を行う必要があることから、滞納債権は適時に債権管理課へ移管しなければならない。しかし、この債務者については、平成 22 年

から 24 年度に調定した債権を平成 27 年 8 月に移管しており、滞納処分を船橋市債権管理条例第 8 条第 1 項に従い速やかに実施しているとは言いがたい。

所管課から債権管理課へ移管すべき債権は、次の船橋市市税及び強制徴収公債権回収一元化に関する事務取扱要領（以下「一元化事務取扱要領」という。）第 2 条第 1 項及び第 3 項に従い、決定される。

#### 【船橋市市税及び強制徴収公債権回収一元化に関する事務取扱要領】

（強制徴収公債権に係る回収業務の移管）

第 2 条 所管課長（強制徴収公債権を所管する課長をいう。以下同じ。）は、所管する強制徴収公債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、債権管理課長と協議の上、滞納者に対し催告書兼回収業務移管予告通知書（第 1 号様式）により予告をし、回収業務を債権管理課に移管するものとする。

- (1) 当該所管課が所管する強制徴収公債権のうち滞納金額が高額であるもの
- (2) 当該所管課が所管する強制徴収公債権のうち消滅時効に近いもの
- (3) 分割による納付の不履行を繰り返しているもの
- (4) 再三の催告にもかかわらず所管課に納付に関する連絡が一切ないもの
- (5) 前号に掲げるもののほか、納付の意思がないと認められるもの

3 滞納処分等その他の事由により回収業務の移管が必要であると債権管理課長が認めた場合は、第 1 項の規定にかかわらず、所管課長は債権管理課に移管することができる。

一元化事務取扱要領は平成 24 年 7 月 1 日より施行されており、この滞納債権は第 2 条第 1 項及び第 3 項に従い、移管の当否が決定される。移管前の下水道総務課における徴収期間は本監査の 10 年以上も前であるために債務者との交渉履歴が確認できなかったが、財産調査が下水道総務課では実質的に実施できない事を勘案すると、同課では債務者に対して催告のみを継続し、滞納処分を実施していなかったと推定される。

以上の状況を勘案すると、この滞納債権は一元化事務取扱要領第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号には該当しないものの、第 4 号又は第 5 号の移管債権に該当するか、第 3 項による移管が必要であったと考えられるが、第 1 項第 4 号は「再三の催告」、「連絡が一切ない」という点、第 5 号は「納付の意思がないと認められる」という点について具体的な基準が

無く、この債務者の債権が移管債権に該当するかが客観的に判断できない。また、第3項は必要であると認めた場合に移管できるという規定になっているため、債権管理課長が移管不要と判断すれば下水道総務課が滞納債権の滞納処分を行わなければならない、という問題点がある。

この滞納債権は最終的に令和3年度に執行停止となっており、当初の調定年度から10年以上も経過しているが、債権管理課への移管が速やかに行われていなかった事が執行停止を遅らせてしまった一因になっていると言わざるを得ない。

#### 【結果（意見）：有効性】

所管課から債権管理課へ移管すべき債権が正確かつ適時に移管されるために、一元化事務取扱要領第2条第1項第4号の「再三の催告」、「連絡が一切ない」、第5号の「納付の意思がないと認められる」について具体的な基準を定めて遵守していくべきであると考えます。

また、第2条第3項については、債権管理課が移管の可否を決定できるものの、所管課にて財産調査等が実施できない点を勘案すると、少なくとも滞納処分を行う必要がある債権は速やかに移管し、船橋市債権管理条例第8条第1項の滞納処分及び第2項の徴収猶予等の事務を執行すべきであると考えます。

### ⑳最低制限価格の設定及び公表について（意見）

#### 【事実の概要】

地方自治法施行令第167条の10の2第2項（最低制限価格の設定）を踏まえ、市は、船橋市契約規則、建設工事等の公表に関する事務取扱要領、業務委託等に係る最低制限価格の設定に関する事務取扱要領、業務委託契約事務の手引きにおいて、最低制限価格の設定及び公表について以下のように定めている。

#### 【船橋市契約規則】

（入札の公告）

第6条

2 前項の公告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（6）最低制限価格を設けたときは、当該事項

（予定価格の設定）

第13条

3 決裁責任者は、入札に付す場合は、予定価格（最低制限価格を設けた場合にあっては、当該最低制限価格を含む。以下この項において同じ。）を記載した書面を封筒に入れて封印し、開札の場所に置かなければならない。ただし、あらかじめ予定価格を公表した場合は、この限りでない。

（最低制限価格）

第 16 条 最低制限価格は、契約の性質、内容等に応じて別に定めるところにより決定するものとする。

2 令第 167 条の 10 第 2 項の規定により最低制限価格を設けるときは、予定価格と併せて記載するものとする。

#### 【建設工事等の公表に関する事務取扱要領】

（公表の内容）

第 2 条 建設工事等について公表する内容は、別に定めるものの他、次に掲げる事項とする。

（5）最低制限価格を設けた場合における当該建設工事等に係る最低制限価格（落札者決定後）

#### 【業務委託等に係る最低制限価格の設定に関する事務取扱要領】

（予定価格決定書への記載）

第 3 条 決裁責任者は、最低制限価格を設定したときは、別表 2 の予定価格決定書に最低制限価格を記載しなければならない。

（入札参加者への通知）

第 4 条 当該契約を主管する課長は、当該入札案件に最低制限価格を設定した場合は、これを周知するため、一般競争入札の場合は公告文、指名競争入札の場合は入札通知書に最低制限価格を記載する。また最低制限価格を下回った場合は無効とする旨を記載するなど、疑義が生じない様に配慮しなくてはならない。

#### 【業務委託契約事務の手引き（P14）】

最低制限価格の設定 （令 167 の 10②） （契 16①）	業務委託契約については最低制限価格を設けることができる。 一般競争入札、郵便入札による指名競争入札においては、業務従事者の賃金の確保、ダンピング（非常に低い価格での落札）防止の観点から、最低制限価格
---------------------------------------	--

	<p>を設定する。</p> <p>(業務委託等に係る最低制限価格の設定に関する事務取扱要領)</p> <p>予定価格決定書に最低制限価格(税込・税抜)と予定価格(税込・税抜)を併記する。(契16②)</p> <p>最低制限価格を設けた場合は入札通知書により指名業者に知らせなくてはならない。(契6②-7, 契23)</p>
--	---

即ち、市が発注する契約について最低制限価格を設定した場合、契約課で執行している建設工事及び設計等コンサルタント(建設工事に係る実施設計業務委託、工事監理業務委託及び設計意図伝達業務委託)においては、「建設工事等の公表に関する事務取扱要領」に基づき事後公表としている。

他方で、契約課発注(一般競争入札)の業務委託等においては、「業務委託等に係る最低制限価格の設定に関する事務取扱要領」「業務委託契約事務の手引き」に基づき事前公表としている。

下水道総務課において締結している契約は、全て事前公表である。

また、下水道総務課が所管する令和6年度の契約で、最低制限価格または最低制限価格の極めて近傍の価格(最低制限価格から11千円以内)で複数者の入札があったものは以下のとおりである。

(単位：千円)

契約名	最低制限価格(税別)	最低制限価格公表時期	入札者数	最低制限価格での入札者数
高瀬処理区合流式下水道雨天時放流水水質検査業務委託	5,045	事前	5	2
公共下水道特定事業場等排水水質検査業務委託	4,599	事前	5	5
西浦処理区合流式下水道雨天時放流水水質検査業務委託	5,886	事前	5	3

また、「船橋市建設工事等に係る最低制限価格等算定基準」において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の別に、最低制限価格の具体的な算定方法が定められている。

## 【結果（意見）：経済性】

公共工事や物品調達における最低制限価格は、不当に低い価格による受注（いわゆるダンピング）を防ぎ、品質や安全を確保するために設けられる制度である。

最低制限価格は地方自治法施行令等において設定が義務付けられてはいないが、極端に低い価格で契約をすると、特に公共工事では手抜き工事や工事途中での履行不能につながるリスクが高まるため、地方公共団体や国の契約で広く導入されている。

次に、最低制限価格を設定した場合の公表時期については、法令による定めはなく、入札または契約前（事前）に公表する場合、入札又は契約後（事後）に公表する場合がともにある。

事前に公表する場合、透明性が高まり入札参加者が入札戦略を立てやすくなる一方、最低制限価格近傍の応札が多くなり、競争性が低下しやすいといえる。

他方で事後に公表する場合、入札参加者に最低制限価格を予想させることで、一般的には競争性が維持しやすくなり、多くの地方公共団体や国の入札において採用されている。ただし、最低制限価格を事後に公表する場合であっても、最低制限価格の算定方法が予め公表されているため、仕様書等から最低制限価格を推定計算することが可能な場合もある。

市においては、最低制限価格を事前に公表した入札及び事後に公表した場合の双方において、最低制限価格での入札が多数者となり、くじ引きにより落札者を決めるケースが多くみられている。中には10者以上が最低制限価格またはその極めて近傍の価格で応札をしていたものもあり、かかる入札において落札できるかどうかは、精緻かつ経済的な見積もりをするといった企業努力というよりも、いわば運任せというべき状況であったといえる。

市においては、上記のとおり建設工事及び設計等コンサルタント（建設工事に係る実施設計業務委託、工事監理業務委託及び設計意図伝達業務委託）以外の契約においては、最低制限価格を事前に公表しているところ、公表時期によるメリット及びデメリット、入札結果の傾向等を考慮の上、最低制限価格の公表時期にかかる諸規定を再検討することを要望する。

なお、最低制限価格に入札が集中しているような案件は、本来であればより安価で経済性の高い契約が可能であったことも考えられるため、最低制限価格を設定するのではなく、低入札価格調査制度の適用対象とすることも考えられる。ここで、低入札価格調査制度とは、請負契約において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある

って著しく不適當であると認める場合には、最低価格の入札者を落札者とせず、次に低い価格で申込みをした者を落札者とするものである（地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項）。

また、入札価格のみでなく技術提案（工事の質や内容など）も評価対象にする入札方式である、総合評価型方式（同法第 167 条の 10 の 2）を採用することにより、価格及び品質が総合的に最も優れた内容の提案した者との間で契約をすることも考えられる。

## ⑳貯蔵品の会計処理について（指摘）

### 【事実の概要】

船橋市下水道事業財務規則では、下水道事業において使用する勘定科目を「別表第 6 勘定科目表」にて記載しており、その資産の区分において、「貯蔵品」勘定が列挙されている。「貯蔵品」勘定は、事業活動において短期的に費消する消耗品などを決算において資産計上するために使用される勘定科目である。これは、棚卸資産の一部ではあるものの、販売を目的としている「商品」や「製品」、製品製造のための「原材料」などとは異なり、あくまで企業内で費消されるもので、翌年度以降、実際に費消された時点で費用化するため、資産計上することを目的とするものである。

### 【船橋市下水道事業財務規則】

別表第 6 勘定科目表			
資産			
款	項	目	節
：			
流動資産	現金預金	現金預金	現金
	：	：	：
	貯蔵品	貯蔵品	貯蔵品
	：	：	：

下水道事業の令和 6 年度貸借対照表には、貯蔵品勘定は計上されていないが、高瀬下水処理場及び西浦下水処理場を現地視察した際に、停電などの非常時に対応するための自家発電設備が設置され、非常時に一定時間の発電を賄うための燃料として大量の重油が保管されていることを確認した。令和 6 年度末における保有量をもとに概算額を算定すると以下

のとおりとなる。なお、単価については、資源エネルギー庁が公表している石油製品価格調査の結果を参考として使用した。

**【保管されている重油の状況】**

場 所	令和6年度末 時点での保有量	単 価 (10あたり)	金 額
高瀬下水処理場	15,450 0	99.9 円	1,543 千円
西浦下水処理場	15,980 0	99.9 円	1,596 千円
合 計			3,139 千円

(注) 保有量は下水処理場資料、単価は資源エネルギー庁が公表している石油製品価格調査結果を使用している。

上表のとおり、令和6年度末時点では3,000千円以上の重油を保有しており、本来であれば貯蔵品として資産を計上しなければならない。

なお、重油は貯蔵品として処理すべき品目であるが、この他にも次の船橋市下水道事業財務規則による物品のうち、未使用の消耗品も同様の処理を行う必要があり、例えば、下水処理場での検査に使用する薬品類や、下水処理に使用される凝集剤などの薬剤も貯蔵品に該当するため、期末時点における保有量等をもとに金額を算定して必要な会計処理を行わなければならない。

**【船橋市下水道事業財務規則】**

(物品の範囲)

第61条 物品とは、下水道事業に属する固定資産、現金及び有価証券を除く一切の動産をいう。

(物品帳簿の管理等)

第64条 課長は、次に掲げる物品帳簿を備え、物品の受払の都度、記帳その他の整理をしなければならない。ただし、課長が必要があると認める場合は、別に作成した物品帳簿を備え、整理することができる。

- (1) 消耗品管理簿
- (2) 郵便切手・はがき管理簿
- (3) 物品貸付簿
- (4) 借受物品管理簿

2 前項の規定にかかわらず、消耗品については、次に掲げるものを除き、物品帳簿を備え、整理することを省略することができる。

- (1) 郵便切手、はがき、収入印紙その他これらに類するもの
- (2) 灯油、ガソリン、毒劇物その他の別に定める危険物
- (3) その他課長が必要があると認める消耗品

そもそも貯蔵品は棚卸資産であり、次の地方公営企業法施行規則により継続記録法等によって整理しなければならない。

**【地方公営企業法施行規則】**

(たな卸資産の受払)

第十一条 たな卸資産の受払は、継続記録法によつて行い、個別法によるものを除き、先入先出法又は移動平均法のうちいずれか一の方法によつて整理し、かつ、これを継続して適用しなければならない。

継続記録法とは、棚卸資産の受け入れや払い出しの度に帳簿にその記録を行い、常に在庫数や消費量を把握する管理方法である。その方法は次のように示されている。

【令和 6 年度公営企業の経理の手引 地方公営企業制度研究会編 150 ページ】

$$\text{継続記録法} = \text{年度当初有高 (繰越し数量)} + \text{年度中仕入れ高 (受入れ数量)} - \text{年度中払出し高 (払出し数量)} = \text{年度末たな卸高 (残高数量)}$$

また、先入先出法、移動平均法とは棚卸資産の評価方法であり、継続記録法による数量記録に基づき、金額ベースで払出額及び在庫金額を記録する方法である。これらの方法等は、地方公営企業法施行規則において次のように定義されている。

**【地方公営企業法施行規則】**

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一から七 省略

八 たな卸資産 貯蔵品、製品、半製品その他これらに類する流動資産をいう。

九 継続記録法 たな卸資産を受払の都度種類別に数量及び価額を記録する方法をいう。

十 個別法 たな卸資産の受払について種類ごとに個々の単価別に整

理する方法をいう。

十一 先入先出法 購入単価の異なるたな卸資産を払い出す場合、購入時期の古いたな卸資産の順に当該たな卸資産に係る単価により払い出し、比較的購入時期の新たなたな卸資産に係る単価のものを残す方法をいう。

十二 移動平均法 たな卸資産を異なる単価で購入した場合、これらを区別することなく、数量及び価額を前の残高に加え、平均して新単価を算出し、これをその後の払出単価とし、以下同様の方法を継続して整理する方法をいう。

市は現在、貯蔵品に該当する棚卸資産について、購入時に費用処理を行っている事を理由に、地方公営企業法施行規則に定める継続記録法による先入先出法等での帳簿管理を行っていないが、このような理由で同規則による管理を省略する事は認められていない。

また棚卸資産は、年度末に実地棚卸により実際の残数量を数え、帳簿上の数量と不一致があれば、実際の数量に帳簿残高を修正しなければならない。これは、令和6年度公営企業の経理の手引151ページにおいても明記されている。しかし、市ではこのような管理を行っていない。

更に棚卸資産は、次の地方公営企業法施行規則に従い、年度末の時価と帳簿価額を行い、時価の方が低い場合は帳簿価額を時価に修正しなければならないが、市ではこのような帳簿価額と時価との比較を行っていない。

#### 【地方公営企業法施行規則】

(資産の評価)

第八条 資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもつて帳簿価額としなければならない。

2 省略

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。

一、二 省略

三 たな卸資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低いもの（重要性の乏しいものを除く。） 事業年度の末日における時価

#### 【問題の根本原因】

貯蔵品について、購入時に費用処理を行っている事を理由として、地方

公営企業法施行規則の各規定による管理を省略できると考えていた事が問題の根本原因である。

**【結果（指摘）：合规性（違反行為）】**

重油、薬品類、凝集剤などの貯蔵品は、地方公営企業法施行規則第 11 条の定めに従い、継続記録法により記録し、先入先出法等によって管理し、期末日における実地棚卸及び時価と帳簿価額との比較を行わなければならない。

**②⑤下水処理場及びポンプ場敷地内にある樹木又は立木について（指摘・意見）**

**【事実の概要】**

下水処理場及びポンプ場の現地視察をした際に、同敷地内にある樹木又は立木を確認した。下水処理場の敷地内には、以下のように広範囲に樹木等が確認できる。

**【写真 1 高瀬下水処理場】**



（令和 7 年 8 月 12 日撮影）

**【写真 2 西浦下水処理場】**



（令和 7 年 8 月 19 日撮影）

敷地内にある樹木又は立木は、次の地方自治法第 238 条第 1 項第 3 号に該当する下水道事業の公有財産である。また、船橋市下水道事業財務規則第 65 条第 1 号ウに該当し、同敷地内にある各財産はその実態を明らかにするため同規則第 12 条第 1 項第 2 号の固定資産台帳に必要な情報を登録し、有形固定資産として計上しなければならない。

### 【地方自治法】

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四～八 省略

### 【船橋市下水道事業財務規則】

(帳簿の整理及び保管)

第12条 下水道事業に関する会計事務を整理するため、次に掲げる会計帳簿(以下「帳簿」という。)を備える。

- (1) 総勘定元帳
  - (2) 固定資産台帳
  - (3) 企業債台帳
- (固定資産の範囲)

第65条 固定資産とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 有形固定資産 次に掲げるもの
  - ア 土地
  - イ 建物及び附属設備
  - ウ 構築物(土地に定着する土木設備又は工作物をいう。以下同じ。)
  - エ～ケ 省略

しかし、下水道総務課が管理する固定資産台帳を確認したところ、これら樹木又は立木について台帳の登録自体が無いことが判明した。従って、下水道事業の資産としても認識されていない。樹木又は立木について台帳の登録が無い理由を質問したところ、下水道総務課から次の回答を得た。

(下水道総務課の回答)

総務省告示「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」では、「地方公営企業の資産とは、過去の取引又は事象の結果として地方公営企業が支配する資源であって、それにより地方公営企業のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるもの」となっている。

下水処理場及びポンプ場敷地内にある樹木等については、各施設の建設時に取得したものであり、いずれの施設も建設から年数が経過している。

そのため、企業会計移行時の調査において、これら樹木が減価償却済みとなっていることに加え、金額が総資産として比較し少額であり、資産として上記の資産の要件に該当しないことから、固定資産として登録を行わない整理とした。

このような回答を受け、企業会計移行時の検証結果を求めたが、当時の資料は残っていなかった。回答では、「樹木が減価償却済みとなっていることに加え、金額が総資産として比較し少額であり」とあるが、そうであれば減価償却済みであることと金額が少額であるという検証結果が保管されていなければならない。検証結果が確認できない以上、この結論が適切であるという判断はできない。

また、次の船橋市下水道事業財務規則及び地方公営企業施行規則第 15 条第 3 項の定めにもあるように、固定資産は現物がある限り、減価償却後の帳簿価額は 0 円ではなく 1 円となり、資産からも除外する事はできないので、減価償却済みである事は必ずしも適切な理由にはなりえないと考えられる。

#### 【船橋市下水道事業財務規則】

##### (減価償却の特例)

第 79 条 有形固定資産について、当該帳簿原価の 100 分の 5 に相当する金額に達した後において、地方公営企業法施行規則(昭和 27 年総理府令第 73 号)第 15 条第 3 項の規定により帳簿価額が 1 円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、企業出納員は、あらかじめ、その旨及びその年数について決裁責任者の決裁を受けなければならない。

なお、樹木等は船橋市下水道事業財務規則第 65 条第 1 号ウの構築物に該当するが、構築物には同号カの工具、器具及び備品のように取得価額が 10 万円以上のものを固定資産として計上するといった金額的基準はなく、規定上、取得した樹木等は構築物として資産計上すると考えられる。

また、樹木等は通常、剪定、伐採等の維持管理を継続的に行うことから、金額の多寡とは別に数量、配置状況などを把握しておく必要がある資産である。更に写真 1、写真 2 から分かるように、この樹木等は下水処理場内の緑地に広範囲にわたり植樹され、その整備、維持管理も計画的に実施されるものである。このような性質を勘案すると、回答の「資産の要件

に該当しない」という判断には疑問を呈せざるを得ない。

更に、令和6年度の固定資産台帳を調査したところ、次のとおり、企業会計移行前に取得した下水処理場の植樹工事等が構築物として登録されている事が確認された。これらはいずれも数量は一式と登録されており、工事により植樹した個々の樹木等が含まれているかどうかは確認できなかった。下水道総務課の回答に従えば、個々の樹木等は植樹工事等に含まれていないという事になるが、本監査ではこれ以上の詳細な分析は実施できなかった。

(西浦下水処理場)

資産番号	4027	4188	4297
資産名称	場内整備7	場内整備8	場内整備10
構造	西浦下水処理場 樹木移植工事	西浦下水処理場 樹木植栽工事	西浦下水処理場 内植樹工事
令和6年度 末現在残高	17千円	295千円	43千円

資産番号	4344	4372	4406
資産名称	場内整備11	場内整備12	場内整備13
構造	西浦下水処理場 内植樹工事	西浦下水処理場 内植樹工事	西浦下水処理場 場内植樹工事
令和6年度 末現在残高	43千円	43千円	44千円

資産番号	4424	4426	4427
資産名称	場内整備14	場内整備15	場内整備16
構造	西浦下水処理場 場内樹木移植等 工事	西浦下水処理場 場内樹木移植等 工事(その2)	西浦下水処理場 場内植樹工事
令和6年度 末現在残高	235千円	97千円	45千円

資産番号	4428	5253
資産名称	場内整備 17	場内整備 22
構造	西浦下水処理場樹木移植工事	西浦下水処理場場内樹木移植工事
令和 6 年度 末現在残高	320 千円	27 千円

(高瀬下水処理場)

資産番号	6154	7375	8510
資産名称	場内整備	場内整備	場内整備
構造	高瀬下水処理場植栽工事(その 2)	高瀬下水処理場植栽工事(その 3)	高瀬下水処理場植栽工事(その 1)
令和 6 年度 末現在残高	1, 215 千円	540 千円	7, 547 千円

(市資料より作成)

#### 【問題の根本原因】

企業会計移行時に、樹木等が固定資産に該当するという認識はあったものの、減価償却済みである事や金額が少額であり資産の要件を満たさない事が固定資産を計上しない根拠になる、という誤った解釈をしてしまった事が問題の根本原因であると考えます。

#### 【結果（指摘）：合规性（違反行為）】

下水処理場及びポンプ場の敷地内にある樹木等は、現物がある限り、船橋市下水道事業財務規則に基づき、固定資産台帳に登録する必要があります。

現在の固定資産台帳には、下水処理場の植樹工事等が構築物として登録されているが、この内容を分析したうえで、下水道総務課の回答のとおり樹木等が台帳登録されていない事が判明した場合は、速やかに台帳登録を行わなければならない。

#### 【結果（意見）：有効性】

金額が少額であるという理由で会計上の判断を行う際には、判断の適時性、妥当性が客観的に確認できるようにするために、口頭による説明だけでなく、判断当時の根拠資料と判断結果を正確に記録して保存して頂きたい。

## ⑫固定資産の取得価額について（指摘・意見）

### 【事実の概要】

令和6年度の固定資産台帳において、令和6年度に取得された西浦下水道処理場の主要建物の内容を確認したところ、管理棟について以下のように記載されていた。

資産番号	12316
年度	2024
資産名称	西浦下水道処理場（管理棟）
構造	西浦下水道処理場管理棟建設工事
形状	鉄筋コンクリート
処理区	西浦処理区
備考	西浦下水道処理場し尿棟解体工事（2017JA0006）、西浦下水道処理場脱水機棟アスベスト除去工事（2018JA0010）、西浦下水道処理場脱水機棟解体工事（2020JA0001）
取得日	2025年3月31日
取得金額	2,491,135千円
令和6年度末現在高	2,491,135千円
資産中分類名称	建物

（市資料より作成）

上表を見ると、備考欄には、①西浦下水道処理場し尿棟解体工事（2017JA0006）、②西浦下水道処理場脱水機棟アスベスト除去工事（2018JA0010）、③西浦下水道処理場脱水機棟解体工事（2020JA0001）と記載されており、西浦下水道処理場（管理棟）の取得原価には、現在の管理棟の前に存在した建物の解体工事及びアスベスト除去工事が含まれている事が分かる。

確認したところ、これら工事の合計額は次のとおり、554,413千円（消費税等抜き）であった。これらは、支出時に建設仮勘定として資産計上し、現在の管理棟が完成した際に建設仮勘定から建物の取得価額に振り替えられている。

（単位：千円）

①西浦下水道処理場し尿棟解体工事	104,202
②西浦下水道処理場脱水機棟アスベスト除去工事	178,476

③西浦下水処理場脱水機棟解体工事	271,734
合計額	554,413

固定資産の取得価額は、原則として、資産の購入代価（購入に要した費用も含む。引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税等）及び事業の用に供するために直接要した費用（据付費、機械等の試運転費等）になる。

下水道事業における設備の取得価額については、次の船橋市下水道事業財務規則第66条第2号に従い、建設に要した直接及び間接の費用の合計額とされている。

所有していた建物を解体し、新しい建物を建てる場合の解体工事費やアスベスト除去費用は、発生時に固定資産除却費として処理するものであり、新たな建物の建設に要した直接及び間接の費用には該当しない。従って、これらの費用を新たな建物の取得価額に含めるべきではない。

#### 【船橋市下水道事業財務規則】

（取得価額）

第66条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

- (1) 購入により取得した固定資産については、購入に要した価額
- (2) 建設改良工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設改良工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
- (3)、(4) 省略

また、次の見解からも解体工事費等は発生時に固定資産除却費として処理することが求められる事が分かる。

#### 【令和6年度公営企業の経理の手引 地方公営企業制度研究会編 256ページ】

(ト) 資産減耗費

資産減耗費は、固定資産除却費とたな卸資産減耗費に分類される。

① 固定資産除却費 固定資産が使用によって滅失し、又は機能的にその資産本来の使用に耐えなくなったときは、この固定資産を廃棄し、その帳簿価額を除かなければならない。これを除却といい、除却の際にこの固定資産のまだ減価償却費として費用化されていない額を除却費として計上する。なお、建物等を取り壊す際には、その取り壊しに要する費用も除却費の中に含まれる。

上記の規則や見解があるにもかかわらず、解体工事費やアスベスト除去費用を建物の取得原価に含めている理由を下水道総務課に確認したところ、次の回答を得た。

(下水道総務課の回答)

建設改良費については、建設又は改良に要する経費とされている。総務省通知「令和7年度地方債同意等基準運用要綱」にて、「既存施設の解体工事に要する経費については、原則として、既存建物を撤去しなければ、施設の新増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地方財政法第5条第5号の経費に該当するものと解される」とされていることから、当該解体工事の費用については、建設改良費として取扱うものとして整理している。

また、当処理については、企業会計移行の際に、地方公営企業会計に知見のある公認会計士に処理方法を確認したうえで、新施設を設置するための解体工事として当該処理を行っている。そのため、解体費用等についての取扱いを誤認していたものではない。

このことから、当解体等費用は、下水道事業財務規則における建設に要した直接及び間接の費用に含まれるものであり、市としては適切な会計処理と認識している。

この回答によれば、既存建物の解体工事費用を建設改良費として取り扱う事が固定資産の取得価額に解体工事費等を含める論拠となっているが、これは総務省が地方債に関連して建設改良費の捉え方を示したものであり、会計処理方法を定めたものではないことから、解体工事費用等を取得価額に含める会計理論上の根拠にはなりえない。

また、回答では企業会計移行時に地方公営企業会計に知見のある公認会計士に処理方法を確認したとあるが、その判断根拠となった当時の資料は確認できなかった。本来、このような重要な会計処理については、専門家から指導を受けた場合でも、判断根拠となる資料を整え、第三者が検証してもその妥当性が確認できるようにしなければならない。

会計理論上は、解体費用等が「建設に要した直接及び間接の費用」と言えるかという点が最も重要な論点となるが、この判断については解体費用等を次の観点から事実認定したうえで総合的に結論を導くべきである。

No.	観 点	意 味
1	法令・許認可上の不可欠性	● 建築基準法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等により、撤

No.	観 点	意 味
		<p>去・処理をしないと建築許可、工事実施が不可能だったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 許認可申請書・事前協議記録に撤去・処理が前提条件として明示されているか。</li> </ul>
2	工事工程上の不可欠性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存設備を撤去しないと、 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 新建物の建設工事ができないか。</li> <li>✓ 基礎工事・杭工事に物理的に着手できないか。</li> </ul> </li> <li>● 撤去に代え、仮設・整地では代替できないか。</li> </ul>
3	新建物の価値形成との直接性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 解体費用等が新建物の性能・耐用年数・機能に直接反映されるものか。</li> <li>● 既存設備に含まれる有害物処理費、瑕疵への対応費用、環境対策や安全対策を主目的とする費用ではないか。</li> </ul>
4	意思決定の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新建物建設の意思決定時点で、既存設備の撤去を前提として計画されていたか。</li> </ul>
5	予算、契約、積算上の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存設備の解体費用等と新建物の建設工事費用が別個の予算となっていないか。</li> <li>● 新建物の建設工事契約書に既存施設の解体費用等が含まれ、同一の工期となっているか。</li> <li>● 工事契約書の内訳書に解体費用と特殊処理費用が明確に区分されているか。</li> </ul>
6	代替可能性・裁量性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存設備を解体せずに用途変更や部分使用が可能ではなかったか。</li> <li>● 既存設備の解体は景観や安全配慮等の政策的判断によるも</li> </ul>

No.	観 点	意 味
		のではなかったか。

このうち No. 3 の観点は最も重要であるが、アスベスト除去費用は、新建物の性能・耐用年数・機能に直接反映されるものではなく、既存設備に内在する、いわば負の遺産を解消するために支出した費用であり、新建物の取得価額にはなりえず、固定資産除却費等の勘定科目で処理すべきものである。解体工事費についてもこれらの観点から事実認定を行い、新建物の取得価額に含めるべきか、固定資産除却費として処理すべきかを決定する必要がある。

#### 【問題の根本原因】

建設による固定資産の取得価額は、船橋市下水道事業財務規則第 66 条第 2 号の定めに従うべきであるが、建設に要した直接及び間接の費用について、総務省通知をその根拠とし、根拠資料が残っていない公認会計士の見解に従い、解体工事費やアスベスト除去費用が含まれると誤認していた事が問題の根本原因である。

#### 【結果（指摘）：合規性（違反行為）】

西浦下水処理場（管理棟）の取得価額は、船橋市下水道事業財務規則第 66 条の定めに従っていない。少なくともアスベスト除去費用 178,476 千円は取得価額ではなく、固定資産除却費等の勘定科目で処理すべきであった。また、解体工事費合計 375,936 千円については、上記の観点から事実認定を行い、管理棟の取得価額とすべきか、固定資産除却費とすべきかを決定し、アスベスト除去費用と共に過年度損益修正損による調整処理を行わなければならない。

#### 【結果（意見）：有効性】

重要な会計処理については、判断の適時性、処理の妥当性が客観的に確認できるようにするために、口頭による説明だけでなく、当時の根拠資料と判断結果を正確に記録して保存して頂きたい。

また、下水道設備の解体費用の会計処理については、上記の観点による判断をルール化し、今後、同様の取引が生じた際には適切な会計処理を行って頂きたい。

## ⑦消化設備の固定資産台帳登録誤りについて（指摘）

### 【事実の概要】

西浦下水処理場の消化ガス発電事業では、平成 29 年 1 月 31 日に締結した、西浦下水処理場消化ガス発電事業 事業契約書（以下「西浦発電事業契約書」という。）に基づき、事業のために事業者が設置した消化設備を、市が保有する消化ガス全量独占買取・利活用権と等価（消費税等抜き 250,000 千円）とし、当該権利との交換により取得している。

そこで、当該消化設備について固定資産台帳上の登録状況を確認したところ、250,000 千円の金額は 12 の機械及び装置に区分して登録されていたが、いずれも取得原因が「建設」と登録されていた。当該消化設備は上記契約書に基づき、市が保有する消化ガス全量独占買取・利活用権と交換により取得したものであり、取得原因は「交換」と登録されるべきである。この点につき下水道総務課に質問したところ、次のような回答を得た。

（下水道総務課の回答）

当資産は、財務会計システムにおいて「交換」という区分がないため、「建設」にて登録したものである。

当資産を交換で取得していることは当然に認識しており、固定資産台帳においても、構造・規格欄に「西浦下水処理場消化ガス発電事業」と登録しており、当事業で取得したものであることは固定資産台帳で認識できる状況となっている。

この回答によれば、現在の財務会計システムはその仕様上、少なくとも固定資産台帳の登録区分において「交換」という選択肢が無いという事になり、代替的な方法により交換である事を示す情報を登録せざるを得ない実務になっている事になる。しかし、この回答にある「西浦下水処理場消化ガス発電事業」という情報だけでは、必ずしも交換により取得した固定資産であると認識することができない可能性がある。

交換という取引は地方公共団体においても見られる取引であり、一般的には関連する規定が設けられている。市においても例えば船橋市公有財産規則第 34 条において財産台帳における交換による台帳価格の定めがあり、同規則第 39 条において交換の手続に関する定めがある。下水道事業においては、船橋市下水道事業財務規則第 66 条において交換による固定資産の取得価額の定めがあり、同規則第 68 条において交換時の決裁に関する定めがある。

このように交換を前提とした規定がありながら、財務会計システムの固定資産台帳において「交換」という登録区分が無く、やむを得ず代替的

な方法で交換の情報を登録せざるを得ない状況を勘案すると、同システムの仕様には不備があると言わざるを得ない。

### 【問題の根本原因】

交換に関する各種規則があるにもかかわらず、財務会計システムを導入する際に規則との整合性を勘案してシステムの仕様を決定しなかった事が問題の根本原因である。

### 【結果（指摘）：合规性（不当行為）】

船橋市下水道事業財務規則には固定資産台帳の登録を定めた規定はないため、台帳上で事実と異なる取得原因を登録した事は明確な違反行為ではないが、不正確な取得原因を登録してはならず、事実即して「建設」を「交換」に修正しなければならない。

そのためには、まず財務会計システムの仕様を見直し、固定資産台帳の登録区分で「交換」を選択できるようにしなければならない。

## ⑳土地の固定資産台帳登録誤りについて（指摘）

### 【事実の概要】

下水道事業における土地は、固定資産台帳上、構造欄に住所地、形状欄に地目、処理区欄に該当処理区、数量欄に面積（㎡）が登録されているが、次の土地は構造欄、形状欄、処理区欄が未登録であり、数量欄は面積ではなく1式と登録されていた。

資産番号	11029
資産名称	木戸川排水区雨水整備事業に伴う 用地買収
構造（住所地を記載）	未登録
形状（地目を記載）	未登録
処理区	未登録
取得日	2020年3月31日
取得金額	88,507千円
令和6年度末現在高	88,507千円
資産中分類名称	土地
資産小分類名称	管路用地
数量	1

単位	式
----	---

(市資料より作成)

本監査での指摘により、当該土地に関する未登録事項の正確な情報は次のとおりである事が判明した。

構造（住所地を記載）	船橋市三咲町（番地は記載省略）
形状（地目を記載）	畑
処理区	印旛処理区
数量（㎡）	2,624 ㎡

当該土地は、下水道河川整備課において購入されているが、固定資産台帳への登録作業は下水道総務課が担当している。

下水道総務課は、このように未登録の情報が複数あり、数量も誤っている点について、予算科目の「固定資産購入費」により土地の購入を行っており、同じく「固定資産購入費」で購入した車両等の固定資産と同じように登録情報の入力を行ったため、住所・地目及び単位の情報について不備が生じたと考えている。固定資産登録は、下水道総務課で決裁のうえ登録をしているが、当該土地は、その際の確認が適切に行われなかったことが原因であると同課は分析している。

### 【問題の根本原因】

下水道総務課の原因分析にあるように、固定資産台帳登録の決裁時に適切な確認が行われなかったことが問題の根本原因である。

### 【結果（指摘）：合規性（不当行為）】

船橋市下水道事業財務規則には固定資産台帳の登録を定めた規定はないが、台帳上の項目を適切に登録する事は、固定資産管理上、当然求められるものである。従って、当該土地については、構造欄、形状欄、処理区欄に正確な情報を登録し、数量欄も面積で登録しなければならない。

またこのような登録漏れ、登録誤りをしないように登録担当者を指導するとともに、決裁時に登録内容の正確性の確認を徹底しなければならない。

## ⑳減損会計について（指摘）

### 【事実の概要】

公営企業においては、固定資産の減損会計が適用される。固定資産の減損会計は、固定資産投資後の収益性の低下によって、その投資額の回収が見込めなくなった場合等に、貸借対照表に計上されている固定資産の帳簿価額をその実態にあわせた適正な金額まで減額する会計処理のことである。減損会計を行うに当たっては、「資産のグルーピング」、「減損の兆候の判定」、「減損損失の認識」、「減損損失の測定」の4つのプロセスを経なければならない。

資産のグルーピングとは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うとされているが、実際には管理会計上の区分や投資の意思決定（資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む。）を行う際の単位等を考慮して決定することになる。また、資産のグルーピングを検討するにあたっては、以下の点を考慮することが求められている。

1つは、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行い、その代替的な投資も予定されていないときなど、これらに係る資産を切り離しても他の資産又は資産グループの使用にほとんど影響を与えない場合である。

もう1つは、将来の使用が見込まれていない遊休資産も、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行った資産と同様の趣旨で、通常、当該遊休資産を切り離しても他の資産又は資産グループの使用にほとんど影響を与えないため、重要なものについては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として取り扱う。

以上の考慮は、「企業会計基準適用指針第6号 固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（企業会計基準委員会）」（以下「減損会計適用指針」という。）第8項に明記されており、「令和6年度公営企業の経理の手引 地方公営企業制度研究会編」の120ページにおいても同様の解説があることから、資産のグルーピングを行うに当たって遵守しなければならない。

下水道事業は、一般的に各下水処理場やポンプ場ごとにキャッシュ・フローを生み出すものではなく、一体としてそのキャッシュ・フローを生み出していると考えられる。そのため、施設ごとでの判定は不要である。一方で、処分等が決定している資産や遊休資産は、最小の単位として認識されなければならない。

西浦下水処理場を現地視察した際に、同敷地内にある主要な固定資産について固定資産台帳に基づきその実在性を確認したところ、以下の固

定資産が現在使用されていないことが判明した。

資産番号	3711
資産名称	西浦下水処理場 脱硫棟
構造	鉄筋コンクリート造
処理区	西浦処理区
取得日	1982年3月17日
取得金額	22,000千円
令和6年度末現在高	4,280千円
資産中分類名称	建物

(市資料より作成)

【写真3 現在未使用の脱硫施設】



(令和7年8月19日撮影)

西浦下水処理場では、令和3年度に新たな脱硫施設を建設しており、この旧脱硫施設は令和4年3月まで使用していた。旧脱硫施設は現在使用していないが、現在使用中の脱硫施設に故障等が生じたときの緊急時バックアップ設備として使用する可能性が考えられるため、固定資産除却等の会計処理は行われておらず、固定資産の減損会計においても遊休資産として単一の資産グループと認識されていない。

固定資産の減損会計は毎年検討することが求められており、市では、総務省告示「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」に例示されている減損の兆候に該当する事象がないことを確認したとして、減

損処理は不要として判断している。また、旧脱硫設備は現在使用していないものの、更新後の脱硫設備故障時などの緊急時にバックアップ設備として再使用する可能性も考えられるとしており、上記のとおり遊休資産として単一の資産グループと認識しないために、次のステップである減損の兆候の判定が行われていない。

しかし、令和4年4月以降、バックアップとして現在まで使用されたことはなく、当該施設は現在機能停止しており、収益獲得に直接貢献している状態ではない。仮にバックアップ設備として機能しているということであれば、資産のグルーピングの検討にあたり、当該資産についての取り扱いを整理したうえでその判断理由と結果を残すことが減損会計の検討に当たっては最低限必要である。しかし、判断理由と結果を確認できる資料は作成されていなかった。

なお、使用しなくなった固定資産は船橋市下水道事業財務規則第77条に基づき用途廃止の決裁が必要となるが、決裁の有無と遊休資産の判断は切り離し、あくまで資産の状態と今後の再使用見込みの根拠をもとに資産のグルーピングを行う必要がある。

当該施設は以上のような現状を踏まえると、減損会計上、遊休資産として最小の単位の資産グループに区分されると判断する。また、「減損の兆候の判定」については、減損会計適用指針第13項及び第85項に示す状況に該当し兆候があると考えられ、「減損損失の認識」、「減損損失の測定」というステップを経て減損損失を計上する可能性が高いと考える。

また、減損の兆候があると判定された場合は、地方公営企業法施行規則第41条による減損損失に関する注記を、決算書の財務諸表に対する注記に記載する必要がある。

### 【問題の根本原因】

西浦下水処理場の旧脱硫施設のように現在使用していない資産について、今後、再使用の可能性があることをもって遊休資産としない判断が適切であるかを確認する仕組みが存在していない事が問題の根本原因である。

### 【結果（指摘）：合规性（違反行為）】

固定資産の減損会計の検討にあたって、西浦下水処理場の旧脱硫施設につき、減損会計適用指針第8項、第13項及び第85項の検討結果を残し、その結果に基づき「減損損失の認識」、「減損損失の測定」を実施しなければならない。当該施設は減損の兆候があると判断され、減損損失を計上する可能性が高いと考える。なお、本監査では資産番号3711のみを対象

象として特定したが、この他に脱硫用設備として機械装置等がある場合はそれらも遊休資産に該当すると考えられるため、まず遊休状態となっている全資産を特定しなければならない。また、これらの遊休資産は減損の兆候があると判断されることから、地方公営企業法施行規則第 41 条による減損損失に関する注記を、決算書の財務諸表に対する注記に記載する必要がある。

また、遊休資産は固定資産の状況の定期的な調査結果等により把握できるものであるため、固定資産の減損会計を正確に適用するために、定期的な調査を行う体制を適切に整備していかなければならない。

### ③⑩西浦下水処理場消化ガス設備の会計処理について（指摘・意見）

#### 【事実の概要】

西浦下水処理場では消化ガス発電事業が行われており、事業に必要な消化設備が設置され、有形固定資産として計上されている。この事業は、下水道事業が地方公営企業会計に移行する以前に、以下の契約に従って開始されている。

この契約は、消化ガス発電事業開始に際し、市の所有する消化ガス全量独占買取・利活用権と、事業者が西浦下水処理場に設置した消化設備とを等価で交換するという条件が定められている。そのため、市は消化設備取得に際し、事業者に対して建設費用を全く支払っていない。

契約名	西浦下水処理場消化ガス発電事業 事業契約書
契約締結日	平成 29 年 1 月 31 日
発注者	市
受注者（事業者）	船橋バイオマスエナジー株式会社
事業期間	自 契約締結日 至 平成 51 年 9 月末
交換金額	270,000 千円（消費税等込み）
交換対象資産	①市から船橋バイオマスエナジー株式会社へ 消化ガス全量独占買取・利活用権 ②船橋バイオマスエナジー株式会社から市へ 消化設備

この交換取引については、契約締結日時点において下水道事業が特別会計であったため、交換対象となる消化ガス全量独占買取・利活用権が市側の資産として認識されていなかった。そのため、平成 30 年度に地方公営企業会計に移行した際の開始貸借対照表において、同権利 250,000 千

円（消費税抜き金額）が無形固定資産として認識されていない。その結果、開始貸借対照表の資本金が同額過少である事が判明した。

同権利を無形固定資産として認識しなかったため、平成30年度に上記契約に基づいて同権利と消化設備を交換した際の会計処理は次のように行われている。

（単位：千円）

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
建設仮勘定（注1）	250,000	長期前受収益（注2）	250,000

（注1）設備稼働後は機械及び装置に振り替えられ、減価償却が行われている。

（注2）事業開始から終了までの20年間にわたって収益化されている。

（市資料より作成）

しかし、当該取引は同権利と消化設備を等価として、資産同士を交換したものであり、地方公営企業会計の理論上、上記の会計処理のように取引から収益が認識されることはない。

また、前受収益という勘定科目は、「一定の契約に従い、継続して役務を提供する場合に、未だ提供していない役務に対し支払われた対価」と定義されており、当該取引のように資産同士の等価交換という契約中に、別途、市が事業者に対し継続して何らかの役務を提供する義務を負っている場合には、採用できる勘定科目と考えられるが、契約書上に市による継続的な役務提供義務は確認できなかった。

以上より、下水道総務課が行った上記の会計処理は誤っていると判断する。なお、下水道総務課からは、契約締結時点では消化設備を交換により受け入れることを認識できておらず、工事完了後、資産の受け入れを行った平成30年度決算作業時にその存在を把握したため、上記の会計処理を行ったとの回答を得た。また、この処理について参考にした規則や通知、他市事例等はないとの回答も得た。

### 【問題の根本原因】

会計処理を担当する下水道総務課が、このような非通例的かつ重要な契約を締結時点で認識できていなかったことが問題の根本原因である。

### 【結果（指摘）：法規性（違反行為）】

上記の交換取引に関する会計処理は、資産同士の等価交換として行う会計処理ではなく、少なくとも前受収益という勘定科目の定義に合致し

ない取引について使用している事から会計理論的に誤っており、適切に修正されなければならない。その方法及び処理については専門家の見解を踏まえて実施する必要がある。

#### 【結果（意見）：有効性】

非通例的かつ重要な契約等により行われる取引や一般的な会計理論、会計処理等について助言、指導する専門家が存在しないために、重大な誤りを見逃してしまう状況は、下水道事業の会計事務、決算事務等の有効性にも影響を与える問題である。

今後は、地方公営企業会計に精通し、会計実務に長けた専門家による助言、指導を受け、適切な会計処理と決算業務ができるように改善を図っていただきたい。

### ③貸倒引当金について（意見）

#### 【事実の概要】

令和 6 年度の決算書類を確認したところ、貸倒引当金の計算は次のような方法によって行われていた。

（算定方法）

貸倒実績率	当年度を最終年度とする算定期間を含むそれ以前の 2～3 算定期間に係る貸倒実績率の平均値を使用する。つまり、過去の債権について平均回収期間における貸倒実績率を算出し、当年度で終了する過年度債権から 3 か年分を平均することとする。
平均回収期間	債権の消滅時効は 5 年。時効が来る少し前に催告書を送っているため、時効が 6 か月延長され、実質的な時効までの期間は 5 年 6 か月。年度で言えば、調定年度から 6 年後の会計年度までが消滅時効の期間となるため、6 年を平均回収期間とする。

（市資料より作成）

上記の方法に基づいて、下水道使用料債権と受益者負担金債権に対する貸倒引当金は以下のように計算されている。

(下水道使用料債権に対する貸倒引当金)

年 度	新規調定額 (千円)	不納欠損額 (6 か年)		貸倒実績率 (6 か年)
		対象年度	合計額 (千円)	
平成 28	7,280,811	平成 29～令和 4	26,365	0.36%
平成 29	7,393,843	平成 30～令和 5	26,834	0.36%
平成 30	7,493,036	令和元～令和 6	28,115	0.38%
令和元	7,560,909	令和 2～令和 6	21,161	—
令和 2	8,011,679	令和 3～令和 6	455	—
令和 3	8,403,127	令和 4～令和 6	—	—
令和 4	8,347,145	令和 5～令和 6	16	—
令和 5	8,353,553	令和 6	—	—
令和 6	8,464,276	—	—	—

(金額単位：千円)

A	対象調定総額 (令和元～6 年度新規調定額合計)	49,140,691
B	貸倒実績率 (平成 28～30 年度の平均)	0.37%
C	貸倒済額 (令和元～6 年度不納欠損額合計)	21,632
D	貸倒引当金 (A×B-C)	160,187

(市資料より作成)

(受益者負担金債権に対する貸倒引当金)

年 度	新規調定額 (千円)	不納欠損額 (6 か年)		貸倒実績率 (6 か年)
		対象年度	合計額 (千円)	
平成 28	96,220	平成 29～令和 4	835	0.87%
平成 29	44,053	平成 30～令和 5	920	2.09%
平成 30	117,611	令和元～令和 6	719	0.61%
令和元	94,836	令和 2～令和 6	171	—
令和 2	96,971	令和 3～令和 6	—	—
令和 3	59,351	令和 4～令和 6	—	—
令和 4	69,788	令和 5～令和 6	—	—
令和 5	50,111	令和 6	—	—
令和 6	34,634	—	—	—

(金額単位：千円)

A	対象調定総額 (令和元～6 年度新規調定額合計)	405,693
B	貸倒実績率 (平成 28～30 年度の平均)	1.19%

C	貸倒済額（令和元～6年度不納欠損額合計）	171
D	貸倒引当金（A×B－C）	4,656

（市資料より作成）

貸倒引当金は、債権の将来の不納欠損による損失に備えるために貸倒実績率等により回収不能見込額を計上する引当金である。従って、貸倒実績率の算定は新規調定額を基礎にするのではなく、各年度末の収入未済額を基礎にして不納欠損額の割合を算定して求められるべきである。

そこで上記のように新規調定額を基礎としている点について下水道総務課にその理由を質問したところ、「平成 30 年度より企業会計になったため、過去の貸倒実績率の算出に当たり、特別会計であった年度の 3 月末時点の債権残高の算出が行えないため、同一の方法で貸倒実績率を算定する都合上、新規調定額を基礎としている」との回答を得た。

確かに、特別会計であった過年度の 3 月末時点における債権残高を算出する事は不可能であり、新規調定額を基礎としたことは理解できるが、企業会計を適用して既に 7 年度を経過しており、過年度の 3 月末時点の債権残高は把握できるようになっていることから、上記の算定方法による場合、令和 8 年度より 3 月末の債権残高を基礎として貸倒実績率を計算することが可能となるはずである。

上表を見ると分かるが、現在採用している新規調定額を基礎とした貸倒引当金は、過年度の不納欠損合計額よりも多く、将来の不納欠損による損失に備える額としては若干過剰な引当額になっているとも言える。債権残高を基礎とした貸倒引当金は、基礎資料が無いため本監査では確認できていないが、新規調定額を基礎とした場合よりも過年度の不納欠損実績額と比較してより精緻な見積額になる可能性がある。

なお、企業会計における貸倒引当金は、債権をまずその性質に応じて一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分し、回収不能見込額を見積もることで算定するのが一般的であるが、下水道使用料、受益者負担金の債権については、相手方の現状や財務内容を把握する事は実務上困難であるため、債権の区分は行わず債権全体に貸倒実績率を乗じて引当額を計上する方法を採用しているという回答を得た。

また、下水道事業における債権には、上記の他に水洗便所化改造工事資金貸付金（貸借対照表上は長期貸付金 8,102 千円、短期貸付金 9,523 千円で表記）があるが、当該貸付金に係る貸倒引当金の算定資料は確認できなかった。当該貸付金も各年度末に一定額の収入未済額があり、過年度において不納欠損処理をした金額もあることから、少額と予想されるものの本来は貸倒引当金を算定し計上する必要がある。

### 【結果（意見）：有効性】

貸倒引当金は、債権の将来の不納欠損による損失に備えるために計上するものであり、貸倒実績率の算定基礎としては各年度の新規調定額ではなく3月末時点の債権残高を用いるのが望ましい。企業会計への移行から既に7年度経過しており、現状の算定方法における9年度分の算定期間が成立する令和8年度からは債権残高を基礎として貸倒実績率を算定して貸倒引当金を計上して頂きたい。

また、水洗便所化改造工事資金貸付金に対する貸倒引当金も、少額と予想されるものの理論上は算定すべきなので、今後は算定資料を整備して適切に計上して頂きたい。

## ③下水道使用料の収益計上時期について（意見）

### 【事実の概要】

市は、下水道使用料の収益認識基準として調定日基準を採用している。企業会計における収益認識基準としては、上場企業等が適用する「収益認識に関する会計基準」等があるが、上場企業等ではない企業は、いわゆる実現主義による収益認識が採用されている。

下水道事業は、使用者の各家庭に設置されたメーター等の数値を計測することにより使用料が算出され請求される仕組みとなっており、そのような事業体には、実現主義の原則のもと、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として、検針日に収益を認識する「検針日基準」が認められている。

市は検針により下水道使用料を算出しているが、実際にこの使用料を収益として認識するのは検針日の翌月月初に行う調定時点としている。従って、収益認識基準は検針日基準ではなく、実質的に調定日基準となっている。具体的な例を示すと、4月に検針した下水道使用料は5月に調定され収益として認識されることになる。

ここで問題となるのは、当年度の決算において3月に検針した下水道使用料の収益認識が翌年度4月の収益として認識されるという点である。逆に4月に調定して認識した下水道使用料は前年度の3月に検針された使用料となっている。このように4月に認識した下水道使用料は前年度の収益であり、3月に検針した下水道使用料は翌年度の収益となってしまうことから、企業会計の大前提である適正な期間損益が計算されないという問題が存在している。

令和6年度を例にすると、令和6年4月1日に認識した下水道使用料は590,663千円、令和7年度4月1日に認識した下水道使用料は579,338

千円であり、本来、前者は令和5年度の収益、後者は令和6年度の収益として認識すべきものであった。

下水道総務課からは、このような収益認識を行う理由として次の回答を得た。

(下水道総務課の回答)

千葉県企業局の水道料金システムでは実務上、令和7年3月の調定総額を把握できるのは令和7年4月となっている。加えて、習志野市給水区域では令和7年3月検針分については、水道情報を習志野市企業局から提供を受けるのが令和7年4月となっている。

つまり、下水道事業では検針業務を市では行っておらず、検針月においては収益を認識できず、翌月になって初めて収益を認識できる状況であることから、検針日基準ではなく、実際の収益を認識する月に調定を行っている。

地方公営企業法施行令第10条において「主たる収益及び附帯収益については、これを調査決定した日の属する年度」とされており、市としては、この規定に基づき、実際に収益を認識できる月に調定を行い、収益として認識をしている。

また、下水道総務課からは、次の情報を根拠にこのような収益認識を採用しているとの回答を得た。

【質疑応答 公営企業実務提要 地方公営企業制度研究会編集】

主たる収益の所属年度の区分について  
問

施行令第10条本文の規定中の調査決定した日とは、水道事業の給水収益の場合にあっては、例えば使用水量の点検を月の一日から末日までに行い、これにより使用水量とこれに対する料金額とを徴収簿へ記載するほか、納額告知書を発行するのが点検の終了した月の翌月のときはこれらの料金決定に至る事務的処理を完了した日をいうものであると解すべきであると思うがどうか。

なお、調査決定の日が、使用水量の点検した日の属する翌月に発生する収益として計上するため、一カ年分の費用は四月から翌年の三月までであるのに対し、給水収益は三月から翌年の二月までの使用水量に対するものとなり、一カ月のずれが生ずることになるが、実際に企業が年々継続して経営される限りにおいてはやむを得ないものとする。

答

お見込みのとおり。

この質疑応答における問答は、別途、下水道総務課から追加提出された「地方公営企業実務ハンドブック 地方公営企業研究会編集」において、行政事例（昭和 33 年 3 月 10 日自丁理発第 8 号福島市長あて、理財課長回答）として掲載されている内容と同一であった。

この問答の趣旨と理由を確認するため、上記の地方公営企業制度研究会及び地方公営企業研究会の連絡先を同課が調べたが最終的に確認する事はできず、本監査においてこれらが収益認識の根拠として適切であるかどうか判断できなかった。

一方で、地方公営企業の会計処理については、地方公営企業法施行令及び地方公営企業法施行規則に従う必要があることから、同施行令等における収益認識に関する規定を確認したところ、同施行令に次の規定がある事が確認できた。下水道総務課による回答においても、同施行令第 10 条本文が根拠とされている。

#### 【地方公営企業法施行令】

（収益の年度所属区分）

第十条 地方公営企業の収益の年度所属は、左に掲げる区分による。

一 主たる収益及び附帯収益については、これを調査決定した日の属する年度。但し、これにより難い場合においては、その原因である事実の存した期間の属する年度

二及び三 省略

また、この定めを補足する情報として、次の見解が確認されている。

#### 【令和 6 年度公営企業の経理の手引 地方公営企業制度研究会編 233 ページ】

ロ 公営企業における収益の実現

公営企業において収益が実現したものとして計上される時点については、その収益の性質によって一定していないが、主なものは、次に掲げるところによる。

（イ）省略

（ロ）主たる収益及び附帯収益であっても、調定の時点をもって収益が実現したものとみられない場合もある。調定はあくまで公営企業内部の手続であるから、明らかに収益が実現したものとみら

れる時点と、調定を行った時点が異なることにより、その年度の収益の額を把握するのに影響を与えるようなときは、調定のかかかわらず、収益発生の原因である事実の存した期間において実現したものとして、その年度の収益に計上する（令第10条第1号ただし書）。

この地方公営企業法施行令第10条第1号但し書きと公営企業の経理の手引きを見る限り、質疑応答の問答において「やむを得ないもの」として許容されている実務的処理は、公営企業の収益帰属期間の正確性を図るうえで容認しがたい処理であると考えられる。

少なくとも問答では「やむを得ないもの」とされている以上、企業会計の観点から適切な処理とは言えない方法であるという事は明らかである。

#### 【結果（意見）：有効性】

下水道使用料の収益認識基準は法令等で明確な定めがないため、問答で「やむを得ないもの」として許容されている実務的処理が行われているが、そもそも企業会計の収益認識に調定日基準というものは無く、本来は検針日基準によって収益を認識すべきであると考えられる。

そのような解釈は、地方公営企業法施行令第10条第1号但し書き等からも読み取れる。つまり、同但し書きでは、調定日の属する年度に収益を認識する実務を認める一方で、明らかに収益が実現したものとみられる時点と調定を行った時点が異なり収益の帰属年度が違ってしまう場合には、収益発生の原因である事実の存した期間において実現したものとして、その年度の収益に計上することが求められているのである。

実務上は、調定日基準で認識する方法を継続する一方で、年度の決算作業時に、翌年度の4月1日に調定された下水道使用料を決算整理仕訳によって当年度の収益として取り込む処理をすれば理論的には検針日基準による収益認識をした決算書に置き換わると考えられる。調定手続の見直しや大規模なシステム改修を要するものではないことから、より正確な期間損益計算を表す損益計算書を作成するために、このような実務的対応を検討して頂きたい。

### ③③受益者負担金の分割納付及び徴収猶予の会計処理について（意見）

#### 【事実の概要】

受益者負担金は、下水道が整備されることによって便益を受ける受益者が事業費の一部を負担するものである。この負担金は、下水道が整備さ

れた区域に対して翌年度に賦課され、総額を3年に分割して、1年を4期に分けて納付することになる。受益者負担金の額は、船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第5条により算定された額となる。

受益者負担金は同条例施行規則第8条による申請に基づき徴収が猶予される。令和6年度末における徴収猶予者は14名で猶予額総額は3,586千円となっていた。この金額が貸借対照表に計上されているかどうかを確認したところ、下水道総務課は総務省が公表している次のQ&A集を根拠に貸借対照表に計上していない事が判明した。なお、上記金額の他にQ&A集に従い、分割納付のため未請求となっている額、つまり未調定額があり、徴収猶予と合算すると令和6年度末で2,600件、総額9,594千円の受益者負担金が貸借対照表に未収金として計上されていない。

【公営企業会計適用後の会計業務に関するQ&A集 No.115】

(質問)

5年分割納付の受益者負担金の会計処理の方法を教えてください。

(回答)

請求書発行時に未収金として計上していくべきと考えます。

賦課時に一括して未収金を計上する方法の場合、請求を行っていない未収金が計上され、賦課年度で全額回収されるかどうかは不明確となります。

回収可能性の不明確な未収金を計上することは、会計上、将来の損失を計上する可能性が高まります。そのため請求書発行時各年度に未収金を計上すべきと考えられます。

この回答には、回収可能性の不明確な未収金を計上しない、つまり収益を計上しないという考え方が根底にある。この考え方は上場企業等に適用される「収益認識に関する会計基準」に見られる考え方である。しかし、上場企業等ではない地方公営企業にこの会計基準は適用されないため、回収可能性のレベルによって債権を認識する、しないという判断はせず、いわゆる収益認識基準である実現主義に従い収益と債権が計上され、債権の回収可能性の問題は、別途、貸倒引当金の計上によって手当されるというのが一般的な会計処理である。

地方公営企業に「収益認識に関する会計基準」を積極的に適用する事は求められていないことから、このQ&A集を公表している総務省に回答の趣旨を確認したところ、このQ&A集は全国の公営企業と公認会計士等の専門家とのやり取りを収集し整理したものであり、回答は各公営企業が会計処理を行うに当たっての参考にするべき一見解という位置付けである

との回答を得た。また、公営企業における会計処理は、各公営企業における会計規程等に基づき、各公営企業の判断によって行われるとの回答も得たが、市において受益者負担金に関する個別の会計処理を定めた規定は存在しておらず、実務上はこの Q&A 集の回答を参照せざるを得ない状況である。

なお、未調定債権は、船橋市予算会計規則第 78 条による未調定債権管理簿の整理が求められるが、下水道総務課からはこの受益者負担金に関する当該管理簿の整理は不要との回答を得た。

### 【結果（意見）：有効性】

本監査では総務省から回答の趣旨を確認できなかったが、下水道総務課が Q&A 集の回答に従い、未請求の受益者負担金の収益を認識せず債権である未収金 9,594 千円を貸借対照表に計上していないことから、このような処理はやむを得ないと考える。

しかし、下水道使用料の未収入金や水洗便所化改造工事資金貸付金は、債権の回収可能性とは関係なく貸借対照表に計上されており、受益者負担金のみ別の会計処理を行う合理的な理由はないことから、会計理論の一貫性を保つために受益者負担金についても未請求分を含む収益及び未収入金の計上を要望する。なお、未収入金の回収可能性については別途、貸倒引当金の計上により検討して頂きたい。

## ③④オペレーティング・リース取引未経過リース料の注記について（意見）

### 【事実の概要】

西浦下水処理場及び高瀬下水処理場では、消化ガスを利用した発電事業が行われており、いずれも行政財産使用許可書に従い、次の内容で事業者土地等の使用を許可し使用料を徴収している。

#### 西浦下水処理場

事業者	使用許可対象	使用許可期間	使用料年額
船橋バイオマ スエナジー株 式会社	下水処理施設 内の土地の一 部、ケーブル、 電柱	令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日	1,242 千円

## 高瀬下水処理場

事業者	使用許可対象	使用許可期間	使用料年額
月島 JFE アクアソリューション株式会社	下水処理施設内の土地の一部、ケーブル、電柱	令和7年4月1日～令和10年3月31日	2,115千円

この発電事業は、市と事業者の間で締結された事業契約書に基づき重要な設備が設置され長期間にわたって実施されるとともに、使用期間満了時には行政財産使用許可書に基づき事業者の負担で原状の回復と返還が求められている。また事業契約書に基づき、契約期間中に事業者側の事由で契約解除となった場合は、事業者が多額の違約金を市に支払う場合もある。

リース取引には、一般的なリース契約だけでなく不動産賃貸借契約も含まれ、かつ借手側・貸手側両方の立場での取引が対象となる。上記のような前提で土地等の不動産が使用される場合、市は事業者との間で実質的に解約不能のオペレーティング・リース取引の貸手側になる可能性が高いと考えられる。

解約不能のオペレーティング・リース取引は年度末における未経過リース料を決算書類の「財務諸表に対する注記」に記載しなければならない。しかし、令和6年度の財務諸表に対する注記に解約不能のオペレーティング・リース取引に係る未経過リース料は記載されていない。この点について下水道総務課に質問したところ、消化ガス発電施設の土地に関しては、下水道施設課にて行政財産使用許可を行っており、リース契約に該当しないとの回答を得た。

### 【結果（意見）：有効性】

消化ガスを利用した発電事業については、事業者に対し土地を主たる使用許可資産とした、実質的に解約不能のオペレーティング・リース取引を契約していると考えられる。しかし、市はこのような認識が無く、決算においてこの発電事業についてリース取引の観点に基づく検討資料を作成していない。

契約内容等を踏まえると、西浦下水処理場と高瀬下水処理場の発電事業に係る不動産等使用許可は、解約不能のオペレーティング・リース取引に該当する蓋然性が高く、決算書類の財務諸表に対する注記にその未経過リース料を注記する必要があったと推定される。

繰り返しになるが、リース取引とは、一般的なリース契約だけでなく不動産賃貸借契約も含まれ、かつ借手側・貸手側両方の立場での取引が対象となる。特に行政財産を使用許可した資産等については、この発電事業だけでなく貸手側のオペレーティング・リース取引に該当する契約が存在している可能性があるため、検討対象を網羅的に把握したうえでリース会計基準に準拠した会計処理等を実施して頂きたい。

### ③⑤重要な後発事象の注記について（意見）

#### 【事実の概要】

地方公営企業法施行規則では、次のとおり、決算書類の財務諸表に対する注記に重要な後発事象に関する注記を記載する必要がある。

#### 【地方公営企業法施行規則】

（注記の区分）

第三十五条 会計に関する書類（法第二十五条の予算に関する説明書並びに法第三十条第九項の決算について作成すべき書類、同条第一項の決算に併せて提出しなければならない書類及び同条第六項の決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類をいう。以下同じ。）には、次の各号に規定する事項のうちそれぞれ関係するものを注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならない。

一～六 省略

七 重要な後発事象に関する注記

八 その他の注記

（重要な後発事象に関する注記）

第四十三条 重要な後発事象に関する注記は、当該事業年度の末日の翌日以後において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象に関する事項とする。

また、重要な後発事象の具体的な例としては、次のような事象が考えられ、その注記方法も示されている。（令和6年度公営企業の経理の手引 地方公営企業制度研究会編 497 ページより）

- i) 地方公営企業の主要な業務の改廃
- ii) 国又は他の会計からの財源措置の重大な変更
- iii) 火災、出水等による重大な損害の発生

令和 6 年度の財務諸表に対する注記には重要な後発事象に関する注記は無いが、無いと判断した根拠資料を下水道総務課に求めたところ、上記の事象等が無い事を確認しているものの、そのように判断した根拠資料は無いという回答を得た。

本来、重要な後発事象については、該当事項の有無について下水道部各課に照会し、その結果を集約したうえで注記の要否を決定しなければならない。例えば、下水処理場の施設が災害等により物理的に破損したり機能を停止せざるを得なくなった場合には、所管課である下水道施設課から具体的な内容や翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に与える影響等の報告を受け、その重要性の程度に応じて注記の要否を判断しなければならない。仮に八潮市で発生した下水道管の破損事故のような事象が事業年度の末日の翌日以後に発生した場合は、重要な後発事象に関する注記に該当すると考えられる。

なお、企業会計では、決算日後に発生した会計事象ではあるが、その実質的な原因が決算日現在において既に存在しており、決算日現在の状況に関連する会計上の判断ないし見積りをする上で追加的ないしより客観的な証拠を提供するものとして考慮しなければならない「修正後発事象」と、決算日後において発生し、当該事業年度の財務諸表には影響を及ぼさないが、翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼす「開示後発事象」がある。上記の地方公営企業法施行規則では「開示後発事象」のみが明示されているが、決算を行う上では当然に「修正後発事象」も加味する必要がある。各課から集計した結果に後発事象がある場合は、それが「修正後発事象」に該当するか、「開示後発事象」に該当するかを見極めなければならない。

#### **【結果（意見）：有効性】**

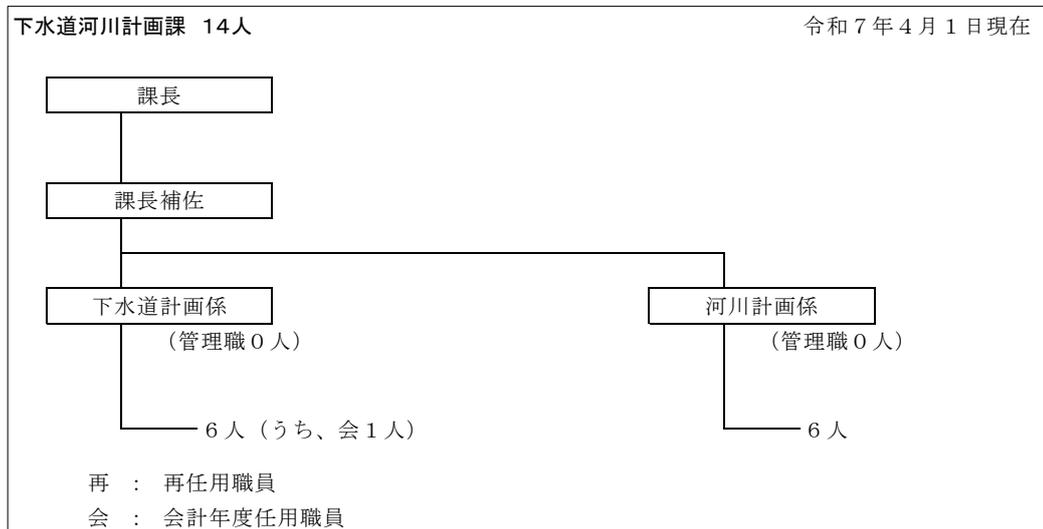
地方公営企業法施行規則に規定する重要な後発事象に関する注記について、令和 6 年度については下水道総務課の回答に依拠し、該当事項は無いと解釈するが、今後は該当事項の有無と重要か否かの判断過程及び結果が客観的に確認できるように、根拠資料を作成し説明ができるようにしていただきたい。

#### 4. 下水道河川計画課

##### (1) 概要

##### ①組織図及び人員配置（令和7年4月1日現在）

【図表 20 下水道河川計画課の組織図】



(市資料より)

##### ②分掌事務・事務分担（令和7年4月1日現在）

##### i) 分掌事務

- (1) 公共下水道等の計画、調査及び事業認可に関すること。
- (2) 流域関連公共下水道の計画、調査及び事業認可に関すること。
- (3) 河川及び排水路の計画、調査及び事業認可に関すること。
- (4) 雨水対策の計画、調査及び事業認可に関すること。
- (5) 港湾等の負担金（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。

(注) 下線部分は一般会計の分掌事務である。

(市資料より)

##### ii) 事務分担

係・班等名	職名	職種	事務分担
	課長	土木	課内事務の統括
	課長補佐	土木	課長の補佐
下水道計画係	主査	土木	下水道計画係長、公共下水道（污水）の調査、計画、認可

係・班等名	職名	職種	事務分担
下水道計画係	主任技師	土木	公共下水道（汚水）の調査、計画、認可
下水道計画係	主任技師	土木	公共下水道（汚水）の調査、計画、認可
下水道計画係	主任技師	土木	公共下水道（汚水）の調査、計画、認可
下水道計画係	主任技師	土木	公共下水道（汚水）の調査、計画、認可
河川計画係	主査	土木	河川計画係長、公共下水道（雨水）及び河川の調査、計画、認可、港湾等の負担金、庶務
河川計画係	副主査	一般事務	庶務
河川計画係	主任技師	土木	公共下水道（雨水）及び河川の調査、計画、認可、港湾等の負担金、庶務
河川計画係	主任技師	土木	公共下水道（雨水）及び河川の調査、計画、認可
河川計画係	技師	土木	公共下水道（雨水）及び河川の調査、計画、認可
河川計画係	技師	土木	公共下水道（雨水）及び河川の調査、計画、認可

(市資料より)

### ③情報システム等の概要（令和7年4月1日現在）

該当なし

## (2) 結果

### ①ウォーターPPPに対する今後の方針について（意見）

#### 【事実の概要】

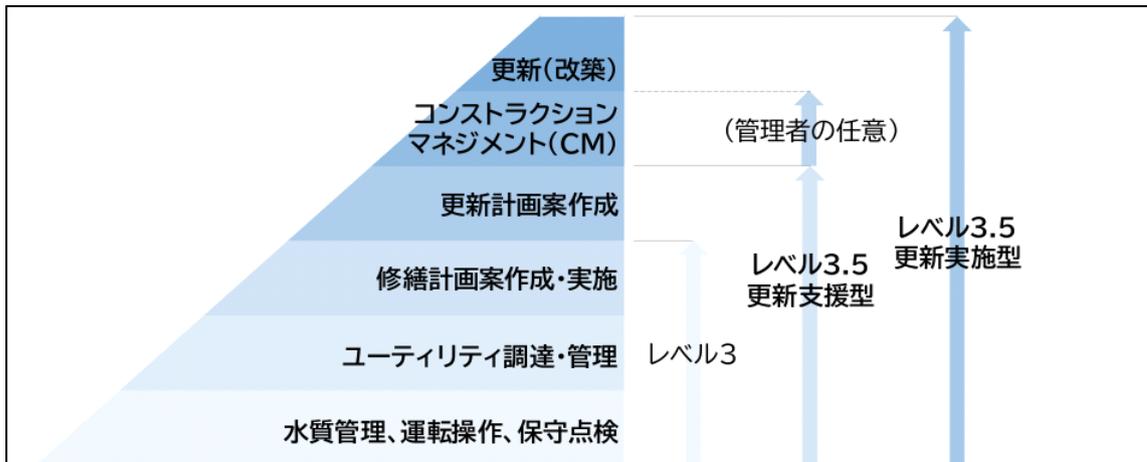
内閣府が公表した「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和5年改定版)」では、汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路、重要物流道路の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化することとされている。これを踏まえ、市はウォーターPPPの導入について検討を始めている。

千葉県内では、市の他に千葉市、佐倉市がその導入可能性調査に着手しており、柏市は令和6年度に国土交通省の「令和6年度下水道分野のウォーターPPPガイドライン策定等業務においてフィールド都市に選ばれ、導入に向けた検討が行われている。同市は令和7年8月に「柏市ウォーターPPP(管理・更新一体マネジメント)事業実施方針(案)」を公表しており、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の導入を検討している。

管理・更新一体マネジメントの趣旨は、同一の対象施設に維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた更新(改築)に関係する業務範囲が設定されることで、維持管理上の気付き等を更新計画案の作成に反映し、これに基づく改築の結果、より効率的・効果的な維持管理を期待できるといった、維持管理と改築を一体的に最適化することである。なお、維持管理と更新を一体的に実施する場合を「更新実施型」、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメントにより地方公共団体の更新を支援する場合を「更新支援型」と言う。柏市では下水道の管路に関する事業方式は更新実施型、施設に関する事業方式は更新支援型を想定している。

令和7年4月に国土交通省が公表した、下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版(以下「ガイドライン第2.0版」という。)では、更新支援型と更新実施型の関係を次のように図示している。

【図表 21 更新実施型と更新支援型のイメージ】



(出典：ガイドライン第 2.0 版)

またガイドライン第 2.0 版では、導入検討の進め方として次のようなポイントが解説されている。ウォーターPPP の導入を検討する際には、これらのポイントに関する明確な検討結果を残していく必要があるが、市は令和 6 年度において、ウォーターPPP の導入可能性調査業務を通じてこの検討を行っている事を確認した。

ポイント	解説の要約
対象施設・業務範囲の設定の考え方	少なくとも一つの処理区を選択し、その全ての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係する全ての業務を念頭に置いて、導入検討を開始する。
導入検討の流れ	レベル 3.5 の導入検討には、一定程度の期間が必要となる。 想定する事業開始や入札・公募開始の時期を考慮しながら、導入検討、入札・公募準備、入札・公募(受託者の選定)、契約締結・引継ぎ、事業開始の流れで進める。
ウォーターPPP による解決を期待する課題の確認	事業・経営の課題を確認し、ウォーターPPP により解決を期待する事項を整理する事が重要である。
少なくとも一つの処理区を選択	導入検討の開始に際し、全ての処理区、複数の処理区、一つの処理区のいずれかを選択する。

ポイント	解説の要約
対象施設・業務範囲の設定	<u>少なくとも一つの処理区の全ての施設等を設定する場合</u> 「少なくとも一つの処理区の全ての施設等を対象範囲に設定する事業期間10年の民間委託」として入札・公募を開始する場合、「客観的な事情」は不要である。
	<u>少なくとも一つの処理区の全ての施設等を設定しない場合</u> 入札・公募の開始（募集要項等の公表）時点で、対象施設・業務範囲の設定が「少なくとも一つの処理区の全ての施設等」ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある。

### 【結果（意見）：経済性・効率性・有効性】

下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、地方公共団体が事業の全ての役割を担っていくことには限界が生じ始めている。この認識に異論はないはずであるが、それを補完するために民間事業者へ安易に業務依存する事は事業のリスクを伴う可能性があるため、避けなければならない。

市が経営環境の厳しさを踏まえ、導入可能性調査において経済性、効率性、有効性について検討している点は下水道事業の事業継続性の観点から評価できる。今後もウォーターPPPの導入を先行検討している柏市などの先進事例を参考にして導入に係る業務を進めて頂きたい。

## ②時間外勤務の事後命令について（指摘）

### 【事実の概要】

時間外勤務の命令（申請に対する決裁）が、時間外勤務従事日発生の翌日以降にされている例が生じていた。

**【時間外勤務手当等の支給に関する規則】**

第 10 条 時間外勤務、時間外勤務代休時間の勤務、休日勤務及び正規の勤務時間中の午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間の勤務(以下「夜間勤務」という。)の命令及び確認並びに条例第 23 条第 3 項に規定する時間外勤務手当に係る勤務の確認は、時間外勤務等命令及び実績簿(第 1 号様式)により行う。ただし、市長が必要があると認めるときは、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関し支障のない範囲内で、当該様式を変更することができる。

上記第 10 条のただし書きについては、次の図表のように勤怠管理システムにおける申請等手続対応表が設けられ、同システム上で命令、確認が行われている。

**【図表 22 勤怠管理システムにおける申請等手続対応表】**

◆手当等（全職員共通）								
項番	休暇名等	詳細	システム			紙媒体の使用	紙申請の様式	備考
			システム対応	分類タブ	メニュー名			
1	時間外勤務	時間外勤務の命令及び確認	○	時間外等	時間外勤務・振替等命令（事前命令）および時間外勤務・振替等（実績入力）			

(市資料より作成)

この手続対応表において、時間外勤務の命令については「時間外勤務・振替等（事前命令）」とされている。

令和 6 年度下水道河川計画課において、1 か月の時間外勤務が 45 時間を超えて時間外勤務を行った職員 2 名を抽出し、時間外勤務の命令（申請及び決裁）の状況を確認した。

この結果、抽出した 2 名のうち、職員 1 名については、9 月の時間外勤務従事 17 日の全日について、勤怠システム上、事後命令となっていた。

また職員もう 1 名についても時間外勤務従事日 15 日のうち、14 日が事後命令となっていた。

**【問題の根本原因】**

時間外勤務は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、任命権者が命ずることができるものであり、口頭で事前承認していれば、システム

上は問題ないとの誤解があることが問題の根本原因である。

**【結果（指摘）：合規性（違反行為）】**

時間外勤務については、任命権者が事前命令するものであることから、時間外勤務の申請及びこれに対する命令は、時間外勤務に従事する前に行われなければならない。

**③時間外勤務の実績入力について（指摘・意見）**

**【事実の概要】**

上記②で抽出した職員 2 名の、勤怠管理システムへの時間外勤務実績入力及び実績の確認の状況は以下のとおりであった。

1 名については、抽出した 9 月の実績入力について、従事日 17 日のうち、2 日分まとめて実績入力されたことが 3 回、実績の確認については、3 日分まとめて確認されたことが 1 回、2 日分まとめて確認されたことが 3 回あった。

**【超過勤務適正管理基準】**

2 指針第 6 第 1 項に規定する時間を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合には、別紙様式 1（超過勤務時間延長承認の申請について）により、あらかじめ人事を主管する部長の承認を得ることとし、必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。ただし、災害等事態急迫のため、事前に申請する暇がない場合には、事後に遅滞なく申請するものとする。

（注）上記の指針とは「超過勤務の縮減に関する指針」を指す。また、第 6 条第 1 項に規定する時間とは、1 月 45 時間である。

**【問題の根本原因】**

時間外勤務の実績入力及びこれに対する確認をまとめて行うやり方が常態化している事が問題の根本原因である。

**【結果（指摘）：合規性（不当行為）】**

「超過勤務適正管理基準」の規程 2 によれば「指針第 6 第 1 項に規定する時間を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合には、別紙様式 1（超過勤務時間延長承認の申請について）により、あらかじめ人事を主管する部長の承認を得ることとし、必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。」とされているところ、実績入力がまとめてなされた場合、時間外勤務の累積時間が 45 時間を超えそうかどうかを月中において任命権者が判断でき

ない場合が生じる。このため時間外勤務の実績入力に従事日発生の都度、なされるべきである。

**【結果（意見）：効率性】**

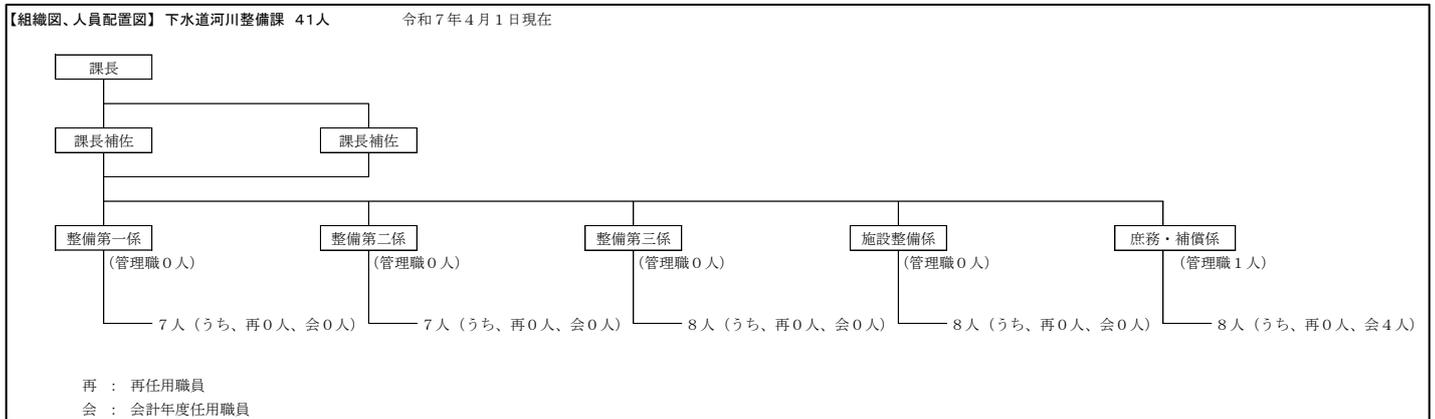
特定の職員に業務が偏ることで業務遂行に支障や遅延が生じてしまう可能性がある事から、各職員の時間外勤務の状況は適示に把握されなければならない。超過勤務適正管理基準による超過時間管理は、職員の業務負荷や担当の偏りを把握するうえで重要な事務であり、その結果を踏まえて業務内容の精査又は担当の見直しを行い事務の効率化を図っていただきたい。

## 5. 下水道河川整備課

### (1) 概要

#### ①組織図及び人員配置（令和7年4月1日現在）

【図表 23 下水道河川整備課の組織図】



(市資料より)

#### ②分掌事務・事務分担（令和7年4月1日現在）

##### i) 分掌事務

- (1) 公共下水道及び河川の設計及び工事監理に関すること。
- (2) 土地の取得等に関すること。
- (3) 雨水の流出抑制対策事業に関すること。

##### ii) 事務分担

係・班等名	職名	職種	事務分担
	課長	土木	課内事務の掌理
	課長補佐	土木	課長の補佐（整備第一・二・三係担当）
	課長補佐	土木	課長の補佐（施設整備係・庶務補償係担当）
庶務補償係	副主幹	一般事務	庶務補償係長、係の統括、庶務・用地及び補償
施設整備係	主査	機械	下水処理場・ポンプ場の計画設計及び工事監理
整備第三係	主査	土木	公共下水道の設計及び工事監理
整備第二係	主査	土木	公共下水道の設計及び工事監理
施設整備係	主査	電気	施設整備係長、係の統括
整備第二係	主査	土木	整備第二係長、係の統括

係・班等名	職名	職種	事務分担
整備第三係	主査	土木	整備第三係長、係の統括
整備第一係	主査	土木	整備第一係長、係の統括
庶務補償係	副主査	一般事務	庶務
庶務補償係	副主査	一般事務	河川・排水路事業に係る用地取得等の事務、庶務
庶務補償係	主任主事	一般事務	河川・排水路事業に係る用地取得等の事務、庶務
整備第一係	副主査	土木	公共下水道、準用河川及び雨水流出抑制施設の設計及び工事監理
整備第一係	副主査	土木	公共下水道、準用河川及び雨水流出抑制施設の設計及び工事監理
整備第一係	主任技師	土木	公共下水道、準用河川及び雨水流出抑制施設の設計及び工事監理
整備第一係	技師	土木	公共下水道、準用河川及び雨水流出抑制施設の設計及び工事監理
整備第一係	技師	土木	公共下水道、準用河川及び雨水流出抑制施設の設計及び工事監理
整備第一係	技師	土木	公共下水道、準用河川及び雨水流出抑制施設の設計及び工事監理
整備第二係	副主査	土木	公共下水道の設計及び工事監理
整備第三係	副主査	土木	公共下水道・下水処理場・ポンプ場の計画設計及び工事監理
整備第二係	主任技師	土木	公共下水道の設計及び工事監理
整備第二係	主任技師	土木	公共下水道の設計及び工事監理
整備第二係	技師	土木	公共下水道の設計及び工事監理
整備第二係	技師	土木	公共下水道の設計及び工事監理
整備第三係	副主査	土木	公共下水道の設計及び工事監理
整備第三係	技師	土木	公共下水道の設計及び工事監理
整備第三係	技師	土木	公共下水道の設計及び工事監理
整備第三係	技師	土木	公共下水道の設計及び工事監理
施設整備係	副主査	建築	下水処理場・ポンプ場の計画設計及び工事監理・国庫補助金要望等事務
施設整備係	主任技師	建築	下水処理場・ポンプ場の計画設計及び工事監理・国庫補助金要望等事務
施設整備係	主任技師	機械	下水処理場・ポンプ場の計画設計及び工事

係・班等名	職名	職種	事務分担
			監理
施設整備係	主任技師	電気	下水処理場・ポンプ場の計画設計及び工事 監理
施設整備係	主任技師	機械	下水処理場・ポンプ場の計画設計及び工事 監理・国庫補助金要望等事務
施設整備係	技師	電気	下水処理場・ポンプ場の計画設計及び工事 監理・国庫補助金要望等事務
(派遣)	技師	土木	勤務地：富山県高岡市

### ③情報システム等の概要（令和7年4月1日現在）

該当なし

## (2) 結果

### ①示談及び訴訟の分析による事前調査の徹底について（意見）

#### 【事実の概要】

##### i) 示談について

次の工事は、A社が発注した過去の工事において残置した鋼矢板に推進工法による掘進機が衝突する事故が発生したことで施工不能となり、残置物撤去工事が必要となった。

工事名	臨海1号幹線管渠布設工事（その9）
工事場所	船橋市日の出2丁目6番3地先
工期	令和3年8月27日～令和4年7月29日まで

残置物撤去工事費用は10,970千円であったが、同社に損害賠償を求め訴訟を提起した場合、裁判に要する諸費用が発生するうえ、市側の事前調査不足の可能性が否定できず、一定の過失が認められることが想定されること、また、市の顧問弁護士から訴訟を提起しても裁判所から和解案を提示される可能性が高く、請求額満額が認められる可能性が低いという意見を受け、同社との示談により、示談金8,400千円を受領した。

##### ii) 訴訟について

次の工事は、i)と同じくA社が発注した過去の工事において残置した鋼矢板等にシールド工法による掘進機が衝突する事故が発生したことで施工不能となり、残置物撤去工事が必要となった。

工事名	上長津川1号線幹線管渠築造工事
工事場所	船橋市山手1丁目2番2地先
工期	令和2年8月25日～令和6年8月30日まで

残置物撤去工事に要した費用616,000千円（消費税等込）の負担については、これまで同社と協議を重ねていたが、令和7年5月1日に千葉地方裁判所に訴状が提出され、現在、同社と訴訟が行われている。

i)、ii) いずれも、過去の工事において残置した鋼矢板等に掘進機が衝突する事故が発生して施工不能となり、残置物撤去工事が必要となっている。

電気、上下水道、ガス、電話などは、道路法第32条に基づき道路管理者から占用許可を得て、道路の地下に電線、水道管、下水道管、ガス管、

電話線が敷設されている。下水道工事を行う際には、地下にこのような工事支障物件がないかどうかを調査し、敷設位置や工事のルートが選定されるが、全ての工事支障物件を調査することは不可能であり、工事発注前の設計委託時に敷設物を埋設した企業に対し地下埋設物情報を照会している。そして、工事着手前には工事図面とともに工事施工通知を相手企業に発出し、必要に応じて相手企業の現地立会も行われている。

このような対応が行われていても地下埋設物に掘進機が衝突する事故が発生してしまい、訴訟の提起にまで至る事例があることから、市は再発防止策の1つとして、照会対象企業への工事施工通知に、工事範囲内に埋設設置されている仮設物の資料がある場合はその提供を依頼する、という文章を追加した。ただし、これはあくまでも依頼であって強制力はなく、資料がない場合には市に十分な情報が提供されないことから、唯一かつ万全な再発防止策とまでは言えないと考えられる。

今後、訴訟において市側の過失と認定される点が明確になった場合は、工事着手前にその過失を防止する方法も明確になり、それが更なる再発防止策となる可能性があることから、判決の精緻な分析が求められる。

#### **【結果（意見）：経済性、効率性、有効性】**

地下埋設物への掘進機の衝突による事故はこれまで数回発生しており、今後、新たに発生する可能性もある。このような事故が発生すると、工事の工期が延長し、事業計画の進捗に影響が出るだけでなく、予定していない撤去工事費用や訴訟費用等の追加的なコストが発生するとともに、それらの事務に追われることによって下水道河川整備課の本来の業務の不効率も生じる可能性がある。従って、同様の事故が発生しないように十分な再発防止策を実行する必要がある。

今後、工事施工通知に基づき入手した仮設物の資料は必ず分析過程と結果を記録・保存し、施工に活用して工事を行う必要があると考える。また仮設物があっても資料が残っていない場合や、仮設物が残置されているかどうか分からない場合、属人的な対応を行わないために、市として対応マニュアル等を整備し、適切に運用していく必要があると考える。

また、このような対策を施してもなお、将来、事故が再発しないという保証はないため、事故発生時の損害を最小限に抑えるために、少なくとも市側が過失認定されるような不備を起こさないように適切な対策を取る必要があると考える。そのために、今後、訴訟の判決が確定した際に、過失認定を受けた市側の不備を特定するとともに、適切な再発防止策を考案し実行して頂きたい。

## ②契約単位について（意見）

### 【事実の概要】

下水道河川整備課では、入札における業務が、原則として年度内に完了する前提で、契約単位（発注規模）を設定する方針を採用している。

同課においては、路面復旧工事をエリアごとにまとめて効率的により少ない契約にまとめて発注している。また、管渠布設工事については原則として年度内に工事が完了できる範囲を発注ロットとしており、より少ない契約にまとめて発注している。下記のとおり、例えば、令和6年度において、路面復旧工事は6の契約に、管渠布設工事は14の契約に分けてそれぞれ発注をしている。

(単位：千円)

契約名	工期	発注額 (税込)
馬込地区路面復旧工事 (その4)	令和6年10月10日～ 令和7年1月27日	14,521
上山地区路面復旧工事 (その16)	令和6年7月25日～ 令和6年11月21日	18,909
金杉地区路面復旧工事 (その22)	令和6年8月7日～ 令和6年12月16日	30,993
金杉地区路面復旧工事 (その23)	令和6年12月18日～ 令和7年3月31日	24,676
前原地区路面復旧工事 (その57)	令和6年6月26日～ 令和6年10月23日	25,839
若松地区路面復旧工事 (その1)	令和6年12月18日～ 令和7年3月31日	29,113

(単位：千円)

契約名	工期	発注額 (税込)
藤原地区管渠布設工事 (その44)	令和6年9月4日～ 令和7年3月12日	56,182
藤原地区管渠布設工事 (その45)	令和6年6月26日～ 令和7年3月31日	104,837
藤原地区管渠布設工事 (その54)	令和6年6月28日～ 令和7年6月20日	118,641

契約名	工期	発注額 (税込)
藤原地区管渠布設工事 (その 62)	令和 7 年 2 月 19 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	46,933
藤原地区管渠布設工事 (その 67)	令和 6 年 6 月 28 日～ 令和 7 年 4 月 30 日	134,459
藤原地区管渠布設工事 (その 68)	令和 7 年 2 月 26 日～ 令和 7 年 12 月 15 日	75,765
藤原地区管渠布設工事 (その 69)	令和 7 年 2 月 19 日～ 令和 8 年 1 月 5 日	105,552
藤原地区管渠布設工事 (その 70)	令和 6 年 10 月 23 日～ 令和 7 年 7 月 31 日	87,845
藤原地区管渠布設工事 (その 71)	令和 6 年 8 月 6 日～ 令和 7 年 6 月 30 日	52,685
丸山地区管渠布設工事 (その 71)	令和 6 年 6 月 26 日～ 令和 7 年 3 月 19 日	63,909
丸山地区管渠布設工事 (その 75)	令和 6 年 7 月 31 日～ 令和 7 年 3 月 25 日	57,218
馬込地区管渠布設工事 (その 11)	令和 6 年 6 月 28 日～ 令和 7 年 5 月 30 日	126,045
馬込地区管渠布設工事 (その 15)	令和 6 年 6 月 26 日～ 令和 7 年 5 月 30 日	101,592
北谷津幹線管渠布設工事 (その 1)	令和 6 年 11 月 1 日～ 令和 8 年 1 月 30 日	312,180

しかし、契約単位（発注規模）の設定について、文書化された具体的・客観的な基準は存在しないため、このような契約単位が妥当であるかどうかを第三者が検証できない状況にある。

例えば、上記金杉地区路面復旧工事（その 22）（その 23）については、工期の重複がなく、一見すると契約を分割する理由及び合理性が第三者からは判断することができない。下水道河川整備課からは、「路面復旧工事は、市内業者の受注機会及び施工規模を勘案して発注している。また、本工事に関しては、工事場所が隣接することから、工期を重複することなく発注することで現場の混雑や交通規制等による地域への負担を極力少なくする工夫をしている。」との回答を得たが、市内業者の受注機会及び施工規模の勘案とは、入札の公平性、透明性、経済性といった目的とは必ずしも整合せず、2つの復旧工事として契約単位を設定する合理性は明確

であるとまでは言えない。また、現場の混雑や交通規制等による地域への負担を極力少なくする工夫も、観念的なものではなく契約単位を決定する際に考慮すべきチェックポイントとして明確となっているのであれば、その判断過程が可視化され第三者からも理解しやすいと考えられる。

なお、管渠布設工事を見ると、工期が令和6年度及び同7年度に跨り、年度中に完了していない工事があるが、下水道河川整備課からは、「これらは当初年度内に完了可能な範囲で発注したところ、支障となる事象が生じ止むを得ず令和7年度に跨って工期を延伸したものや、諸般の事情で発注時期が年度末近くになり、適正工期を確保するために令和7年度に跨る形で発注せざるを得なかった」との回答を得た。従って、原則として年度内に業務が完了するという前提が契約単位を設定する要素になると考えるが、工事内容が契約単位の設定にどのように考慮されるかが、第三者から見ると明確になっているとは言えないと考える。

下水道河川整備課からは、「契約単位は、金額、地域、適正工期、工事間調整等多岐にわたる工事特性を総合的に考慮して決定している」との回答を得ているが、これらの要素が契約単位決定プロセスで考慮された事が分かる情報又は根拠資料は確認できなかった。

### 【結果（意見）：経済性・効率性・公平性】

以下の理由により、基本的な契約単位について、合理的な基準を定め、文書化して明示することが望ましい。

#### 1. 公平性・透明性の確保

発注者の裁量で恣意的に分割したように見えると、特定業者の受注を容易にしたのではないかと疑念を持たれやすい。また「分割の方針」「単位の考え方」を示しておけば、入札参加者への説明責任を果たすことが可能となる。

#### 2. 経済性・効率性の確保

大規模一括発注にすると中小企業が参入できず競争性が下がる可能性があるが、一方で契約単位を細分化せず、可能な範囲で1つの契約単位に集約することで予定価格・契約額の総額が下がり経済性が高まると考えられる。

また、契約単位を細分化すると契約事務の作業量や管理コストが増え、全体調整が複雑になる等、事務の効率性が低下する恐れがある。

これらの観点を踏まえて、バランスの取れた合理的な基準を定めることが、契約事務の経済性・効率性向上にとって有用である。

また、契約単位の決定基準としては以下のようなものが考えられるので参考にしていただきたい。

1. 工種別分割

専門工事業者の参入を可能とし、競争性を高めるため、土木、建築、電気、設備等の主要工種ごとに区分する。

2. エリア別分割

地域業者の活用を図り、施工効率を高めるため、工事対象区域が広範囲に及ぶ場合、地域・路線・区画等に区分する。

3. 金額規模による分割

入札参加資格区分や予算執行の適正性を踏まえ、契約金額が過大にならないよう調整する。ただし、過度の細分化は管理負担が増大するため避ける。

### ③人材育成・技術承継策について（意見）

#### 【事実の概要】

下水道河川整備課の令和4年度から6年度における職員の年齢構成の推移は以下のとおりである。課全体の人数は漸減しており、特に30歳以上40歳未満の中堅職員の減少が顕著となっている。また、55歳以上の職員が増えており、全体に占める構成比が高まっている事が分かる。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
30歳未満	3人 (9.1%)	6人 (20.7%)	6人 (21.4%)
30歳以上40歳未満	12人 (36.4%)	7人 (24.1%)	4人 (14.3%)
40歳以上50歳未満	9人 (27.3%)	8人 (27.6%)	8人 (28.6%)
50歳以上55歳未満	5人 (15.2%)	3人 (10.3%)	3人 (10.7%)
55歳以上	4人 (12.1%)	5人 (17.2%)	7人 (25.0%)
合計	33人 (100%)	29人 (100%)	28人 (100%)

(注) カッコ内は構成比である。

(市資料より)

現在、下水道河川整備課では熟練技術者の不足が加速しており、新規応募者数が減少していることもあって、将来における技術者不足が懸念されている。上表のとおり、今後、55歳以上の職員が定年により退職し、30歳以上40歳未満の少数の職員が技術の中心を担う時代になった際には、この問題がより顕著にかつ深刻になる可能性がある。

この課題に対する具体的方策として、同課は毎年2名程度の職員を2

週間泊まり込みの地方共同法人日本下水道事業団の研修に参加させ育成を図っている。またインターン生の積極的受け入れ等による採用強化を図っており、令和7年度はインターン生4名の受け入れ実績がある。

**【結果（意見）：有効性】**

下水道河川整備課は、公共下水道の設計や工事管理といった下水道事業の根幹となる事務を所管する課であることから、人材育成及び技術承継は非常に重要な課題である。

上表のとおり、30歳以上40歳未満の職員数の減少は顕著であり、将来同課を支える人材の不足が懸念される。また、同課を支えてきた55歳以上の熟練技術者が今後退職した際に、後任の職員に技術が十分に承継されない可能性もある。

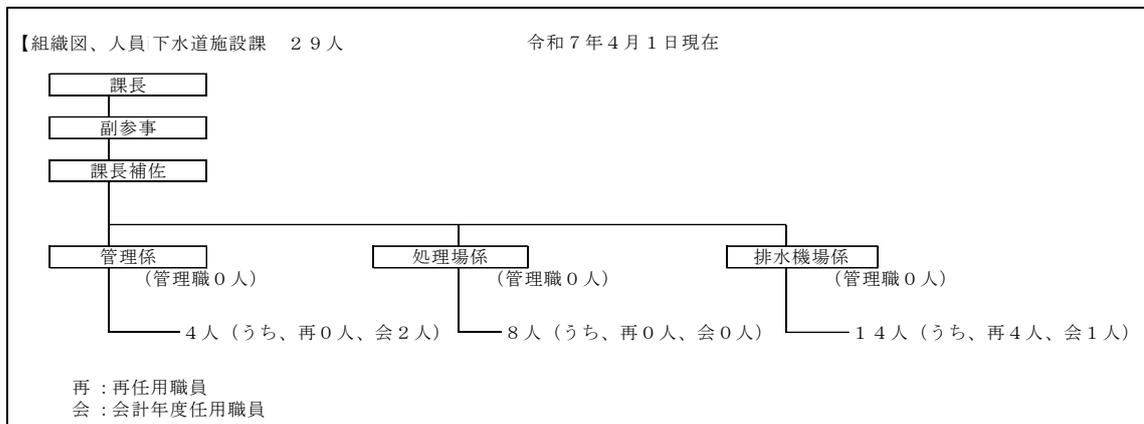
既に具体的方策を実行している状況にはあるが、引き続き、この人材育成と技術承継が重要な課題であるという認識を持ち、効果的な方策の実行を継続して頂きたい。

## 6. 下水道施設課

### (1) 概要

#### ①組織図及び人員配置（令和7年4月1日現在）

【図表 24 下水道施設課の組織図】



(市資料より)

#### ②分掌事務・事務分担（令和7年4月1日現在）

##### i) 分掌事務

- (1) 排水機場の設計及び工事監理に関すること。
- (2) 汚水処理に関すること。
- (3) 下水処理場及びポンプ場の維持管理に関すること。
- (4) 排水機場及び水門の維持管理に関すること。
- (5) 雨量情報に関すること。

(注) 下線部分は一般会計の分掌事務である。

(市資料より)

##### ii) 事務分担

係・班等名	職名	職種	事務分担
	課長	機械	課内事務の総括、処理場総括安全衛生管理者
	副参事	一般事務	課長の補佐（主に管理）
	課長補佐	電気	課長の補佐 都疎浜ポンプ場電気主任技術者 処理場安全管理者
排水機場係	主査	機械	船橋排水機場勤務 排水機場、水門の維持管理業務、消耗品購入、維持管理報告書作成、安全衛生委員会事務局
排水機場係	主査	電気	排水機場係統括

係・班等名	職名	職種	事務分担
処理場係	主査	機械	西浦下水処理場勤務 西浦下水処理場及びポンプ場の維持管理、修繕・業務委託担当
処理場係	主査	化学	西浦下水処理場勤務 西浦下水処理場の水質管理及び維持管理、修繕・業務委託担当 労働安全衛生委員会事務局
管理係	主査	一般事務	管理係統括、予算・決算管理
処理場係	主査	機械	処理場係統括
管理係	主任主事	一般事務	予算執行、決算、入札執行、照会文書処理
処理場係	主査	電気	西浦下水処理場勤務 西浦下水処理場及びポンプ場の維持管理、修繕・業務委託担当 西浦下水処理場電気主任技術者
処理場係	主任技師	機械	高瀬・西浦下水処理場及びポンプ場の維持管理、修繕・業務委託担当
処理場係	主任技師	電気	高瀬・西浦下水処理場及びポンプ場の維持管理、修繕・業務委託担当
処理場係	主任技師	電気	高瀬・西浦下水処理場及びポンプ場の維持管理、修繕・業務委託担当 中山ポンプ場電気主任技術者
処理場係	技師 (1級)	電気	高瀬・西浦下水処理場及びポンプ場の維持管理、修繕・業務委託担当 労働安全衛生委員会事務局
排水機場係	副主査	電気	排水機場の維持管理、工事・修繕・業務委託担当
排水機場係	主任技師	機械	排水機場の維持管理、工事・修繕・業務委託担当 海老川排水機場の電気主任技術者
排水機場係	主任技師	機械	排水機場の維持管理、工事・修繕・業務委託担当
排水機場係	技師 (1級)	電気	排水機場の維持管理、工事・修繕・業務委託担当
排水機場係	副主査 (再短)	機械	船橋排水機場勤務 排水機場、水門の維持管理業務、消耗品購入、維持管理報告書作成
排水機場係	主任 技能員	一般 技能員	西浦下水処理場勤務 排水機場の維持管理、監視業務

係・班等名	職名	職種	事務分担
排水機場係	主任 技能員	一般 技能員	西浦下水処理場勤務 排水機場の維持管理、監視業務
排水機場係	主任 技能員	一般 技能員	船橋排水機場勤務 排水機場、水門の維持管理業務、監視業務
排水機場係	主任技能 員（再フ ル）	一般 技能員	西浦下水処理場勤務 排水機場の維持管理、監視業務
排水機場係	主任技能 員（再短）	一般 技能員	船橋排水機場勤務 排水機場、水門の維持管理業務、監視業務
排水機場係	主任技能 員（再短）	運転手	船橋排水機場勤務 排水機場、水門の維持管理業務、監視業務

（市資料より）

### ③情報システム等の概要（令和7年4月1日現在）

情報システム名	下水処理場ポンプ場管理システム
購入金額（消費税込）	—
導入年度	令和6年度（システム登録）
年間保守料又は使用料（消費税込）	1,158千円 （クラウド基盤使用料：令和7年度）
主な機能	工事情報登録、検索機能

（市資料より）

## (2) 結果

### ①アスベスト・土壌汚染・PCBについて（意見）

#### 【事実の概要】

下水道事業に関連して環境への影響を配慮すべき事項には、アスベスト、土壌汚染、PCBがある。これらの状況について確認した結果は次のとおりである。

#### i) アスベスト

アスベストとは石綿であり、その繊維が極めて細いため、飛散して人が吸入してしまう恐れがあるため、原則として製造等が禁止されている。アスベストは次のレベルに分類され、必要な対策が求められている。

作業レベル	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	石綿含有吹付材	石綿含有保温材 耐火被覆材、断熱材	その他の石綿含有建材（成形板等）
発塵性	著しく高い	高い	比較的低い
必要な対策	著しく発塵量が多い作業で、作業場所の隔離や高濃度の粉塵量に対応した防塵マスク、保護衣を適切に使用するなど、厳重な曝露防止対策が必要なレベル	比重が小さく、発塵しやすい製品の除去作業であり、レベル1に準じて高い曝露防止対策が必要なレベル	発塵性が比較的低い作業で、破碎、切断等の作業においては発塵を伴うため、湿式作業を原則とし、発塵レベルに応じた防塵マスクを必要とするレベル

（市資料より作成）

下水道事業において、現在認識されているアスベストの状況は次のとおりである。

施設名	建屋名・場所	レベル	対策等
西浦下水処理場	遮集ポンプ棟 電気室	レベル1 （ひる石吹付）	現在検討中の耐震補強工事の実施状況に合わせて、除去作業を実施する予定。

（市資料より）

このレベル 1 のアスベストを西浦下水処理場の現地視察で確認したところ次のような状況になっていた。

【写真 4 アスベストの現地写真】



(西浦下水処理場にて 令和 7 年 8 月 19 日撮影)

耐震補強工事は、現在、耐震診断を委託している段階であり、診断結果により令和 8 年度に工事実施設計を行い、令和 9 年度以降に実施される予定である。写真のとおり、遮集ポンプ棟の電気室内の内壁にアスベストを含有しており、現状では飛散していないが、今後、劣化により飛散する可能性もあるため、耐震補強工事に合わせて除去する予定である。なお、現時点においてアスベストの含有量は不明であり、処理費用の見積りは

できていない。下水道河川整備課は令和 8 年度における耐震補強の設計段階でアスベスト調査と除去費用を工事費用として積算する予定である。

また、レベル 3 については、各施設各所（外壁、石膏ボード等）にある可能性があるため、工事等により飛散させる可能性がある作業を行う場合には、アスベスト含有調査を行い、含有が確認された場合には、必要な処置を行い施工しているという回答を得た。そのため、レベル 1 のアスベストと同じく、現時点で含有量は不明であり、処理費用の見積りはできていない。

アスベストについては、その管理及び除去に細心の注意を払う必要があるほか、除去費用をどのように会計処理するかという問題がある。企業会計には、資産除去債務に関する会計基準があり、アスベストの除去費用は合理的に見積もる事が可能となった時点で負債として計上しなければならないとされている。合理的に見積もるには、含有量を基礎とした除去費用見積額と将来の除去の履行時期が予想できなければならない。

一方、地方公営企業会計の拠り所となる地方公営企業法施行令及び地方公営企業法施行規則では、この資産除去債務の適用について明確な定めがなく、また積極的な適用も求められていない。そのため、上記のアスベストの除去費用を会計上いつどのように認識すべきか、という問題が生じる。

## ii) 土壌汚染

土壌汚染の状況は、次のとおりである。この汚染の原因は自然由来と考えられている。

施設名	指定状況	特定有害物質名	対策等
高瀬下水処理場	有：形質変更時 要届出区域	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	・形質変更時の届出 ・高瀬下水処理場より土壌の持ち出しを行わない。

(市資料より)

高瀬下水処理場の敷地は土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域（埋立地管理区域）に指定されている。これは、平成 22 年 4 月に土壌汚染対策法が改正され、自然由来の砒素などについても一律汚染土として取り扱われることになり、高瀬下水処理場第 5 系列建設にあたり土壌調査をしたところ、砒素・ふっ素が検出されたことから、土壌対策汚染法に基づき区域の指定を受けるべく市が自主申告したことに由来する。なお、

この指定は健康被害が生ずる恐れがないとされているため、汚染の除去等の措置は必要ないという回答を得た。

土壌汚染は、土地の所有者が土地売却等の際に土壌の洗浄を行う義務が生じる事から、通常、その洗浄費用等が資産除去債務とされる。現状では健康被害が生ずる恐れがないが、将来、処理場の敷地の一部売却等があった場合にはこの洗浄費用等が発生する可能性がある。しかし、アスベストについて記載したとおり、この洗浄費用等を会計上どのように認識するかという点は明確となっていない。

### iii) PCB

PCBとは、Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、人工的に作られた主に油状の化学物質であり、様々な用途で利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。PCBはその毒性が明らかになり、確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特措法）が公布され、処理施設による処理が行われている。

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類される。下水道施設課からは、高濃度PCB（27個）は平成30年度に全て廃棄済みとなっており、低濃度PCB（45個）は分析後に含有が認められたものから順次処分したとの回答を得た。また、含有の可能性がある残りの物は以下のとおりであり、処分期限（令和9年3月末）までに分析・処分が行われる予定であるとの回答も得た。

施設名	含有の可能性があると想定される数	含有分析の予定	処分予定
西浦下水処理場	約40個	令和7、8年度	令和7、8年度
高瀬下水処理場	約20個	令和7年度	令和7、8年度
都疎浜ポンプ場	1個	令和8年度	令和8年度
中山ポンプ場	なし	—	—
宮本ポンプ場	6個	令和7年度	令和7年度
湊町雨水ポンプ場	2個	令和7年度	令和7年度

（市資料より）

これらは大半が運転中の機器であるため、電気設備年次点検等の停電時にあわせて順次取り外し、調査が行われている。

PCBの処理費用は、令和5年度での実績を踏まえて上記の計69個に係る費用を簡易的に試算すると約120万円になる。ただし、稼働中の電気機

器であるため、詳細な仕様等が不明なものもあり、正確な見積額の算出は機器取外し後に行うことになる。

この PCB 処理費用は設備に設置されている状況にある場合、会計上、資産除去債務に該当し、既に取外して処理待ちの状態にある場合は環境対策引当金として計上するのが一般的な実務上の取扱いとなっている。しかし、アスベスト、土壌汚染と同じく PCB 処理費用を会計上どのように認識するかという点は明確となっていない。

以上のとおり、アスベスト、土壌汚染、PCB に関する会計上の取扱いは明確となっていないため、令和 6 年度下水道会計決算書にはこれらに関する会計処理は行われていない。

### 【結果（意見）：有効性】

地方公営企業会計において、資産除去債務に関する会計処理は明確となっていない。そのため、令和 6 年度下水道会計決算書自体に明確な誤りがある訳ではないが、今後、アスベスト、土壌汚染、PCB に関して除去費用等の発生が顕在化してきた場合には、それら費用の支払確定時点で負債及び費用を認識するのではなく、資産除去債務に代わる代替的な会計上の対応により、早めに負債及び費用を計上する必要があると考える。

具体的には、引当金による対応が考えられる。引当金は、将来の特定の費用又は損失であって、当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、金額を合理的に見積もることができる場合に計上されるものであり、費用が確定する前の段階で将来の費用又は損失を決算に反映する会計手法である。引当金は上記の 4 つの要件を充足した場合、必ず計上しなければならないものであり、今後、土壌汚染、PCB に関して除去費用等の発生が顕在化してきた際にはそれら費用を合理的に見積り、適切な名称を付した引当金として計上して頂きたい。

## ②西浦下水処理場の消化ガス発電事業者の決算内容等について（意見）

### 【事実の概要】

西浦下水処理場の消化ガス発電事業は、西浦発電事業契約書に基づき実施されている。この事業は長期間にわたり実施される重要な事業である事から、当該契約書において、次のように事業者の財務書類の提出が義務化されている。

## 【西浦発電事業契約書】

### 第 73 条（財務書類の提出）

事業者は、本契約の終了に至るまで、毎事業年度の最終日から 3 か月以内に、当該事業年度に係る計算書類等に公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付し、市に提出しなければならない。ただし、事業者が、会社法第 374 条に基づき会計参与と共同して作成した計算書類等を市に提出する場合には、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付することを要しない。

この規定に基づく事業者の令和 6 年 12 月期計算書類等と公認会計士の監査報告書を確認したところ、次のような問題点が確認された。

### i) 事業者の決算書類等について

事業者は市の使用許可を受けて西浦下水処理場の敷地に自社の発電設備を設置して発電事業を行っている。事業者は西浦発電事業契約書に基づき、運営・維持管理期間満了（契約書上の表記では平成 51 年 9 月末日）後、施設撤去完了予定日までに、全ての発電設備を解体撤去し、敷地を更地化又は原状回復して市に明け渡す義務がある。ただし、市が発電設備の全部又は一部を買い取る協議が整った場合は、買取に協力することとされており、敷地の更地化又は原状回復による明け渡し義務は無くなると考えられる。しかし、現時点でこの買取が実現する可能性は不明であり、原則として事業者には敷地の更地化又は原状回復による明け渡し義務があると考えられる。

なお、この契約に基づき、当該敷地等に係る行政財産使用許可書が交付されている。この許可書は使用期間が 3 年間となっており、運営・維持管理期間満了まで 3 年ごとに更新されると考えられる。この許可書上も使用期間満了時に事業者の原状回復義務が明記されている。

以上の事実を踏まえると、事業者には契約上の義務である解体撤去費用や原状回復費用といった資産除去債務が存在し、その履行時期は契約書上の表記である平成 51 年 9 月末日後の施設撤去完了予定日とほぼ特定できる。解体撤去費用や原状回復費用は、一定程度の確度で見積もる事が可能であることから、事業者の決算ではこの資産除去債務を計上する必要があると考えられる。仮に計上ができない場合は、その旨の注記が求められる。

しかし、事業者の令和 6 年 12 月期計算書類等には資産除去債務が計上されておらず、計上ができない場合の注記も記載されていなかった。そこで下水道施設課を通じて事業者に確認したところ、資産除去債務は全く

認識せず決算書を作成しているとの回答を得た。

またこの他に、事業者の計算書類等では、注記項目の記載や金額に軽微な誤りが認められた。

## ii) 公認会計士の監査報告書について

事業者の令和6年12月期計算書類等に対する公認会計士の監査報告書を確認したところ、事業者において存在していない取締役会宛てに監査報告書が提出されていた。

### 【結果（意見）：有効性】

西浦発電事業契約書の定めに従い、事業者の計算書類等と公認会計士の監査報告書を入手している事から、下水道施設課としては適切に事務を行っているが、計算書類等と監査報告書の内容については客観的に見て疑義が生じる点があることから、単に関係書類を受領するだけでなく上記の観点から内容の確認をして頂きたい。特に、事業者の計算書類等の信憑性は消化ガス発電事業の継続性にも影響を与えかねない問題である事から、慎重な確認を要望する。

## ③高瀬下水処理場の消化ガス発電事業者の決算書等の入手について（意見）

### 【事実の概要】

高瀬下水処理場の消化ガス発電事業は、高瀬下水処理場消化ガス発電事業消化ガス利活用事業契約書（以下「高瀬発電事業契約書」という。）に基づき実施されている。高瀬発電事業契約書の各規定は西浦発電事業契約書とほぼ同じである。

事業者の財務書類の提出に関する規定について、西浦発電事業契約書と比較したところ、高瀬発電事業契約書では次のように定められており、市の請求がない限り、事業者の計算書類等と公認会計士又は監査法人の監査報告書の提出は不要である事が分かった。実際に市は請求をしていないため、計算書類等や監査報告書は提出されていない。

### 【高瀬発電事業契約書】

#### 第73条（財務書類の提出）

事業者は、市の請求がある場合、市が合理的に請求した事業年度に係る計算書類等に公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付し、市に提出しなければならない。ただし、事業者が、会社法第374条に基づき会計参与と共同して作成した計算書類等を市に提出する場合には、公認会

計士又は監査法人の監査報告書を添付することを要しない。

高瀬発電事業契約書では、事業者に財務書類の提出を義務化していない理由を下水道施設課に質問したところ、西浦下水処理場のように事業者が特別目的会社である場合は財務書類の提出を求めるようにしているので、特別目的会社ではない高瀬下水処理場の事業者には提出を求めている、という回答を得た。

しかし、このような判断は特に明確な定めに基づくものではない。消化ガス発電事業の事業内容は両処理場でほぼ同一であり、規模はむしろ高瀬下水処理場の方が大きいことから、事業者の財務書類の提出を求めない合理的な理由はないと考えられる。

#### 【結果（意見）：有効性】

高瀬下水処理場の消化ガス発電事業においても、契約書に基づいて事業者の財務書類の提出を求めるべきであると考えます。

西浦下水処理場の事業者の計算書類等や監査報告書には客観的に見て疑義が生じる点を確認されていることから、高瀬下水処理場の事業者についても事業者の同書類を入手して信憑性を確認する意義はあると考えます。

#### ④下水処理場及びポンプ場のリスク管理（非常時・セキュリティ対策）について（意見）

##### 【事実の概要】

市は、非常時対応について国の「国土強靱化基本計画」で実施した手法及び「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、「船橋市国土強靱化地域計画」を令和3年3月に策定している。この計画では市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られることが地域の強靱化に関する基本目標のひとつとなっている。また、ライフライン・交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめ、早期復旧を図ることが大規模自然災害に対して事前に備える目標のひとつとして設定されている。

これらの目標の観点から、高瀬下水処理場及び西浦下水処理場を現地視察した際に、災害等による非常事態への対策を確認したところ、いずれも処理場内に自家発電設備が設置されており非常時の対策が取られている事が確認できた。

一方、災害等の非常時への対応の他に、下水処理場やポンプ場は、市民生活における重要な設備として、平時から外部からの不審者による侵入、

盗難等を未然に防ぎ、財産を適切に保全、維持していかなければならない。不審者の侵入を防止するには、施設の要所要所に施錠等を行うほか、いち早く不審者等を発見するために防犯カメラを設置し監視する方法が考えられる。防犯カメラの設置は、財産の保護や安全確保のための重要な手段であり犯罪等への抑止力にもなることから、設置する際には、設置目的の明確化、設置場所の選定、管理責任の明確化等が求められるとともに、プライバシーの保護にも配慮しなければならない。

市は現在、下水道施設のセキュリティ対策として防犯を目的としたカメラを各施設には設置していないが、施設の状態を監視する目的でのカメラは、高瀬下水処理場のほか、西浦下水処理場及び湊町雨水ポンプ場を除く中山ポンプ場、宮本ポンプ場、都疎浜ポンプ場に設置されている。これらはいくまで監視目的のカメラであり、防犯の役割は果たしていない。

なお、施設の施錠等の対策については各施設において適切に実施しているとの説明を現地視察の際に受けている。

#### 【結果（意見）：有効性】

下水道施設課は下水処理施設に対するセキュリティの重要性を理解していると考えるが、セキュリティ対策をより強化するために、施設の施錠等の他に下水処理場及びポンプ場に防犯カメラを設置し、不審者の侵入や盗難等を未然に防止する体制を構築して頂きたい。

### ⑤西浦下水処理場の旧脱硫施設について（指摘）

#### 【事実の概要】

3. 下水道総務課（2）結果㉑に記載のとおり、西浦下水処理場を現地視察した際に、同敷地内にある主要な固定資産について固定資産台帳に基づきその実在性を確認したところ、以下の固定資産が現在使用されていないことが判明した。

（再掲）

資産番号	3711
資産名称	西浦下水処理場 脱硫棟
構造	鉄筋コンクリート造
処理区	西浦処理区
取得日	1982年3月17日
取得金額	22,000千円
令和6年度末現在高	4,280千円

資産中分類名称	建物
---------	----

(市資料より作成)

【写真5 現在未使用の脱硫施設（再掲）】



(令和7年8月19日撮影)

西浦下水処理場では、令和3年度に新たな脱硫施設を建設しており、この旧脱硫施設は令和4年3月まで使用していた。旧脱硫施設は現在使用していないが、現在使用中の脱硫施設に故障等が生じたときの緊急時バックアップ設備として使用する可能性が考えられるため、固定資産除却等の会計処理は行われておらず、固定資産の減損会計においても遊休資産として単一の資産グループと認識されていない。

使用しなくなった固定資産に関しては、船橋市下水道事業財務規則第77条に次のような定めがある。

【船橋市下水道事業財務規則】

(固定資産の用途廃止)

第77条 課長は、その所管に係る固定資産のうち、著しく損傷を受けていることその他の理由により使用することができなくなったもの又は使用しなくなったものがあるときは、決裁責任者の決裁を受けて、当該固定資産の用途を廃止しなければならない。

この規定によれば、使用しなくなった固定資産は、固定資産の用途を廃止しなければならないが、この脱硫施設は用途廃止の決裁を受けていな

い状況にある。しかし一方で、廃止していない根拠である緊急時のバックアップ施設としての使用可能性については、十分に検討した根拠資料が確認できなかった。

なお、下水道施設課からは、「使用しなくなった固定資産の廃止について規則に日数等の具体的な基準が無く、かつ不具合発生時の下水道施設の復旧等も考慮して判断する必要があるため、第 77 条の廃止を行っていない」という回答を得た。

### 【問題の根本原因】

どのような状態になった場合に、使用しなくなったと判断するかという具体的な基準が無く、将来の再使用の可能性といった不確定な理由をもとに用途廃止を回避できる状況にあることが問題の根本原因である。

一般的に、使用しなくなった固定資産を他の用途へ転用し再使用するまでの期間は 1 年程度であり、この脱硫施設のように既に 3 年以上使用していない状態でかつ今後の使用可能性も不明確な場合は、第 77 条の使用しなくなった状態に該当すると言わざるを得ない。

仮に固定資産を今後使用する可能性があると判断した場合には、その判断を疎明する資料を整備し決裁を受けるとともに、実際のメンテナンス等を実施した実績を示す必要がある。

### 【結果（指摘）：法規性（不当行為）】

下水道施設課は、この脱硫施設について船橋市下水道事業財務規則第 77 条に従い、固定資産の用途廃止を判断しなければならない。なお、緊急時のバックアップ施設としての使用を理由に廃止しない場合は、その判断を疎明する資料を整備し決裁を受けるとともに、再使用に必要なメンテナンス等を実施する必要がある。

なお、この脱硫施設に限らず、固定資産は定期的に現物の使用状態を調査し、第 77 条により用途廃止すべきと判断された固定資産は速やかに廃止しなければならない。

## ⑥薬品管理簿の記載及び押印について（指摘）

### 【事実の概要】

西浦下水処理場の現地視察において、下水処理過程で使用している薬品等についてヒアリングを実施し、各下水処理場で管理する薬品等がないかを確認した。委託業者が使用する薬品等については当該業者が管理しているが、西浦下水処理場の薬品保管室を視察した際に、公営企業とし

て購入及び保管管理している薬品があることを確認した。サンプルとして確認した薬品は以下のとおりである。

品名	規格	単位	表示
アジ化ナトリウム	特級	100g	毒-Ⅲ 危 5-Ⅱ
1+2 硫酸	-	500ml	劇-Ⅱ 労特 3

サンプルとして確認したアジ化ナトリウム及び硫酸は船橋市下水道事業財務規則第 64 条第 2 項第 2 号に該当し、物品帳簿を備え、整理することが求められている。

**【船橋市下水道事業財務規則】**

(物品帳簿の管理等)

第 64 条 課長は、次に掲げる物品帳簿を備え、物品の受払の都度、記帳その他の整理をしなければならない。

ただし、課長が必要があると認める場合は、別に作成した物品帳簿を備え、整理することができる。

- (1) 消耗品管理簿
- (2) 郵便切手・はがき管理簿
- (3) 物品貸付簿
- (4) 借受物品管理簿

2 前項の規定にかかわらず、消耗品については、次に掲げるものを除き、物品帳簿を備え、整理することを省略することができる。

- (1) 郵便切手、はがき、収入印紙その他これらに類するもの
- (2) 灯油、ガソリン、毒劇物その他の別に定める危険物
- (3) その他課長が必要があると認める消耗品

この定めにより、上記 2 薬品については帳簿として化学物質等使用管理簿が定められており、年月日、購入量、使用量、在庫量、薬品使用者(印)、管理担当者(印)、管理責任者(印)を都度記載する様式となっていた。また、現物は保管庫に入れて施錠し、厳重に管理されている。

検査に使用するため薬品保管室から薬品が出庫される際に、薬品によって容器単位で管理しているものと使用量(グラムなど)で管理しているものがある。容器単位で出庫したものは、必ず全てを使用する訳ではなく検査機器に取り付けたまま管理されている。

【図表 25 化学物質等使用管理簿】

品名		規格		単位		表示	
年月日	購入量	使用量	在庫量	薬品使用者 (印)	管理担当者 (印)	管理責任者 (印)	

(市資料より作成)

アジ化ナトリウム及び硫酸について現在使用されている化学物質等使用管理簿を入手し、その管理状況を確認したところ、年月日、購入量、使用量、在庫量はいずれも入出庫の際に記載されているが、アジ化ナトリウムについては薬品使用者、管理担当者、管理責任者の記載漏れと押印漏れが確認された。硫酸については管理担当者及び管理責任者の記載漏れと押印漏れが確認された。

【問題の根本原因】

化学物質等使用管理簿の記載漏れ及び押印漏れが発生しているのは、管理者のチェック不足が原因である。使用者が管理簿の記入を徹底できていない点が問題の根本原因である事は言うまでもないが、管理者のチェック、定期的な点検等の内部統制が適切に運用されていない事も根本原因である。

【結果（指摘）：法規性（違反行為）】

アジ化ナトリウム及び硫酸は毒物、劇物等の危険物質であり、盗難、紛失、不正使用を防止するために厳格に管理されなければならない。そのためには今後も施錠できる保管庫での厳重な現物管理を継続することと同時に、船橋市下水道事業財務規則第64条第1項及び第2項第2号による、化学物質等使用管理簿による適切な受払管理、管理者のチェックを徹底する必要がある。

現状では、化学物質等使用管理簿による管理方法は整備されているものの、使用者や管理者の記載漏れ及び押印漏れがあり、内部統制の運用状況に問題がある。今後は現物の動きに合わせて受け払いを正確に記録し、記載漏れ、押印漏れが無いように事務を徹底しなければならない。

なお、容器単位で在庫し検査現場で保管している薬品についても、日々の数量管理を正確に行う必要がある。

## ⑦時間外勤務の事後命令について（指摘）

### 【事実の概要】

時間外勤務の命令（申請に対する決裁）が、時間外勤務従事日発生の翌日以降にされている例が生じていた。

### 【時間外勤務手当等の支給に関する規則（再掲）】

第 10 条 時間外勤務、時間外勤務代休時間の勤務、休日勤務及び正規の勤務時間中の午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間の勤務（以下「夜間勤務」という。）の命令及び確認並びに条例第 23 条第 3 項に規定する時間外勤務手当に係る勤務の確認は、時間外勤務等命令及び実績簿（第 1 号様式）により行う。ただし、市長が必要があると認めるときは、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関し支障のない範囲内で、当該様式を変更することができる。

上記第 10 条のただし書きについては、勤怠管理システムにおける申請等手続対応表が設けられ、同システム上で命令、確認が行われている。

【図表 26 勤怠管理システムにおける申請等手続対応表（再掲）】

◆手当等（全職員共通）								
項番	休暇名等	詳細	システム			紙媒体の使用	紙申請の様式	備考
			システム対応	分類タブ	メニュー名			
1	時間外勤務	時間外勤務の命令及び確認	○	時間外等	時間外勤務・振替等（事前命令）および時間外勤務・振替等（実績入力）			

（市資料より作成）

この手続対応表において、時間外勤務の命令については「時間外勤務・振替等（事前命令）」とされている。

令和 6 年度下水道施設課において、1 か月の時間外勤務が 45 時間を超えて時間外勤務を行った職員 2 名を抽出し、時間外勤務の命令（申請及び

決裁) の状況を確認した。

この結果、抽出した2名のうち、1名については、4月の時間外勤務従事20日の全日について、勤怠システム上、事後命令となっていた。

また、もう1名についても5月の時間外勤務従事日19日のうち、18日が事後命令となっていた。

#### 【問題の根本原因】

時間外勤務は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、任命権者が命ずることができるものであり、口頭で事前承認していれば、システム上は問題ないとの誤解があることが問題の根本原因である。

#### 【結果（指摘）：合规性（違反行為）】

時間外勤務については、任命権者が事前命令するものであることからすれば、時間外勤務の申請及びこれに対する命令は、時間外勤務に従事する前に行われなければならない。

### ⑧時間外勤務の実績入力について（指摘・意見）

#### 【事実の概要】

⑦で抽出した職員2名の、勤怠管理システムへの時間外勤務実績入力及び確認の状況は以下のとおりであった。

1名については、4月の時間外勤務従事20日の実績の確認が、2日分まとめてされたのが5回、4日分まとめてされたのが1回であった。

また、もう1名については5月の時間外勤務従事日19日のうち12日分がまとめて入力されており、その他も4日分まとめて入力されたことが1回あった。これに伴い、実績の確認も12日分及び4日分がまとめて確認されていた。

#### 【超過勤務適正管理基準（再掲）】

2 指針第6第1項に規定する時間を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合には、別紙様式1（超過勤務時間延長承認の申請について）により、あらかじめ人事を主管する部長の承認を得ることとし、必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。ただし、災害等事態急迫のため、事前に申請する暇がない場合には、事後に遅滞なく申請するものとする。

（注）上記の指針とは「超過勤務の縮減に関する指針」を指す。また、第6条第1項に規定する時間とは、1月45時間である。

### 【問題の根本原因】

時間外勤務の実績入力及びこれに対する確認をまとめて行うやり方が常態化している事が問題の根本原因である。

### 【結果（指摘）：合規性（不当行為）】

「超過勤務適正管理基準」の規程 2 によれば「指針第 6 第 1 項に規定する時間を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合には、別紙様式 1（超過勤務時間延長承認の申請について）により、あらかじめ人事を主管する部長の承認を得ることとし、必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。」とされているところ、実績入力がまとめてなされた場合、時間外勤務の累積時間が 45 時間を超えそうかどうかを、月中において任命権者が判断できない場合が生じる。このため時間外勤務の実績入力は、従事日発生の都度、なされるべきである。

### 【結果（意見）：効率性】

特定の職員に業務が偏ることで業務遂行に支障や遅延が生じてしまう可能性がある事から、各職員の時間外勤務の状況は適示に把握されなければならない。超過勤務適正管理基準による超過時間管理は、職員の業務負荷や担当の偏りを把握するうえで重要な事務であり、その結果を踏まえて業務内容の精査又は担当の見直しを行い事務の効率化を図っていただきたい。

## ⑨超過勤務時間延長承認の申請について（指摘・意見）

### 【事実の概要】

市は、「超過勤務の縮減に関する指針」を公表し、超過勤務命令を発する場合には、職員の健康及び福祉を害しないように配慮し、当該業務の臨時又は緊急の必要性を十分に考慮し、また、業務の内容に応じて超過勤務を命ずる人員及び超過勤務時間を最小限度に止めるよう努めること、としている。そのうえで、所属長が超過勤務を命ずることができる時間数を 1 月につき 45 時間、1 の年度につき 360 時間以内の範囲で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする、としている。

### 【超過勤務の縮減に関する指針】

#### 第 6 超過勤務命令できる時間

所属長が超過勤務を命令できる時間数は、1 月につき 45 時間、1 の年度につき 360 時間以内の範囲で必要最小限の超過勤務を命ずるもの

とする。

#### 【超過勤務適正管理基準（再掲）】

2 指針第6第1項に規定する時間を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合には、別紙様式1（超過勤務時間延長承認の申請について）により、あらかじめ人事を主管する部長の承認を得ることとし、必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。ただし、災害等事態急迫のため、事前に申請する暇がない場合には、事後に遅滞なく申請するものとする。

所属長は、1月につき45時間を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合には、別紙様式1（超過勤務時間延長承認の申請について）により、あらかじめ人事を主管する部長の承認を得て、必要最小限の超過勤務を命ずる必要があるが、下水道施設課において、1月に45時間を超えて時間外勤務していた職員のうち、1月に51時間の時間外勤務をしていた職員と56時間の時間外勤務をしていた職員を抽出して、様式1の提出の有無を確認したところ、いずれも別紙様式1が提出されていなかった。

更に後者の職員については、年間の時間外勤務の合計が令和7年3月に397時間に達したが、360時間を超えて超過勤務を命ずる必要が生じた時点において、別紙様式1の提出がされていなかった。

#### 【問題の根本原因】

時間外勤務の命令が事後命令となっていたり、実績の入力及びこれに対する確認をまとめて行うやり方が常態化していることにより、1月につき45時間、年間360時間を超えそうかということが適時に把握できないこと、また人事を所管する部長への承認申請ができていないかをチェックする内部統制がない事が問題の根本原因である。

#### 【結果（指摘）：合規性（違反行為）】

所属長が1月につき45時間を超えて、また1の年度に360時間を超えて超過勤務を命ずる場合、あらかじめ人事を所管する部長の承認を得ることとしているのは、職員の健康及び福祉に配慮し、当該業務の臨時又は緊急の必要性を十分に考慮するためであるから、所属長は超過勤務時間が1月45時間、年間360時間を超えそうかを適時に把握し、必要性を十分検討したうえ、あらかじめ人事を所管する部長の承認を得て、必要最小限の時間外勤務を命じなければならない。

**【結果（意見）：効率性】**

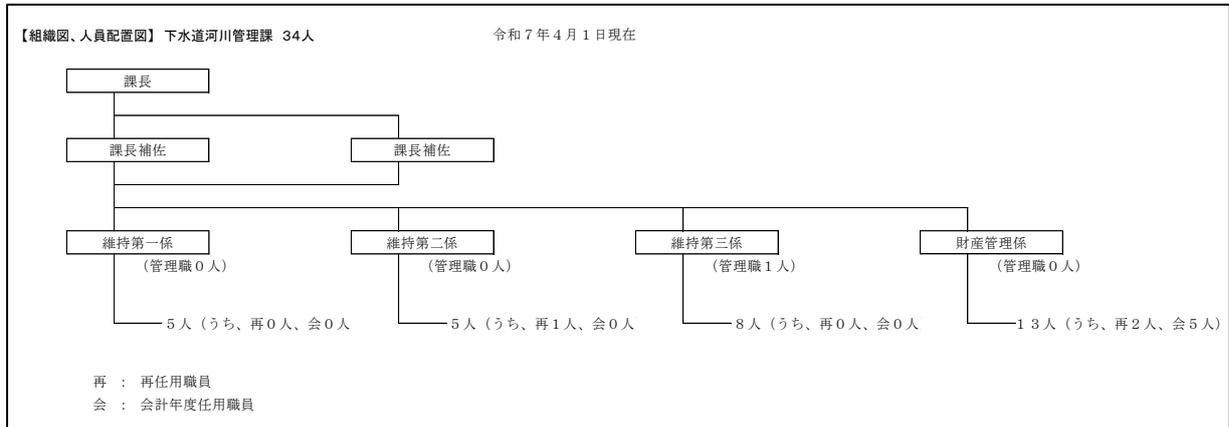
特定の職員に業務が偏ることで業務遂行に支障や遅延が生じてしまう可能性がある事から、1月の時間外勤務が45時間を超過する職員については、業務負荷や担当の偏りが無いか、業務内容が適切であるかという点を確認し適切に対応することで事務の効率化を図っていただきたい。

## 7. 下水道河川管理課

### (1) 概要

#### ①組織図及び人員配置（令和7年4月1日現在）

【図表 27 下水道河川管理課の組織図】



(市資料より)

#### ②分掌事務・事務分担（令和7年4月1日現在）

##### i) 分掌事務

- (1) 公共下水道、河川及び排水路の維持管理に関すること。
- (2) 公共下水道台帳並びに河川及び排水路台帳の維持及び保管に関すること。
- (3) 排水の接続許可に関すること。
- (4) 公共下水道、河川及び排水路の使用及び占用に関すること。
- (5) 公共下水道用地、河川及び排水路用地の境界に関すること。
- (6) 公共下水道管理者又は河川管理者以外の者が行う工事に関すること。
- (7) 市有護岸の設計及び工事監理に関すること。
- (8) 環境整備事業に伴う補助及び技術援助に関すること。

(注) 下線部分は一般会計の分掌事務である。

(市資料より)

##### ii) 事務分担

係・班等名	職名	職種	事務分担
	課長	土木	課内事務の掌理
	課長補佐	土木	課長の補佐（市内東部地区担当）
	課長補佐	土木	課長の補佐（市内西部地区担当）

係・班等名	職名	職種	事務分担
維持第三係	副主幹兼務 係長	土木	維持第三係長、係の統括
維持第一係	主査兼務係 長	土木	維持第一係長、係の統括
維持第二係	主査兼務係 長	土木	維持第二係長、係の統括
財産管理係	主査兼務係 長	土木	財産管理係長、係の統括、予算、決 算、業務委託自課契約事務
維持第一係	主査	土木	係の統括、維持管理業務委託の設計 施工管理
財産管理係	主査	土木	管路用地取得等の事務、対外協議
財産管理係	主査	一般事 務	庶務、財産台帳等の保管、土地賃貸 借
維持第一係	副主査	土木	維持管理業務委託の設計及び施工 監理
維持第二係	副主査	土木	接続申請、接続設計指導
維持第三係	副主査	土木	長寿命化対策工事の設計及び施工 管理
財産管理係	副主査	一般事 務	庶務、業務委託自課契約事務、予算 管理
財産管理係	副主査	土木	占用申請許可、用地境界確認及び協 議
維持第二係	主任技師	土木	維持管理業務委託の設計及び施工 監理
維持第三係	主任技師	土木	長寿命化対策工事の設計及び施工 管理、開発行為における雨水流出抑 制指導、計画区域外流入の許可に関 する事
維持第一係	技師	土木	維持管理業務委託の設計及び施工 監理
維持第二係	技師	土木	維持管理業務委託の設計及び施工 監理
維持第三係	技師	土木	開発行為における雨水流出抑制指 導
財産管理係	技師	土木	下水道台帳整備保管、用地境界確認

係・班等名	職名	職種	事務分担
			及び協議、供用開始事務

(市資料より)

**③情報システム等の概要（令和7年4月1日現在）**

情報システム名	下水道台帳システム（ALANDIS NEO）
購入金額（消費税込）	13,990 千円
導入年度	平成 15 年度
年間保守料又は使用料（消費税込）	36,994 千円
主な機能	下水道管路台帳の閲覧、要望等入力、上下流検索
端末数	－（同時接続 15 ライセンス）
運用形態	クライアントサーバー

(市資料より)

## (2) 結果

### ①不明水調査委託の未評価の取扱いについて（意見）

#### 【事実の概要】

3. 下水道総務課(2)結果⑱に記載のとおり、下水道河川管理課では、雨天時浸入水のうちの直接浸入水(宅地内)に着目した調査業務を行い、誤接続や宅内枿(公共枿)の蓋穴・蓋周囲への地表面浸入を把握している。この業務は、公共枿に計測器を設置し、雨天時の温度変化を計測することで誤接続を発見する業務である。令和4年度から令和6年度において実施した調査の結果(再掲)は以下のとおりである。

業務委託名	調査結果	
公共下水道管路不明水調査委託業務(実施地区:船橋市大穴北地区)	令和4年度	実施件数 150件 うち誤接続の疑いあり 8件
	令和5年度	実施件数 178件 うち誤接続の疑いあり 17件
	令和6年度	実施件数 158件 うち誤接続の疑いあり 19件

(市資料より作成)

本業務の誤接続調査結果の評価を確認したところ、現地の所有者が不在である場合や計測器の設置を拒否されたために調査が実施できなかった先が相当数ある事が判明した。これらの理由で計測器による温度調査ができなかった先は、評価が空白、つまり未評価となっていた。各年度の調査実施件数、未評価件数は以下のとおりである。

年度	実施件数(A)	未評価件数(B)	未評価割合(B/A)
令和4年度	150件	不在 4件 空家 6件 設置拒否 8件 その他 2件 合計 20件	13.3%
令和5年度	178件	不在 8件 所有者不明 2件 設置拒否 3件 その他 1件 合計 14件	7.9%

年度	実施件数(A)	未評価件数(B)	未評価割合 (B/A)
令和6年度	158件	不在 13件 設置拒否 6件 合計 19件	12.0%

(注) (B)のその他は、汚水柵が確認できない場合である。

(市資料より作成)

上表のとおり、未評価割合は令和6年度で12%に達しているが、このような所有者が不在である場合や計測器の設置を拒否されたために調査が実施できなかった場合等をどのように扱うかという点が、本業務委託契約書の仕様書において明記されていない。そのため、本業務委託が仕様書に従った成果及び報告を下水道河川管理課に提供されたものであるかどうかを確認できない。

また、未評価先について、今後どのようなフォローを行うかという方針も本監査時点では決まっていない状況であった。

#### 【結果（意見）：有効性】

本調査業務は、対象地区内の現地を訪問して公共柵に計測器を設置し温度調査評価を報告するものである。業務の性質上、所有者が不在である場合や計測器の設置を拒否されたために調査ができない場合も想定されることから、そのような場合に調査をどのように行うか、またどのように取り扱い報告するか、という点を明確にしなければ、成果物の検査が適切に実施できない可能性がある。

従って、本業務のより適切な遂行と検査が可能となるように、仕様書において、所有者が不在である場合や計測器の設置を拒否されたために調査ができない場合の取扱いについて明確な定めを設け、受注者と認識を共有して頂きたい。

#### 【結果（意見）：有効性】

過去3年度における未評価件数は多く、対象地区の不明水調査はまだ完了していない状況にある。本業務が不明水の削減を図るために実施している事を再認識し、未評価先をいつどのように再調査するのか、という点について早急に方針を決定し対応して頂きたい。

## ②不明水調査の対象拡大について（意見）

### 【事実の概要】

①の調査は、印旛沼流域下水道を所管する千葉県印旛沼下水道事務所から、流域下水道に接続している市町村等に対し不明水対策の徹底について要請があったことから、雨天時浸入水の多いエリアを絞り込んだうえで、対象エリアについて各戸ごとの調査を実施している。本調査は令和元年から開始しており、令和6年度まで6年間実施されている。

このように、本調査は千葉県の要請を受け実施されているが、市が独自に雨天時浸入水の多いエリア又は不明水が多いエリアを把握した同様の調査は現在行われていない。

### 【結果（意見）：有効性】

本調査だけでも多くの誤接続の疑いが確認されており、その割合も年々増加している。そのような結果を踏まえると、千葉県の要請による調査だけでなく、不明水対策のために市として自主的に調査エリアを検討し、調査を実施していくべきだと考える。

## ③譲与資産の目的外使用申請と減免状況について（指摘）

### 【事実の概要】

平成12年4月1日に、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権一括法」という。）が施行され、国土交通省所管の赤道（里道）・青水路（水路）等のいわゆる法定外公共物が無償で市町村に譲与されることとなった。この制度の譲与期間は、国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措置により平成17年3月31日までとなっており、各市町村は申請に基づいて譲与を受けることとなった。

譲与前の法定外公共物は国有財産であり、財産管理は都道府県、機能管理は市町村がそれぞれ国から事務を委任されて行われてきたが、譲与後は、市町村が法定外公共物の所有者となり、財産管理・機能管理とも市町村が行っている。

地方分権一括法の施行により、市内に鉄道を敷設し事業を行っている鉄道会社の軌道内にある法定外公共物は市に所有権が譲与されたが、下水道河川管理課によると、旧国有財産管理者から市に譲与された当時の占用物件一覧には各鉄道会社からの法定外公共物の占用についての記載が無く、市の譲与作業時に公図上で鉄道施設の占用を把握したとのことであった。その結果、占用、被占用個所が道路及び水路において多数あることから、市と鉄道各社との間で相互交換等により権原の整理が必要で

あると認識されたが、権原の整理には測量費用も時間も多く必要となり、占用料も無償となることから、同課は鉄道各社の動向を見ていたとの事である。

権原の整理が必要であるとしても、市に所有権が譲与された法定外公共物は、次の船橋市公有財産規則に基づき、速やかに必要な事務を行わなければならない。しかし、このような事務は行われていない。

#### 【船橋市公有財産規則】

(取得前の措置)

第6条 課長は、公有財産を取得しようとするときは、あらかじめ当該公有財産に関し必要な調査をし、物権の設定その他特殊な義務があるときは、必要な措置を採らなければならない。

(取得時の検査等)

第7条 課長は、取得した公有財産の引渡しを受けるときは、取得の原因となった契約、工事等及び引渡しに関する書類並びに関係図面と照合して、当該公有財産が適格であると認める場合を除き、当該引渡しを受けてはならない。

(登記又は登録)

第8条 課長は、不動産、船舶等の公有財産であって法令の規定により登記又は登録を必要とされるものを取得したときは、遅滞なくその登記又は登録をしなければならない。

平成27年に、JR船橋駅前のホテル建設建築確認において、市が東日本旅客鉄道株式会社に対し土地権原の整理を指示し、同社より資料が提供されたが、その後、平成28年度の耐震化工事を行う際に、財産整理が未実施であることが市と同社において確認され、同社総武線下の法定外公共物についての協議が始まった。その後、令和6年度までの市と同社の協議内容は以下のとおりとなっているが、平成28年、29年においては協議等が行われているものの、平成29年12月22日以降は協議等が無く、6年半以上も経過した令和6年6月25日に協議が再開されている事が分かる。

年月日	協議内容
平成28年2月3日	総武線軌道下構造物について ・維持管理区分の明確化 ・下水道総合地震対策事業の施工について
平成28年7月6日	総武線軌道占用下の公共下水道の管理区分の

年月日	協議内容
	打ち合わせ（中間報告）
平成 29 年 3 月 21 日	付替道水路財産整理に伴う現地立会いについて（依頼）文書受理
平成 29 年 6 月 9 日	下総中山～津田沼間水路部分について現地立ち合い
平成 29 年 12 月 22 日	現地立ち合い箇所について市の方針整理
令和 6 年 6 月 25 日	船橋市付替道水路財産整理について停滞していた協議再開についての打合せ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の方針について</li> <li>・ JR にて計画案を作成後に道路管理課及び下水道河川管理課との三者協議の要望</li> </ul>

（市資料より作成）

法定外公共物である土地は市に所有権があり、当該土地に附設した管渠等も市に所有権が帰属する。その結果、下水道事業から見ると、鉄道会社が鉄道敷地内の法定外公共物（用地）に軌道を占用する場合、次の船橋市公有財産規則の規定に従い、行政財産の目的外使用として許可し、必要に応じて使用料を減免する必要が生じてくる。

#### 【船橋市公有財産規則】

（使用許可の申請）

第 21 条 課長は、行政財産の使用の許可に際して、あらかじめ行政財産を使用しようとする者から行政財産使用許可申請書（第 1 号様式）を提出させなければならない。

（使用許可の手続）

第 22 条 課長は、行政財産使用許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面に当該行政財産使用許可申請書、図面等を添えて別表に定める課の合議を経たのち、決裁責任者の決裁を受けなければならない。

- (1) 使用を許可しようとする相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者氏名及び所在地）
- (2) 使用を許可しようとする行政財産の所在、種類及び数量
- (3) 使用の理由及び当該使用が行政財産の用途又は目的を妨げないと認める理由
- (4) 使用期間及び許可条件
- (5) 使用料の額

(使用許可の決定)

第 23 条 課長は、前条の決裁を受けたときは、行政財産使用許可書(第 2 号様式)を交付しなければならない。

2 行政財産の使用を許可しないものと決定したときは、速やかにその旨を通知しなければならない。

(使用料の減免)

第 24 条 船橋市行政財産使用料条例(平成 8 年船橋市条例第 4 号)第 4 条に規定する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1)国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。

(2)市の事務事業を補佐し、又は代行する公共的団体等において、その事務事業の用に供するため使用するとき。

(3)行政財産の使用の許可を受けた者が地震、水災、火災その他の災害のため、当該行政財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。

(4)その他市長が公益上必要があると認めるとき。

2 使用料の減免を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書と併せて行政財産使用料減免申請書(第 3 号様式)を提出しなければならない。

3 行政財産使用料減免申請書の提出があったときは、その内容を審査し、行政財産使用料減免可否決定通知書(第 4 号様式)により通知するものとする。ただし、使用料を減免する場合については、行政財産使用許可書の交付をもってこれに代えることができる。

この点については、例えば市内で鉄道事業を行う東京地下鉄株式会社の場合、市は令和 4 年度末までに 3 か所計 153.9 m<sup>2</sup>の占有申請を許可し、令和 5 年度は 8 か所計 283.96 m<sup>2</sup>の占有申請を許可しており、いずれも使用料は減免されている。

本監査において、市内で鉄道事業を行う鉄道各社につき、法定外公共物の占有の有無、行政財産使用許可申請の有無、使用料の減免の有無を調査した結果は以下のとおりである。なお、市の下水道施設が鉄道各社の敷地を占有している場合の許可申請の有無、使用料支払いの有無も合わせて調査している。

下水道河川管理課では、これまで詳細な占有場所等の情報は概ね把握していたものの、このような全容の整理は行われていなかった。

【図表 28 市と鉄道各社との占有、許可申請、使用料の状況】

	鉄道施設が譲与された土地 (水) (現下水道用地) を			(道路下 (踏切) を除き) 下水道施設が鉄道用地を			協議予定
	占有	許可申請	使用料	占有	許可申請	使用料	
JR総武線Aパターン	○	×	×				協議中
JR総武線Bパターン				○	○	○	協議中
JR武蔵野線	×			○	×	×	未定
JR京葉線	×			×			
京成本線Aパターン	○	×	×				協議予定
京成本線Bパターン				○	×	×	協議予定
京成松戸線 (旧新京成)	×			○	○	○	協議予定
東武鉄道	×	×	×	○	×	×	未定
東葉高速鉄道	○	○	×	×			
北総鉄道	×			×			
東京地下鉄	○	○	×	×			
千葉ニュータウン鉄道	×			×			

(注1) ○：有り ×：無し 東葉高速鉄道と東京地下鉄の使用料は減免済により無し  
(注2) Aパターン：鉄道会社が占有するケース Bパターン：市の下水道施設が占有するケース

(市資料より作成)

鉄道会社の施設が占有しているものの、行政財産使用許可申請がなく使用料が支払われていないのは、JR 総武線と京成本線である。一方、下水道施設が鉄道用地を占有しているものの、鉄道会社に対し使用許可申請をせず使用料も払っていないのは、JR 武蔵野線、京成本線、東武鉄道である。また、鉄道会社と協議中であるのは JR 総武線部分のみであり、JR 武蔵野線部分や東武鉄道株式会社とは協議自体が未定となっている。

### 【問題の根本原因】

地方分権一括法施行時に、従前管理者である千葉県からの引継資料 (占有申請や協議資料) が不足していたため、譲与資産の整理に時間と労力を要した点や、鉄道各社との権原の整理が必要となった点は理解できる。

しかし、このような理由はあるにせよ、地方分権一括法による譲与期限から約 10 年後にホテル建設をきっかけにしてこの問題が再認識された点や、東日本旅客鉄道株式会社との協議が途中で約 6 年半も途切れ、現在に至っているという状況、更に譲与資産について船橋市公有財産規則による取得に係る事務が行われていない状況を勘案すると、下水道河川管理課では譲与された法定外公共物に対する認識が不十分であったと言わざるを得ず、これがこの問題の根本原因となっている。

### 【結果 (指摘) : 合规性 (違反行為)】

地方分権一括法の施行により、市内に鉄道を敷設し事業を行っている

鉄道会社の敷地内にある法定外公共物は市に所有権が譲与されたことから、これらの公有財産について船橋市公有財産規則第 6 条から第 8 条までの規定による必要な事務を速やかに実施しなければならない。

**【結果（指摘）：合规性（違反行為）】**

下水道財産を占有していながら船橋市公有財産規則第 21 条から第 23 条までの手続及び書類が存在しない鉄道会社については、同規則の手続が未了の状態にあるため、速やかに同規則に基づく手続を実施しなければならない。

なお、地方分権一括法施行により譲与された法定外公共物に鉄道施設が既に占有している物件は、第 21 条以降の手続を実施すると、行政財産に使用を許可していない施設、つまり不法占有物に使用を許可してしまうという問題がある。

下水道河川管理課は、この問題への対応として船橋市公有財産規則第 31 条による行政財産の貸付けという位置付けで手続を進める方法を検討している。今後、第 31 条により手続を実施する事となった場合は、既に第 21 条以降の規定に沿い手続を完了している東京地下鉄株式会社について、手続上の平仄を合わせる必要があるため、同社についても改めて第 31 条による手続を実施して頂きたい。

**【結果（指摘）：合规性（不当行為）】**

下水道施設が鉄道用地を占有していながら、鉄道会社に許可申請をせず使用料も払っていない状態は不当であり、速やかに許可申請し使用料等の協議をしなければならない。

なお、下水道河川管理課としては、まず権原の整理について協議する必要があると考えていることから、整理後になお占有している下水道施設について、許可申請及び使用料の協議を行う必要がある。

**【結果（指摘）：合规性（不当行為）】**

法定外公共物に係る下水道施設の管理は、従前管理者である千葉県が市に対して適切に事務引継を行わなかった事が問題であると下水道河川管理課は認識している。この点は理解できるが、法定外公共物を譲与された以上、担当所管課としては重要な課題として適時適切な対応を行わなければならない。

特に本件については、所管課として情報や課題の共有が十分ではなかった事が問題であると考え。鉄道会社との協議等は所管課又は下水道部のレベルで対応すべき問題であるとの認識の下で迅速かつ適切な対応

をして頂きたい。

#### ④譲与資産の固定資産台帳への未登録について（指摘）

##### 【事実の概要】

③に記載した、地方分権一括法の施行により譲与された下水道施設について、財産管理の状況を確認したところ、下水道台帳上は当該施設が表記されているが、固定資産台帳には登録されていないことが判明した。譲与された下水道施設の全容は把握できないが、これらの施設は固定資産台帳に登録されていないために、下水道会計において簿外となっており、貸借対照表上の有形固定資産にも計上されていない。

譲与された下水道施設が固定資産台帳の登録から漏れているのは、同台帳の整備が不適切であるということであり、次の船橋市下水道事業財務規則第12条第1項第2号に違反している。

##### 【船橋市下水道事業財務規則】

（帳簿の整理及び保管）

第12条 下水道事業に関する会計事務を整理するため、次に掲げる会計帳簿(以下「帳簿」という。)を備える。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 固定資産台帳
- (3) 企業債台帳

このような状態になってしまった理由は明確となっていないが、無償で譲与された下水道施設は工事によって取得したものではないため、会計上の固定資産として認識する通常の事務プロセスに取り込まれず、そのまま固定資産の台帳登録が失念されたと推定される。

実際に固定資産台帳登録が失念された下水道施設について下水道台帳の登録状況を確認したところ、譲与による取得であるため「設置工事名」欄が空白となっており、工事による取得として認識されていなかった。具体的な工事名が無く取得費用も発生していない事から、このような下水道施設は会計上、固定資産として認識する事務プロセスに乗らず、下水道台帳上だけで認識されたと推定される。

##### 【問題の根本原因】

一般的な工事による取得ではなく、無償譲与や交換といった、支出を伴わない固定資産の取得について、固定資産台帳への登録漏れを防止する

内部統制が存在していないことが問題の根本原因である。

例えば、下水道台帳上の「設置工事名」が空白となっている下水道施設を抽出し、それらが固定資産台帳で登録されているかどうかをチェックする内部統制があれば、このような登録漏れを一定程度防止することができるはずである。

**【結果（指摘）：合规性（違反行為）】**

③に記載の譲与された下水道施設に限らず、固定資産台帳登録が漏れ簿外資産となっているものがないかどうかを確認するため、下水道台帳上の「設置工事名」欄が空白となっている施設等を全て抽出し、固定資産台帳登録が漏れているものが確認された場合は、現物を確認のうえ、速やかに台帳登録をしなければならない。

**⑤契約単位について（意見）**

**【事実の概要】**

下水道河川管理課では、入札における業務が原則として年度内に完了する前提で、契約単位（発注規模）を設定する方針を採用している。

同課における長寿命化対策工事は、年度内に竣工できる規模で発注しているほか、市内業者の育成の為、市内業者に受注機会を増やす為に工事本数を想定している。下記のとおり、例えば令和6年度において、湊町地区長寿命化対策工事は8の契約に分けてそれぞれ発注をしている。

(単位：千円)

契約名	工 期	発注額 (税込)
湊町地区長寿命化対策 工事（その8）	令和6年6月26日～令和7 年2月28日	98,169
湊町地区長寿命化対策 工事（その9）	令和6年6月26日～令和6 年12月20日	79,709
湊町地区長寿命化対策 工事（その10）	令和6年6月12日～令和7 年2月28日	103,010
湊町地区長寿命化対策 工事（その15）	令和6年9月4日～令和7 年6月30日	83,566
湊町地区長寿命化対策 工事（その17）	令和6年8月6日～令和7 年2月28日	58,538
湊町地区長寿命化対策	令和6年8月6～日令和7	56,622

契約名	工 期	発注額 (税込)
工事 (その 18)	年 6 月 30 日	
湊町地区長寿命化対策 工事 (その 22)	令和 6 年 7 月 24 日～令和 7 年 1 月 31 日	47,551
湊町地区長寿命化対策 工事 (その 23)	令和 6 年 8 月 6 日～令和 7 年 3 月 31 日	88,031

(市資料より作成)

しかし、契約単位（発注規模）の設定について、文書化された具体的・客観的な基準は存在しないため、このような契約単位が妥当であるかどうかを第三者が検証できない状況にある。

### 【結果（意見）：経済性・効率性・公平性】

以下の理由により、基本的な契約単位について、合理的な基準を定め、文書化して明示することが望ましい。

#### 1. 公平性・透明性の確保

発注者の裁量で恣意的に分割したように見えると、特定業者の受注を容易にしたのではないかと疑念を持たれやすい。また「分割の方針」「単位の考え方」を示しておけば、入札参加者への説明責任を果たすことが可能となる。

#### 2. 経済性・効率性の確保

大規模一括発注にすると中小企業が参入できず競争性が下がる可能性があるが、一方で契約単位を細分化せず、可能な範囲で1つの契約単位に集約することで予定価格・契約額の総額が下がり経済性が高まると考えられる。

また、契約単位を細分化すると契約事務の作業量や管理コストが増え、全体調整が複雑になる等、事務の効率性が低下する恐れがある。

これらの観点を踏まえて、バランスの取れた合理的な基準を定めることが、契約事務の経済性・効率性向上にとって有用である。

## ⑥随意契約における見積書の徴取について（意見）

### 【事実の概要】

令和 6 年度に下水道河川管理課において随意契約となっている以下の契約を確認したところ、契約締結に際して金額のみが記載された見積書

を徴取しており、見積金額の内訳は確認できなかった。

以下の契約は、下水道施設（マンホール等）が位置する道路の修繕工事であり、道路の高さ調整のために当該道路工事を請け負った業者へ発注する必要があったため、地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 6 号に定める「競争入札に付することが不利と認められる」契約に該当するとして、随意契約を締結することとなった。

また、令和 2 年度以降、業務委託契約事務の手引き（第 11 版修正版その 3 の 40 頁）により、原則として見積内訳が記載されていない、財務会計システムの「入札（見積書）」が使用されている。

（単位：千円）

契約名	工 期	発注額 （税込）
下水道施設修繕（その 2）	令和 6 年 9 月 10 日～令和 6 年 9 月 30 日	2,123
下水道施設修繕（その 3）	令和 6 年 9 月 10 日～令和 6 年 10 月 10 日	1,870
下水道施設修繕（その 6）	令和 6 年 12 月 15 日～令和 7 年 2 月 13 日	3,234
下水道施設修繕（その 10）	令和 7 年 2 月 28 日～令和 7 年 3 月 31 日	3,146
下水道施設修繕（その 11）	令和 7 年 2 月 28 日～令和 7 年 3 月 31 日	2,772
下水道施設修繕（その 12）	令和 7 年 2 月 28 日～令和 7 年 3 月 31 日	1,430

（市資料より作成）

船橋市契約規則第 27 条及び第 28 条には随意契約について次のような定めがある。

**【船橋市契約規則】**

（随意契約の予定価格の設定）

第 27 条 第 13 条の規定は、随意契約により契約を締結しようとするときに予定価格を定める場合に準用する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、決裁責任者が支障がないと認めるときは、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

(1) 予定価格が 100 万円以下の工事の請負又は修繕に係る契約で緊急の

必要があると認められるもの

(2) 予定価格が 30 万円未満の契約

(3) 法令により価格が定められていることその他の理由により一定の価格によらなければ契約をすることができず、又は著しく困難である契約

(4) 国又は地方公共団体との契約

(見積書の徴取)

第 28 条 決裁責任者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、2 者以上(契約の性質若しくは目的により契約の相手方が特定される場合又は予定価格が 30 万円未満である場合は、1 者以上)のものから見積書を徴するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

上記の各契約は、第 27 条第 3 号及び第 4 号のいずれにも該当しないものの、第 28 条第 1 項括弧書き（契約の性質若しくは目的により契約の相手方が特定される場合）に該当することから、契約締結に当たって 1 者以上のものから見積書を徴取しなければならない。

随意契約は入札のような競争性が働きにくいいため、契約に際しては金額の妥当性及び適正性を検証する必要がある。そのためには、提出される見積書に少なくとも項目ごとの内訳金額が記載されている必要があり、単に見積額のみを記載した見積書では、その金額の妥当性及び適正性を検証することができないと考える。

なお、業務委託契約事務の手引き第 10 版では「入札（見積書）」とともに「見積内訳」が様式として指定され、令和元年度までは見積額の内訳金額が確認できる見積書になっていたが、同手引きが第 11 版に改定された際に「見積内訳」が様式から削除されている。

下水道河川管理課は、当該修繕工事の見積金額の妥当性及び適正性の検証について、次のように回答している。

(下水道河川管理課の回答)

各契約については既に施工されている工事に関連する業務で、当該一社のみを契約の相手方となり得ることを前提としている。

金額の妥当性及び適正性については本体工事と同じ官積算により予定価格を算出しており、見積総額が設計に基づく予定価格の範囲内であることを確認することにより妥当かつ適正と判断していることから、内訳を求めている。

現行の手引きでは「見積内訳」が必須ではなく、下水道河川管理課の回答のとおり、予定価格の範囲内である事で金額の妥当性及び適正性は判断できると考える事も理解できるが、内訳における個々の項目、数量、単価に異常性が無いかどうかを確認する事はなお、見積額の妥当性及び適正性を検証するうえで有効であると考えます。

#### **【結果（意見）：有効性】**

随意契約を締結する場合、船橋市契約規則第 28 条第 2 項に該当しない限り、契約締結に当たって見積書を徴取しなければならないが、その際には見積額の妥当性及び適切性を検証するために内訳金額が記載された見積書の提出を求めることが望ましい。そして、提出された見積書の内訳金額の内容を検討したうえで、見積金額での随意契約締結の可否を決定して頂きたい。

### **⑦入札手続について（意見）**

#### **【事実の概要】**

令和 6 年度に下水道河川管理課において、B 社との間で契約を締結した「湊町地区長寿命化対策工事（その 10）」について、C 社の入札金額は最低制限価格と同額となっているにもかかわらず、無効とされた。

その理由としては、入札金額内訳書については、公告（船橋市契約規則第 6 条第 2 項第 5 号）において、「工事記号又は工事名、商号又は名称を記載し、入札参加者が本工事の入札金額内訳書として作成したことがわかるようにすること。」としているところ、C 社より提出された入札金額内訳書の工事記号に誤りがあり、当該工事への入札金額内訳書として作成したのか否か意思表示が不明瞭であったことから、入札金額内訳書の不備として無効としたものである。

当該無効理由については、船橋市契約規則第 19 条においても、「入札を無効とする場合においては、開札に立ち会った入札者に対し、理由を明らかにして当該入札が無効である旨を知らせなければならない。」と規定されている。しかし入札調書には無効理由の記載がなく、入札者に対して無効理由が口頭で伝達されたのみであった。

#### **【結果（意見）：有効性】**

入札手続が公告等に定められた方法により適切に行われたか否かは、入札手続の適法性及び信頼性を担保するために重要な事項である。船橋

市契約規則第 19 条においても、「入札を無効とする場合においては、開札に立ち会った入札者に対し、理由を明らかにして当該入札が無効である旨を知らせなければならない。」と規定され、当該無効についても無効理由を入札者に口頭で伝達しており規定に準拠していると考えるが、手続終了後にも無効理由と伝達の事実を客観的に確認できるように、それらを入札調書等に記載することが望ましい。

## ⑧時間外勤務の事後命令について（指摘）

### 【事実の概要】

時間外勤務の命令（申請に対する決裁）が、時間外勤務従事日発生の翌日以降にされている例が生じていた。

### 【時間外勤務手当等の支給に関する規則（再掲）】

第 10 条 時間外勤務、時間外勤務代休時間の勤務、休日勤務及び正規の勤務時間中の午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間の勤務（以下「夜間勤務」という。）の命令及び確認並びに条例第 23 条第 3 項に規定する時間外勤務手当に係る勤務の確認は、時間外勤務等命令及び実績簿（第 1 号様式）により行う。ただし、市長が必要があると認めるときは、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給に関し支障のない範囲内で、当該様式を変更することができる。

上記第 10 条のただし書きについては、勤怠管理システムにおける申請等手続対応表が設けられ、同システム上で命令、確認が行われている。

### 【図表 29 勤怠管理システムにおける申請等手続対応表（再掲）】

◆手当等（全職員共通）								
項番	休暇名等	詳細	システム			紙媒体の使用	紙申請の様式	備考
			システム対応	分類タブ	メニュー名			
1	時間外勤務	時間外勤務の命令及び確認	○	時間外等	時間外勤務・振替等（事前命令）および時間外勤務・振替等（実績入力）			

（市資料より作成）

この手続対応表において、時間外勤務の命令については「時間外勤務・振替等（事前命令）」とされている。

令和6年度の下水道河川管理課において、1月の時間外勤務が45時間を超えて時間外勤務を行った職員1名について、時間外勤務の命令（申請及び決裁）の状況を確認した。

この結果、抽出した職員については、10月の時間外勤務申請12日のうち4日が、勤怠システム上で事後命令となっていた。

### 【問題の根本原因】

時間外勤務は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、任命権者が命ずることができるものであり、口頭で事前承認していれば、システム上は問題ないとの誤解があることが問題の根本原因である。

### 【結果（指摘）：法規性（違反行為）】

時間外勤務については、任命権者が事前命令するものであることから、時間外勤務の申請及びこれに対する命令は、時間外勤務に従事する前に行われなければならない。

本件については、事前に所属長に口頭で説明し了承を得ていたという説明がされたが、口頭では了承を得たかどうか事後的に確認できないので、やむを得ない場合を除き、必ず勤怠システム上で命令すべきである。

## ⑨超過勤務時間延長承認の申請について（指摘・意見）

### 【事実の概要】

市は、「超過勤務の縮減に関する指針」を公表し、超過勤務命令を発する場合には、職員の健康及び福祉を害しないように配慮し、当該業務の臨時又は緊急の必要性を十分に考慮し、また、業務の内容に応じて超過勤務を命ずる人員及び超過勤務時間を最小限度に止めるよう努めること、としている。そのうえで、所属長が超過勤務を命ずることができる時間数を1月につき45時間、1の年度につき360時間以内の範囲で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする、としている。

### 【超過勤務の縮減に関する指針（再掲）】

#### 第6 超過勤務命令できる時間

所属長が超過勤務を命令できる時間数は、1月につき45時間、1の年度につき360時間以内の範囲で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

### 【超過勤務適正管理基準（再掲）】

2 指針第 6 第 1 項に規定する時間を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合には、別紙様式 1（超過勤務時間延長承認の申請について）により、あらかじめ人事を主管する部長の承認を得ることとし、必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。ただし、災害等事態急迫のため、事前に申請する暇がない場合には、事後に遅滞なく申請するものとする。

所属長は、1 月につき 45 時間を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合には、別紙様式 1（超過勤務時間延長承認の申請について）により、あらかじめ人事を主管する部長の承認を得て必要最小限の超過勤務を命ずる必要があるが、下水道河川管理課において、1 月に 45 時間を超えて時間外勤務を行った職員 1 名につき、別紙様式 1 の提出の有無を確認したところ、同様式は提出されていなかった。

### 【問題の根本原因】

時間外勤務命令が事後命令となっているために、1 月につき 45 時間を超えそうかということが適時に把握できないこと、また人事を主管する部長への承認申請ができていないかをチェックする内部統制がないことが問題の根本である。

### 【結果（指摘）：合規性（違反行為）】

所属長が 1 月につき 45 時間を超えて超過勤務を命ずる場合、あらかじめ人事を主管する部長の承認を得ることとされているのは、職員の健康及び福祉に配慮し、当該業務の臨時又は緊急の必要性を十分に考慮するためであるから、所属長は超過勤務時間が 1 月 45 時間を超えそうか把握し、必要性を十分検討したうえ、あらかじめ人事を主管する部長の承認を得て、必要最小限の時間外勤務を命じなければならない。

### 【結果（意見）：効率性】

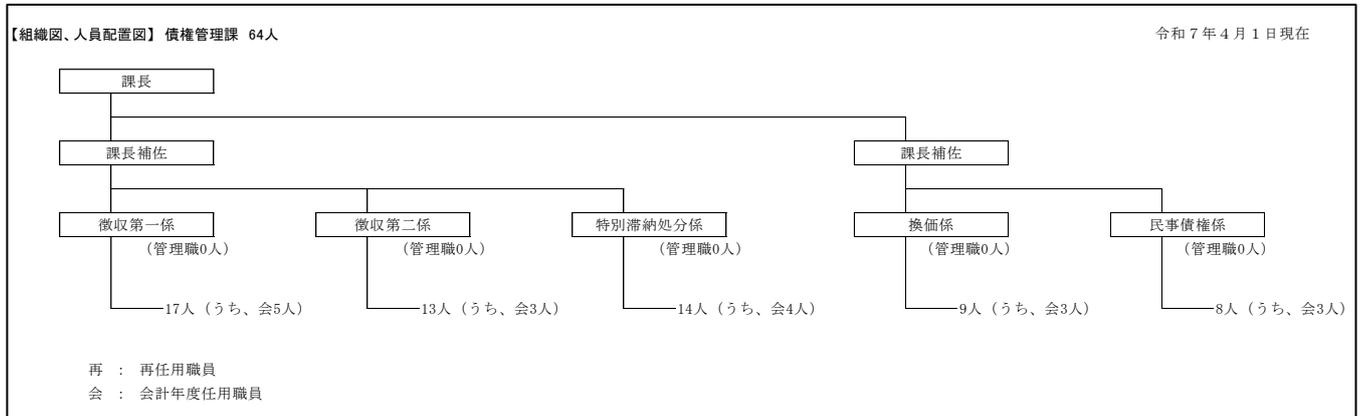
特定の職員に業務が偏ることで業務遂行に支障や遅延が生じてしまう可能性がある事から、1 月の時間外勤務が 45 時間を超過する職員については、業務負荷や担当の偏りがいないか、業務内容が適切であるかという点を確認し適切に対応することで事務の効率化を図っていただきたい。

## 8. 債権管理課

### (1) 概要

#### ①組織図及び人員配置（令和7年4月1日現在）

【図表 30 債権管理課の組織図】



#### ②分掌事務・事務分担（令和7年4月1日現在）

##### i) 分掌事務

- (1) 市税等その他の市の有する金銭の給付を目的とする債権(以下「市の債権」という。)の管理、滞納対策等に係る総括に関すること。
- (2) 市の債権の徴収督促に関すること。
- (3) 市の債権の賦課及び収納に係る情報の調査に関すること。
- (4) 市の債権を所管する課(以下この項において「所管課」という。)が行う市の債権の回収事務に係る総括管理に関すること。
- (5) 所管課との市の債権の回収に係る調整に関すること。
- (6) 市の債権に係る滞納処分等に関すること。
- (7) 市の債権に係る徴収の嘱託及び受託に関すること。
- (8) 市税等の過誤納金の充当、委託納付又は委託納入先の決定に関すること。
- (9) 市の債権に係る民事訴訟の提起等に関すること。
- (10) 市の債権に係る支払督促に関すること。
- (11) 市の債権に係る仮差押え及び仮処分に関すること。
- (12) 市の債権に係る強制執行等に関すること。
- (13) 市の債権に係る配当要求及び債権の届出に関すること。
- (14) 市の債権債務の相殺に関すること。
- (15) 滞納者等に対する市の債務に係る調整に関すること。
- (16) 市の債権の放棄に関すること。

## ii) 事務分担

債権管理課は、i)に記載のとおり、市の債権の管理、滞納対策を担当しているため、下水道事業に係る債権だけに限定した事務分担は無い。従って、記載を省略する。

### ③情報システム等の概要（令和7年4月1日現在）

情報システム名	DIALOGUE StanDard1 Next
購入金額（消費税込）	105,196千円
導入年度	平成30年度
年間保守料又は使用料（消費税込）	5,108千円
主な機能	滞納整理業務支援

上記の情報システムは、市の債権の管理、滞納対策のために使用されるものであり、下水道事業に係る債権だけに限定して使用されるものではない。従って、本監査ではIT全般統制等の検証対象としない。

### ④下水道事業の債権に係る事務量の概要

#### i) 下水道使用料

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
移管件数	547件	402件	259件
移管金額	54,230千円	38,038千円	24,294千円
差押件数	105件	67件	44件
差押配当金額	5,734千円	3,763千円	2,711千円
交付要求件数（事件数）	9件	4件	3件
交付要求配当額	96千円	26千円	—
徴収金額	17,899千円	13,486千円	8,717千円

（市資料より）

#### ii) 下水道受益者負担金

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
移管件数	36件	41件	20件
移管金額	740千円	1,262千円	427千円
差押件数	5件	11件	4件
差押配当金額	60千円	239千円	88千円
交付要求件数（事件数）	2件	4件	2件

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付要求配当額	5千円	—	—
徴収金額	237千円	885千円	199千円

(注1) 移管件数は、その年度内に債権管理課で一度でも事務を取り扱った案件の件数である。

(注2) 交付要求実績は、競売事件に関するものである。

(市資料より)

## (2) 結果

### ①滞納処分及び執行停止について（意見）

#### 【事実の概要】

3. 下水道総務課(2)㉓において記載した、令和6年度に不納欠損となった債権150千円は、平成27年8月に下水道総務課から債権管理課に移管されている。その後、最終的には執行停止から3年を経過した債権として不納欠損となっているが、移管後の経過を要約すると次のとおりとなる。

(経過の主な内容)

年 月	折衝結果
平成27年11月	財産調査
平成28年4月	本人来庁。生活状況を聴き取り、分納による納付計画書受理。
平成29年3月	分納不履行につき、本人に連絡。他の債権につき分納の約束。
平成29年7月及び8月	不動産競売開始決定受理、同日中に交付要求。債権届出の催告書受理、同日中に追加での交付要求。
平成29年9月	本人へ連絡するも出ず、反応なし。下水道使用料につき分納納付書送付。
平成30年2月	第1回目の納付ができず、分納解除。
平成30年7月	財産調査
平成31年4月	本人へ連絡するも出ず、反応なし。
令和元年6月	催告書発送
令和元年7月	本人来庁。9月中に再度相談約束。
令和2年5月	財産調査。分納による納付計画書受理。
令和2年8月～10月	催告書発送、本人へ連絡、いずれも反応なし。分納1回分収納確認。
令和2年11月	他の債権も含めて、滞納処分（預金3,166円差押）執行。
令和3年3月	本人より連絡あるも、その後連絡なし。
令和3年6月	財産調査。本人へ連絡するも出ず、反応なし。
令和3年11月～12月	本人宅へ臨戸。その後、本人へ連絡するも出ず、反応なし。催告書発送も反応なし。
令和3年12月	本人の勤務先へ臨戸。

年 月	折衝結果
令和4年1月	本人宅へ訪問し実情調査。改めて生活状況の聴き取り及び財産が無い事を確認。
令和4年2月	執行停止

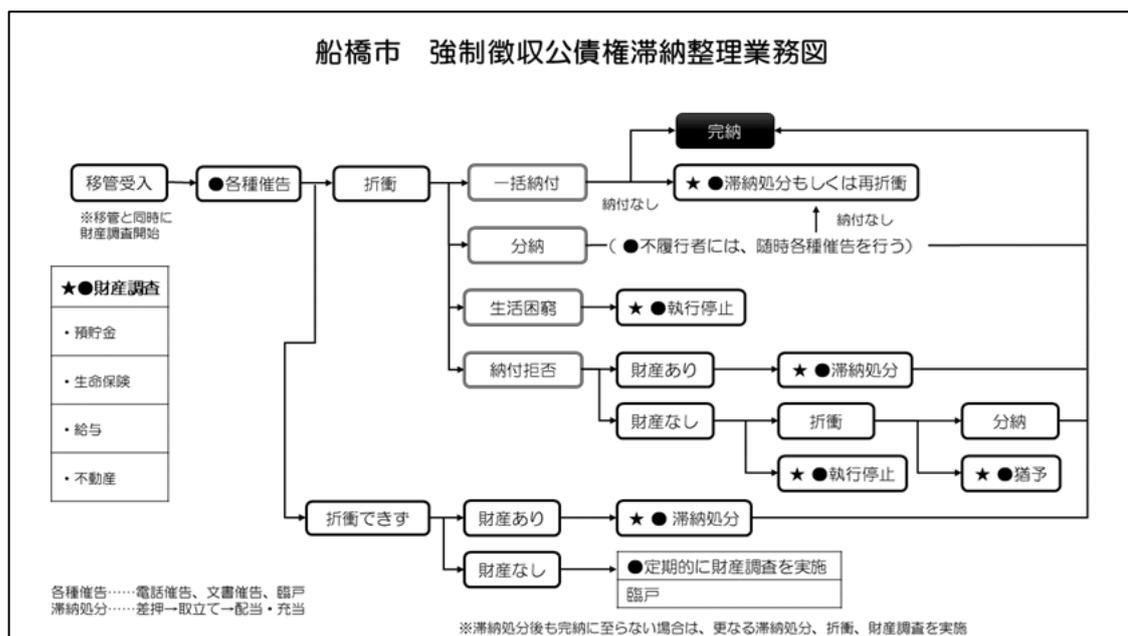
(注) 上記以外にも税のみの一斉催告書については別途定期的に発送している。

(市資料より作成)

この経過から分かる事は、債務者が何度も分納による納付を約束していながら納付できず、本人への連絡や催告書の発送にも反応がなく、一定期間後に何度も財産調査を実施して滞納処分できる財産がほぼない事を把握しているという点である。

債権管理課では、所管課から移管された強制徴収公債権を、次の事務フロー図に従って徴収している。

【図表 31 下水道使用料の滞納整理業務図】



(市資料より)

この債務者について確認すると、本人との折衝後に分納が開始されたものの、間もなく不履行となった事から催告を行い、納付が無いため財産調査や再折衝が行われているので、事務フロー図には準拠している。しかし、債務者との経過から分かる特徴とこの事務フロー図を照合すると、次の問題点が確認できる。

- i) 分納不履行者への催告後、「納付なし」の具体的な期間が明確となっていないため、再折衝が適時に行われていない。
- ii) 「折衝できず」という状態の具体的な期間が明確となっていないため、本人に連絡しても反応が無く折衝が途絶えた状態が相当期間あっても「折衝できず」とならず、滞納処分や臨戸に進まない。
- iii) 本人との面談や財産調査により早い段階から苦しい収入状況や差押できる財産がほぼない事が把握できているが、僅かながら収入が見込まれ本人の納付拒否も無い限りは徴収を継続し、事務フロー図の「生活困窮」による執行停止に至らない。

このような問題が確認された状況で滞納整理を実施すると、債権管理課が個々の債務者に対して対応できる範囲内で事務を実施してしまう恐れがあり、債務者に対する公平な債権の徴収ができなくなる可能性がある。また、債権回収や執行停止が不十分または不適切となってしまう恐れがある。

#### 【結果（意見）：有効性・公平性】

移管債権の滞納整理を正確、効果的かつ公平に行うために、上記の問題点につき、次のような改善を図っていただきたい。

i) については、「納付なし」の具体的な期間を定め、期間を超過した債務者に対し再折衝が速やかに行われているかをチェックする体制を構築する。

ii) については、本人との折衝途絶後、一定日数以内に再折衝できない場合を事務フロー図上の「折衝できず」と定義し、速やかに事務を進める。

iii) については、執行停止が地方税法第15条の7第1項第1項によるものであることから、債務者本人の将来の収入見込みや納付意思を勘案するだけでなく、同項第1号の「滞納処分をすることができる財産がないとき」及び第2号の「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」について具体的な基準を設け、債務者がその基準に該当するか否かにより、執行停止を行えるようにする。

## ②所管課との債権管理の連携等について（意見）

### 【事実の概要】

本監査では、債権管理課が所管する下水道使用料、下水道受益者負担金、水洗便所化改造工事資金貸付金の事務について報告すべき事項は確認されなかった。しかし、下水道総務課の監査結果に、債権管理に係る指摘又

は意見があり、これらは下水道総務課のみが所管すべきではない事項、又は債権管理課が積極的に関与し、改善していくべき事項であることから、債権管理課の監査結果として改めて以下に記載する。

下水道総務課の監査結果のうち、債権管理に係る指摘又は意見は次のとおりである。

結果のタイトル	結果の種類
⑳徴収一元化における滞納債権の徴収について	指摘：合規性（違反行為） 意見：有効性
㉑保証人への履行請求について	指摘：合規性（違反行為） 意見：有効性
㉒債権の移管について	意見：有効性

#### 【結果（意見）：有効性】

下水道総務課には、強制徴収公債権である下水道使用料と下水道受益者負担金、私債権として水洗便所化改造工事資金貸付金があり、同課は滞納債権の徴収プロセスが異なる債権を管理しなければならない状況にある。更に下水道使用料は、千葉県との徴収一元化により千葉県側に債権管理権限があり、更に滞納債権の徴収事務が複雑になっている。

このような状況にある債権管理事務を、下水道総務課が単独で適切に遂行していくことは非常に難しく、債権管理課による指導、支援や検証が必要になると考える。特に千葉県との徴収一元化による債権管理は、私債権である上水道料金と強制徴収公債権である下水道使用料の一括徴収を行っていることから、私債権である上水道料金の滞納債権管理に合わせて事務が行われ、強制徴収公債権と相違する事務が行われる可能性がある。本監査では、千葉県の徴収事務を監査する事はできないため、その実態を解明する事はできなかったが、是非、債権管理課が中心となって船橋市債権管理条例等との整合性を確認して問題点がないかを検討して頂きたい。

## 付 記

八潮市の道路陥没事故が発生して丸1年が経過した。陥没現場は足場や重機などで埋め尽くされ、未だに仮復旧の段階にあり、本格復旧にはあと5年から7年もの期間がかかる見通しだと言われている。振動や悪臭などに悩まされた周辺住民の苦悩は今も続いている。

本年度の特定の事件を選定するに当たり、八潮市の道路陥没事故が大きな影響を与えたという事は言うまでもない。かねてから懸念されていた管渠等の老朽化問題が一気に顕在化し、尊い命が失われたという事実は、下水道事業に携わる関係者に強い危機感を喚起したに違いない。包括外部監査人の職にある者も、下水道事業を特定の事件として選定する衝動に駆られるはずである。

本監査においても、八潮市の事故を踏まえて、市における下水道施設の老朽化対策や耐震化対策、浸水対策、そして国土交通省による特別重点調査等について、財務に関する事務の執行の観点から監査を実施した。監査の結果確認された各対策の概要は**Ⅱ. 外部監査対象の事業等の概要 1 (6) 及び (10)**に記載のとおりである。老朽化対策については、現在、ストックマネジメントの手法を導入して適切な維持管理が図られている。本監査で確認した限りでは、現在進行している公共下水道ストックマネジメント（第2期）の進捗が計画比で遅れている状況にあるが、対象施設の耐震化対策を優先的に進めて第3期以降の耐震化工事に合わせてスケジュール調整しているとの回答を得ており、その方針に基づく適切な事務の執行を期待する。また特別重点調査等については、市民の関心が高い事もあり、現在の実施結果が市のホームページ上で公表されている。今後も関連する情報がある場合は随時公表内容を更新して頂きたい。

一方、下水道事業の事務プロセスや決算書類の内容等については、合规性や有効性を中心に重要な発見事項が複数確認された。合规性については、違反行為、不当行為いずれも再発しないための内部統制を構築し、適切に運用して頂きたい。有効性については、何を目的として事務を行っているかという原点に立ち返り、現状の実務を再検討して頂きたい。特に、目的達成のために行う手段自体が目的となってしまう、いわゆる「手段の目的化」といった事態に陥る事があってはならない。

最後に、本監査を通じて、公共下水道を使用しているにもかかわらず下水道使用料が未賦課となっている者が存在する実態を知り、大変残念な思いを抱いている。そもそも下水道事業は、下水道使用料だけでなく一般会計からの繰出金等による収入が無ければ事業を継続できない。この前提を踏まえれば、下水道使用料を負担すべき者が未賦課となっている状況は如何に重要な問題であるかが認識できるはずである。この問題に対する適切な措置を速やかに実施する事を市に期待して本監査を終了したい。

以 上